

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月29日

【中間会計期間】 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート
・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 クレディ・アグリコル証券会社 東京支店 支店長
(Chief Executive Officer)
樋 口 聡

【本店の所在の場所】 フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052
レ・ゼタジュニ広場 12番地
(12, place des Etats-Unis CS 70052
92547 Montrouge Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福 田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 田 春 奈
弁護士 後 藤 大 智
弁護士 山 本 拓 歩
弁護士 森 田 峻

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1453
03-6775-1606
03-6775-1745
03-6775-1351

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【企業情報】

(注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」、「€」または「EUR」は欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合（以下「EU」という。）の加盟国の統一通貨を、「米ドル」または「USD」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝171.47円の換算率（2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場仲値）により計算されている。

(注2) 本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段の解釈がなされる場合を除き、「当社」、「当行」、「クレディ・アグリコル・CIB」および「CACIB」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを、「クレディ・アグリコル・CIB・グループ」はクレディ・アグリコル・CIB・エス・エーならびにその支社および子会社を、「クレディ・アグリコル・エス・エー・グループ」はクレディ・アグリコル・エス・エーおよびその連結子会社を指す。さらに、「クレディ・アグリコル・グループ」は、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループ、地域銀行および地方金庫ならびにその子会社を指す。「当行グループ」は、ほとんどの場合「クレディ・アグリコル・グループ」を、その他の場合には「クレディ・アグリコル・CIB・グループ」を指す。

本書において、「CIB」または「コーポレート・アンド・インベストメント・バンク」は、クレディ・アグリコル・CIBの主要事業部門を指し、主要事業部門にはファイナンス事業ならびにキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業を含む。

(注3) 本書中の表で計数が四捨五入され、または切り捨てられている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

2025年5月23日付で提出した有価証券報告書（以下「2024年有価証券報告書」という。）の「提出会社の属する国・州等における会社制度」および「提出会社の定款等に規定する制度」に記載された事項について、以下の通り、下線部（変更または追加情報）を除き、当該半期中に重要な変更はない。

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

（中略）

株式に付与された権利

（中略）

(d) 法定監査人

（中略）

EUの企業サステナビリティ報告指令（以下「CSRD」という。）を置き換える2023年12月6日付フランス指令第2023-1142号に基づき、クレディ・アグリコル・CIBはフランス商法第L.233-28-4条に従い、2025年よりクレディ・アグリコル・CIBの連結年次経営報告書（フランス語では「*rapport de gestion*」）に記載さ

れる必要があるサステナビリティ情報の認証を担当する法定監査人（または「*organisme tiers indépendant*」と呼ばれる認定独立保証サービス・プロバイダー）を少なくとも1名任命する義務を負う。

（中略）

(e) 清算

（中略）

サステナビリティ報告

「CSRD」指令を反映する2023年12月付フランス指令第2023-1142号に基づき、法的水準および基準に該当する一部の企業は2025年以降「非財務実績報告書」（*déclaration de performance extra-financière*）の公表対象ではなくなるが、新たな「CSRD」サステナビリティ報告（すなわち、フランスの年次経営報告書（*rapport de gestion*）に含まれるサステナビリティに関する情報（*informations en matière de durabilité*）の公表対象となる。クレディ・アグリコル・CIBIは、2025年に初めて、グループ連結年次経営報告書の別セクションで、連結サステナビリティ情報の公表対象となった。この情報は、当行グループの活動がサステナビリティの課題に与える影響を理解するのに役立つだけでなく、これらの課題が当行グループの事業、業績および状況の変化にどのような影響を与えるかを理解するのにも役立つ。サステナビリティの課題には、現行法に準拠した環境、社会およびコーポレート・ガバナンスの課題が含まれる。

（後略）

2 【外国為替管理制度】

2024年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【課税上の取扱い】

2024年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(単位： 百万ユーロまたは%)	2025年6月30日	2024年12月31日	2024年6月30日	2023年12月31日	2023年6月30日
資産合計	827,656	847,910	808,659	757,367	762,089
顧客に対する貸出金 および債権	190,392	193,129	179,676	172,624	172,293
顧客に対する債務	195,825	202,524	183,400	183,332	174,660
株主持分	33,195	32,715	30,798	30,068	28,870
ティア1比率	21.44%	18.05%	18.60%	20.24%	19.04%
	(段階適用)	(段階適用)	(段階適用)	(段階適用)	(段階適用)
	21.44%	17.98%	18.54%	20.12%	18.92%
	(完全実施)	(完全実施)	(完全実施)	(完全実施)	(完全実施)

(単位： 百万ユーロ)	2025年6月30日	2024年12月31日	2024年6月30日	2023年12月31日	2023年6月30日
収益	4,549	8,172	4,154	7,317	3,828
営業総利益	2,023	3,594	1,966	2,952	1,505
営業利益	2,014	3,489	1,972	2,831	1,439
税引前利益	2,027	3,471	1,956	2,827	1,439
当期純利益 - 当行グループの持分	1,619	2,697	1,535	2,241	1,130

2 【事業の内容】

2024年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【関係会社の状況】

下記「第 6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記10を参照。

4 【従業員の状況】

当社は、当該半期末日時点における従業員数を開示していない。2024年12月31日現在、当行グループにて雇用されている常勤従業員は13,239名であった。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記の将来に関する記述は、中間会計期間の末日現在における判断に基づくものである。

下記「2 事業等のリスク」を参照。

2 【事業等のリスク】

下記事項以外は、2024年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

下記の将来に関する記述は、中間会計期間の末日現在における判断に基づくものである。

- リスク要因 -

本項には、2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因」に関連する2025年上半期に発生した主な動向を記載している。これらの進展は以下の太字で示されている。

■信用リスク

クレディ・アグリコル・CIBは、企業および金融機関の取引相手先に対する信用リスクに晒されている。

クレディ・アグリコル・CIBは、企業および金融機関等の取引相手先に関連する信用リスクに晒されている。信用リスクは、取引相手先がその義務を履行することができず、当行の記録においてこれらの義務の帳簿価額がプラスである場合に、クレディ・アグリコル・CIBの連結財務諸表に影響する。取引相手先は銀行である場合もあるが、金融機関、事業法人もしくは営利企業、政府およびその様々な事業体または投資ファンドである場合もある。取引相手先の債務不履行の水準は、近年の比較的低い水準に対して上昇する場合がある。クレディ・アグリコル・CIBは、貸倒債権および貸倒懸念債権について多額の費用および引当金を計上しなければならない、これがその収益性に影響する可能性がある。これらの引当金は、損益計算書の「リスク費用」に記載されている。クレディ・アグリコル・CIBの規定水準は、過去の損失データ、融資の件数、種類および満期、経済動向ならびにその他様々なタイプの融資回収の観点に関連する要因に応じて設定された。リスク費用には、不良債権に係る費用（IFRS第9号に基づくECLステージ3）だけでなく、取引相手先のリスク特性が悪化した場合の費用（IFRS第9号に基づくECLステージ1および2）の両方が含まれる。

企業側では、借入人の信用の質は、主として経済の不透明感の高まりおよびいくつかの分野においては経済大国の取引方針に伴うリスクにより、著しく悪化する可能性がある。

健康危機の際に特に影響を受けた観光関連の部門の回復が確認されているものの、不透明な経済環境、グローバルレベルでの地政学的および貿易的緊張が消費に影響を及ぼし、需要減退につながると懸念されている。資産評価は主に不動産ポートフォリオの金利上昇の影響を受けている。この動きは商業用不動産部門のあらゆる種類の資産に関わるもので、資産クラスおよび立地によって違いがある。最も影響を受けるのはオフィス用不動産であり、不動産の所在地によって大きな格差がある。不動産開発部門は、地価の高騰および建設費用の上昇、金利上昇による家計の不動産購買力の低下に直面し、圧力を受けている。こうした中、不動産開発部門は取引量および着工件数の減少に直面している。

自動車部門に関して言えば、自動車業界のプレーヤーであるメーカーやサプライヤーは、今後数ヶ月でリスク特性が悪化すると見られる。世界的な地政学的状況（ロシア・ウクライナ紛争、台湾をめぐる米中間の緊張、米国の高金利を背景としたインフレの粘着性）および産業構造の転換により、2024年においても既に存在していた不確実性に加えて、2025年1月以降、米国が開始した関税の引上げが追加された。この政策が自動車メーカーに与える影響はまだ不透明だが、ほとんどの自動車メーカーにとって大きな影響を与える可能

性がある。また、中国における消費減速および米国が発表した関税措置の影響を受けている高級車部門にとって、経済は例年よりも活気が見られない。

クレディ・アグリコル・CIBは、ブローカー、商業銀行、投資銀行、投資信託およびヘッジ・ファンド、ならびにクレディ・アグリコル・CIBが定期的に取引を行うその他の法人顧客を含む、多くの金融機関に対してエクスポージャーを有する。クレディ・アグリコル・CIBの取引の多くについては、取引相手先が債務不履行または財政難に陥った場合、クレディ・アグリコル・CIBが信用リスクを負うことになる。さらに、クレディ・アグリコル・CIBが保有する担保物件を売却できない場合、または貸出金もしくはデリバティブに係るクレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーの全額を回収するに足る価格でこれを換金できない場合、クレディ・アグリコル・CIBの信用リスクは悪化するおそれがある。

したがって、地政学的状況が金融機関の貸借対照表管理および事業活動に及ぼす可能性のある悪影響は、重要な注目点である。これらの不確実性は、「買い手側」の市場関係者（長期投資家：生命保険、年金基金、プライベート・エクイティ）の資産価値に影響を与えるだろう。損害保険部門の取引相手先は、現在は警戒していないものの、気候変動リスクや自然災害に敏感であり、その頻度は増加傾向にあるため、中期的には弱体化する可能性がある。保険会社はまた、資産価値が高く、現在では保険不可能とみなされるはずの特定の地理的地域に保険をかけ続けるよう、政治的圧力を受ける可能性もある。

ノンバンク金融機関（NBFI）の中でも、プライベート・エクイティおよびそれに類似した分野では、市場環境がより不安定になると、流動性の問題や、投資からの撤退あるいはキャッシュ・フローの創出能力に影響を与える可能性がある。

クレディ・アグリコル・CIBは、担保化、保証の取得または信用デリバティブおよびネットティング契約の締結といったリスク軽減手法を使用している。しかし、これらの手法によって補償されているのはクレディ・アグリコル・CIBの信用リスク全体のうちの一部のみである。

2025年6月30日現在、平均ポートフォリオの質は依然として良好であり、投資適格格付の割合は88.8%であり、2024年12月31日（89.2%）と比較してわずかに低下した。

2025年6月30日現在、（下記「クレディ・アグリコル・CIBは、証券化取引に関する信用リスクに晒されている。」に記載される）証券化に関するものおよび（下記「クレディ・アグリコル・CIBは、カンントリー・リスクおよびソブリン・リスクに晒されている。」に記載される）ソブリン資産に関するものを除く、信用リスクに関するリスク加重資産は、73.5十億ユーロであり、リスク加重資産合計の55%に相当するものであった。

部門または個人への著しい集中は、クレディ・アグリコル・CIBの財務状況に影響を及ぼすおそれがある。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 信用リスク 部門または個人への著しい集中は、クレディ・アグリコル・CIBの財務状況に影響を及ぼすおそれがある。」を参照。）。

2025年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBの4つの主要な経済部門は、銀行が131十億ユーロ（輸出信用保証を除くエクスポージャー合計の24.6%）、電力が46十億ユーロ（8.7%）その他の非銀行金融活動が43十億ユーロ（8.1%）ならびに石油およびガスが30十億ユーロ（5.6%）であった。

クレディ・アグリコル・CIBは、市場取引に係るカウンターパーティー・リスクに晒されている。

市場取引におけるカウンターパーティー・リスクは、市場取引、投資および/または決済に関する信用リスクの表れである。クレディ・アグリコル・CIBは、これらのリスクに対処するために、担保の取得または相殺権の行使を行うことが多いが、これらの手法ではクレディ・アグリコル・CIBを完全に保護するには不十分である可能性があり、クレディ・アグリコル・CIBは、主要な取引相手先の債務不履行の結果、損失を被る可

能性がある。不安定な経済および地政学的状況を踏まえると、特定の通貨の対米ドルのレートや為替レートが変動し、カウンターパーティー・リスクに影響を与える可能性のある市場ショックが生じる可能性がある。かかるリスクの量は、問題となっている取引の潜在的な将来の価値に影響を及ぼす、市場のパラメーターの変動に応じて時間と共に異なる。

2025年6月30日現在、かかるリスクに特有のリスク加重資産は13.2十億ユーロであった。

クレディ・アグリコル・CIBは、証券化取引に関する信用リスクに晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 信用リスク クレディ・アグリコル・CIBは、証券化取引に関する信用リスクに晒されている。」を参照。）。

2025年6月30日現在、かかるリスクに関するリスク加重資産は9.4十億ユーロであった。

クレディ・アグリコル・CIBは、カントリー・リスクおよびソブリン・リスクに晒されている。

すべての大陸の多くの国でのエクスポージャーの結果として、クレディ・アグリコル・CIBは各国の環境または経済・金融・政治もしくは社会状況の悪化が当行の活動およびその国の取引相手先の質に影響を及ぼす場合、カントリー・リスクに晒されている。クレディ・アグリコル・CIBは、カントリー・リスクを監視し、公正価値再評価額および財務書類に計上するリスク費用において、かかるリスクを考慮する。ただし、クレディ・アグリコル・CIBは、事業を行う1つ以上の国々の政治環境またはマクロ経済環境の大幅な変化により、追加費用を計上し、または財務書類に従前計上した金額を超えて損失を認識しなければならない可能性がある。最後に、クレディ・アグリコル・CIBは、先進国経済においてはそれほど多く存在しない政情不安、予測不能な規制および課税、収用ならびにその他のリスク等の不確実なリスクに晒されているOECD非加盟国において重大なリスクに晒されている。

クレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーは、次の主な地理的地域、すなわちフランス、その他の西欧諸国および北米に配置されている。すべての部門におけるクレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーは、この3つの地域において2025年6月30日現在、それぞれ、107十億ユーロ、159十億ユーロおよび113十億ユーロとなり、それぞれエクスポージャー合計の20%、30%および21%を占めている。

さらに、内部格付区分において非投資適格と評価された国における商業的コミットメントは、2025年6月30日現在エクスポージャー合計の11.2%であった。

クレディ・アグリコル・CIBはソブリンの取引相手先に対する多様なコミットメントに基づき、ソブリン・リスクにも晒されている（かかる取引相手先が債務不履行になった場合または契約上の義務を果たせない場合）。米国が仕掛けた貿易戦争の結果、特に米国および一部の欧州諸国では、既に国家債務が高水準にある中でインフレおよび景気後退のリスクが高まっていることに加え、「国防」支出による財政赤字の増加の可能性もある。

2025年6月30日現在、かかるリスクに特有のリスク加重資産は3.1十億ユーロとなった。

ロシアにおいて、ロシア・ウクライナ紛争が開始して以来、クレディ・アグリコル・CIB・グループはロシア企業に対するすべての融資および同国内におけるすべての商業活動を停止している。2025年において、紛争が継続する中、子会社は存続しているが、その活動は中断している。この状況は、売却計画（商業活動、従業員、リスク・エクスポージャー）が実施される間、現地の規制および法的義務ならびに国際的な制裁を遵守することを可能にしている。2025年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループ・レベルに計上されたエクスポージャーは1十億ユーロ未満である（クレディ・アグリコル・CIB・エー・オーの子会社に

における0.8十億ユーロ（オフショアの0.6十億ユーロを含む。）およびインドスエズ・ウェルス・マネジメントにおける0.1十億ユーロ相当）。

■金融リスク

金融市場の状況の進展は、クレディ・アグリコル・CIBの業績に影響を及ぼすおそれがある。

クレディ・アグリコル・CIBの事業活動は、金融市場の状況による著しい影響を受けるが、当該市場もフランス、欧州およびクレディ・アグリコル・CIBが事業を行う世界中のその他地域における現在および将来の経済状況による影響を受ける。したがって、クレディ・アグリコル・CIBは次のリスクに著しく晒される。すなわち、金利の変動、有価証券の価格、為替レート、社債発行に適用されるプレミアムならびに石油、貴金属およびその他コモディティの価格である。

市場の動き、特に資産価格の下落が長引いた場合、当該市場における活動水準が圧迫されるか、または当該市場の流動性が減少する可能性がある。このような状況では、必要に応じて損失を発生させている状況を迅速に断ち切ることができない場合、クレディ・アグリコル・CIBは損失を被るおそれがある。

これは、クレディ・アグリコル・CIBが保有する資産で、流動性の高くないものについて、可能性が高い。銀行間のデリバティブ契約等の、証券取引所またはその他の規制市場において取引されていない資産は、クレディ・アグリコル・CIBが市場価格以外のモデルを用いて評価されている。このような資産価値決定の複雑さは、クレディ・アグリコル・CIBが予測しなかった損失につながる場合がある。

2025年第1四半期における株式市場は、ボラティリティの大幅な増加を伴う強いショックに見舞われた。経済自主権政策の確立を目指すトランプ政権の度重なる発表が引き金となり、指数に大きな動きが見られた。市場のボラティリティの増加、金融政策の相違、トランプ政権の貿易政策を含む政治的・地政学的緊張の組み合わせは、リスクをさらに増幅させる可能性がある。米国の信頼性および魅力は恒久的に影響を受ける可能性があり、古典的な「質への逃避」行動と決別し、米ドルのボラティリティの上昇に加えて、米国ソブリン資産に対する信頼が失われることになる。

金融市場関係者の間でアルゴリズム取引を利用する参加者の割合が増加しており、取引の実行の迅速化が可能になっているが、市場のボラティリティも増加している。実際、多数の注文が同時に実行されると値動きが増幅され、突発的に予測不可能な変動につながる可能性がある。

市場リスク特有のリスク加重資産は、2025年6月30日現在において9.1十億ユーロとなった。

クレディ・アグリコル・CIBは、流動可能性リスクおよび流動性価格リスクに晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク クレディ・アグリコル・CIBは、流動可能性リスクおよび流動性価格リスクに晒されている。」を参照。）。

2025年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBのLCR比率（流動性カバレッジ比率（流動性リスク特性の短期的な回復力を確保するための健全性比率））の過去12ヶ月間の平均は124%で、規制上の最低値である100%を上回っている。

2025年6月30日現在、ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングによる当行グループの格付は、それぞれAa3（安定的な見通し）、AA-（安定的な見通し）およびAA-（安定的な見通し）である。

クレディ・アグリコル・CIBは、外国為替リスクに晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク クレディ・アグリコル・CIBは、外国為替リスクに晒されている。」を参照。）。

クレディ・アグリコル・CIBの主な構造的外国為替総ポジションは、米ドル建、米ドルにリンクする通貨建（主に中東通貨および一部のアジア通貨）、英国ポンド建およびスイス・フラン建である。

クレディ・アグリコル・CIBは、その有価証券ポートフォリオの価値の変動のリスクに晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク クレディ・アグリコル・CIBは、その有価証券ポートフォリオの価値の変動のリスクに晒されている。」を参照。）。

2025年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBが保有する負債性証券の残高総額は約46十億ユーロであった。累積の減損および引当金ならびに信用リスクによる負の公正価値再評価額は52百万ユーロであった。

クレディ・アグリコル・CIBは、特定の金利の変動に晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク クレディ・アグリコル・CIBは、特定の金利の変動に晒されている。」を参照。）。

・経済価値分析

2024年12月末時点で、クレディ・アグリコル・CIBがエクスポージャーを有する（注1）主要な地域で金利が下落した場合、銀行勘定の経済価値（注2）に0.6十億ユーロのプラスの影響が生じる。逆に、クレディ・アグリコル・CIBがエクスポージャーを有する主要な地域の金利が上昇した場合、1.1十億ユーロのマイナスの影響が生じる。これらの影響は今後30年間の流出バランスシートに基づいて計算される。すなわち、将来の生産を考慮に入れていないため、貸借対照表上のポジションの変化によって生じ得る動的な影響は含まれていない。金融機関以外の契約満期のない預金（要求払預金および普通預金）の平均満期は5年が上限である。使用される貸借対照表は、金利リスクに関する規制規定（監督上の異常値テスト）に従い、株式および出資持分を除外している。

（注1）使用された金利ショックは、経済価値分析では規制シナリオ、すなわちユーロ圏および米国ではプラス/マイナス200ベース・ポイント、スイスおよび日本ではプラス/マイナス100ベース・ポイントならびに英国ではプラス/マイナス250ベース・ポイントに相当する。

（注2）自己資本および固定資産の価値を除いた現在の貸借対照表の正味現在価値

・純利息収入分析

以下の純受取利息の金額に対する感応度は、欧州銀行監督機構が定義した前提条件に従って算出したものである。

- ・転嫁率（注1）を100%とする。すなわち、既に貸借対照表に計上されている変動金利商品については、金利の変動が資産および負債に即時に転嫁され、固定金利商品については新規取引に限り転嫁される。
- ・当座預金は無報酬で現在の水準に維持する。

実際、純利息収入の変動は、以下に示す結果が示唆するよりもより緩やかに顕在化するだろう。

様々な貸借対照表項目に100%の転嫁率を適用した場合、1年目、2年目および3年目の感応度は、並行的下方ショック・シナリオではそれぞれマイナス50百万ユーロ、マイナス79百万ユーロおよびマイナス104百万ユーロとなり（注2）、並行的上方ショック・シナリオではそれぞれプラス58百万ユーロ、プラス88百万ユーロおよびプラス110百万ユーロとなる。

（注1）転嫁率は、市場金利変動に対する顧客金利の感応度である。

（注2）使用された金利ショックは、利息マージン分析ではプラス/マイナス50ベース・ポイントの単一ショックに相当する。

参加持分の価値の著しい変動は、クレディ・アグリコル・CIBの業績に影響を及ぼす可能性がある。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 金融リスク 株式投資の価値の著しい変動は、クレディ・アグリコル・CIBの業績に影響を及ぼす可能性がある。」を参照。）。

2024年12月31日現在、クレディ・アグリコル・CIBが保有する有価証券の帳簿価額は約0.3十億ユーロで、主にクレディ・アグリコル・エジプトに関連している。

このリスクの重要性が低いことから、クレディ・アグリコル・CIBは2026年において、この持分の価値の変動リスクを「重要」とみなさない予定である。

■ オペレーショナル・リスク

これらのリスクに特有のリスク加重資産は、2025年6月30日現在において17.3十億ユーロとなった。

クレディ・アグリコル・CIBは、法令遵守違反リスクおよび法的リスクに晒されている。

・クレディ・アグリコル・CIBは、詐欺のリスクに晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 オペレーショナル・リスク クレディ・アグリコル・CIBは、法令遵守違反リスクおよび法的リスクに晒されている。 クレディ・アグリコル・CIBは、詐欺のリスクに晒されている。」を参照。）。

・クレディ・アグリコル・CIBは、高額の損害賠償または罰金を支払うリスク、当行に対して開始される可能性のある法的仲裁または行政手続から生じるリスクに晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 オペレーショナル・リスク クレディ・アグリコル・CIBは、法令遵守違反リスクおよび法的リスクに晒されている。 クレディ・アグリコル・CIBは、高額の損害賠償または罰金を支払うリスク、当行に対して開始される可能性のある法的仲裁または行政手続から生じるリスクに晒されている。」を参照。）。

クレディ・アグリコル・CIBは、情報通信技術（ICT）に関するリスクおよびモデル・リスクを含む、その他のオペレーショナル・リスクに晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 オペレーショナル・リスク クレディ・アグリコル・CIBは、情報通信技術（ICT）に関するリスクおよびモデル・リスクを含む、その他のオペレーショナル・リスクに晒されている。」を参照。）。

■事業リスク

不利な経済および金融情勢は、クレディ・アグリコル・CIBをシステミック・リスクに晒し、その事業および財務状況に影響を及ぼすおそれがある。

クレディ・アグリコル・CIBは、その事業活動において、金融市場の変化ならびに、よりグローバルに、フランス、欧州およびその他の国々における経済状況の発展に明確にかつ大きく影響されるというリスクに晒されている。2024年12月31日に終了した事業年度においては、クレディ・アグリコル・CIBの銀行業務純収益の40%がフランスで、29%がフランスを除いた欧州で、31%がその他の国々で生じたものであった。

不確実かつ相反する世界経済環境は、地域的および国家的な動向と共に、特にインフレおよび金利の上昇圧力、成長の低下圧力として現れることで、経済環境を損ないかねないリスクが含まれている。

金融政策と金利上昇の影響はまだ完全には顕在化しておらず、顧客活動および資産の質により深刻な影響を与え続ける可能性がある。さらに、インフレ率は予想ほど急激に低下しない、あるいは以下の点によっては再び上昇する可能性もある。

- ・新型コロナウイルス感染症後の回復により、インフレおよび成長の変動は、中央銀行の金利の変動と同期化することを可能にした。同時に、予想以上に好調な米国経済および2023年に停滞した後ほとんど回復していない西欧諸国経済との格差が拡大している。これらの乖離傾向は、トランプ政権によりさらに悪化する可能性がある。
- ・ドナルド・トランプ氏の経済プログラムは、米国の成長が若干好調となる（減税および規制緩和）ことを示唆しているが、インフレ率の上昇（関税および反移民法）も示唆している。このシナリオは、措置の規模およびタイミングに左右されるが、重大なリスクをもたらす。すなわち、米国のインフレ圧力および主要金利の引き下げにより、世界の他の地域でも金融緩和政策の実施が必要となる可能性、強まる保護貿易主義が世界的な成長の重荷となること、業績見通しが立たないために、一方では、金融のボラティリティが高まり、他方では様子見姿勢により貯蓄をし、消費、投資および成長に悪影響が及ぶこと等である。
- ・地政学的な動き、特に帰趨が極めて不透明なウクライナ紛争、中東での紛争およびその拡大の可能性ならびに中国および米国間の緊張は、世界経済、特に世界貿易およびサプライチェーン、ひいては価格、特に特定のコモディティと主要部品の価格にリスクをもたらす。
- ・新型コロナウイルス感染症危機、ウクライナでの紛争およびその後の地域戦争は、敵対国または単一の供給国に依存しないよう、国家の安全保障上の懸念、主権の大きな問題、戦略部門の保全および主要供給源の保護を明確に露呈した。加速する気候変動への挑戦と相まって、国家の産業戦略の変化、保護貿易主義の高まりおよび関税の賦課等が世界のバリュー・チェーンにおける経済の再構成をもたらしている。こうした動きは、さらなる物価上昇圧力につながり、経済部門や利害関係者を不安定にする可能性が高い。
- ・より一般的には、国際経済リスクまたは地政学的リスクが突然顕在化し、国、セクター、バリュー・チェーン、企業、ひいては当行の活動に、短期的または長期的に重大なマクロ経済的な影響を与える可能性がある。例えば、ウクライナ紛争の帰趨の不確実性、中東における紛争の激化または米中間の緊張の激化（特に技術部門における経済の分断への意欲）は、特に貿易戦争や制裁、台湾周辺や南シナ海での軍事的緊張、さらには核リスク等様々なシナリオを生み出し、多くのリスクを活性化させる可能性がある。
- ・気候条件は世界の貿易や供給にも影響を与える。干ばつ、火災、洪水、厳冬等の気候変動は、価格へのさらなる圧力につながる可能性がある。

- ・より具体的には、フランスにおける政治的動向は、フランスOATおよびドイツ国債（ソブリン債）とのスプレッドをさらに拡大させ、また、これに関連して多少のボラティリティが生じ、その結果、フランスの金利が上昇する可能性がある。政治的な不確実性もまた、事業が様子見姿勢をとる結果となり、事業活動の鈍化を招く可能性がある。
- ・インフレ率上昇のリスクは、中央銀行が既に実施または計画している金融緩和政策を妨げ、金利上昇を促進し、家計の購買力を低下させ、事業の状況を悪化させる可能性がある。
- ・企業の債務不履行は、マクロ経済の状況とは無関係に2020年に急激に減少したが、大規模な公的支援により、徐々に正常化しつつある。しかし、その数は予想を上回るペースで増加し、失業率の上昇にもつながる可能性がある。特に不動産部門は金利上昇の影響を強く受けており、下落が止まったり、不動産ローンの金利が上昇したりすれば、部門にとってダメージとなる。
- ・金利の急激な上昇や高水準の持続は、主要な経済主体、特に最も債務を負っているものを困難に陥れる可能性がある。このような債務の返済が困難になると、市場に大きな衝撃が生じ、社会全体に影響を及ぼすかもしれない。大規模な衝撃によって市場が弱体化し、より読みにくくなっている状況において、重要な経済主体の困難に関連するこのような出来事は、そのエクスポージャーおよび衝撃における社会全体への影響によってはクレディ・アグリコル・CIBの財務の健全性に潜在的なダメージを与える可能性がある。

その原因が何であれ、経済および金融環境の悪化は、クレディ・アグリコル・CIBの活動、業績、財務状況に以下のいずれかまたは複数の結果をもたらす可能性がある。

- ・経済状況の悪化は、クレディ・アグリコル・CIBの顧客の活動および業務に影響を及ぼし、収益を減少させ、貸出金およびその他の債権に係るデフォルト率を上昇させ、クレディ・アグリコル・CIBに追加のリスク費用を発生させる可能性がある。
- ・債券価格、株式価格およびコモディティ価格の下落が、クレディ・アグリコル・CIBの多くの活動に影響を及ぼす可能性がある。
- ・実際のまたは予想される経済状況に対応して採用されたマクロ経済の方針が意図していない影響をもたらし、金利および外国為替相場といった市場パラメーターに影響を及ぼす可能性があり、これにより市場リスクの影響を最も受けやすいクレディ・アグリコル・CIBの事業に影響が及ぶ可能性がある。
- ・全体または特定の事業部門における好調な経済状況が認識されたことで投機的なバブルが生じ、これにより状況が不利になった場合に反発の影響が増幅する可能性がある。
- ・著しい経済の悪化（2008年の世界的金融危機、2011年の欧州ソブリン危機または2020年の新型コロナウイルス感染症危機等）により、クレディ・アグリコル・CIBのすべての事業活動に重大な影響をもたらされる可能性がある。とりわけ、この悪化が市場の流動性がないという特徴を持つ場合には、特定の資産区分をその見積市場価格で売却することが困難となるか、または一切売却することができなくなる。
- ・より一般的には、不確実性の増大および市場の大幅な混乱がボラティリティを高める可能性がある。その結果、債券、外国為替、コモディティおよび株式市場におけるクレディ・アグリコル・CIBの取引および投資活動ならびにその他の投資ポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。近年、金融市場は大きな混乱およびボラティリティを経験しているが、これらが再び生じ、クレディ・アグリコル・CIBに重大な損失をもたらす可能性がある。かかる損失は、スワップ、先渡、先物、オプションおよび仕組商品を含めて、クレディ・アグリコル・CIBが使用している多くの取引およびヘッジ手段に及ぶ可能性がある。さらに、金融市場のボラティリティにより、動向を予測し、効果的な取引戦略を実施することが困難となっている。

このように、クレディ・アグリコル・CIBが活動している経済部門は、地政学的状況、インフレ、金利の影響を「受けやすい」部門である。2025年6月30日現在、海事部門（特にバルクキャリア、タンカー、コンテナ）はクレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーの2.6%を占め、航空部門（特に航空会社）はエクスポージャーの3.2%、不動産部門（特にオフィスおよび不動産開発）が3.9%、石油およびガスが5.6%、自動車5.1%、重工業が3.6%、および建設部門が2.5%となった。

しかし、クレディ・アグリコル・CIBの事業活動の多様化および事業の補完性は、部門、事業および地域のいずれにおいても引き続き主要な資産となっており、クレディ・アグリコル・グループの意思に完全に沿っている。

経済状況または金融市場の低迷を予測し、どの市場が最も影響を受けるかを判断することは困難である。フランスまたは欧州のその他地域の経済状況または市場環境もしくは金融市場全体が悪化したり、または著しく不安定になったりした場合は、クレディ・アグリコル・CIBの事業は妨げられ、その活動、業績および財政状態は結果として大きな悪影響を受ける可能性がある。

不利な法令および規制の進展は、クレディ・アグリコル・CIBをシステミック・リスクに晒し、その事業遂行および経営成績に影響を及ぼすおそれがある。

クレディ・アグリコル・CIBには、事業を行う法域において重要な規制上および多数の監督上の制度が適用されている。

例えば、かかる規制は、特に以下のものに関連する。

- ・ 妥当性に係る健全性規則および最低資本および流動性要件を含む、金融機関に適用される規制上および健全性要件、リスク分散、ガバナンス、株式の取得および補償の制限（特に、（ ）金融機関および投資会社に適用される適正資本要件に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会のEU規則第575/2013号（その後の改正または補足を含む。）、ならびに（ ）フランス法に転置された、金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性監督に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会のEU指令第2013/36号（その後の改正または補足を含む。）（「CRR」および「CRD」）により定義されるものを含むが、これらに限定されない。）
- ・ 銀行の再生および破綻処理に適用される規則であり、特に（ ）フランス法に転置された金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを定めた2014年5月15日付欧州議会および理事会のEU指令第2014/59号（その後の改正または補足を含む。）（「BRRD」）、ならびに（ ）単一破綻処理制度および単一銀行破綻処理基金に基づき金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する規則および統一の手続きを定めた2014年7月15日付欧州議会および理事会のEU規則第806/2014号（その後の改正または補足を含む。）により定義されるものを含むが、これらに限定されない。
- ・ （クレディ・アグリコル・CIBが発行する債券およびその他の有価証券を含む）金融商品に適用される規制ならびにクレディ・アグリコル・CIBの透明性および報告義務を高める財務報告、開示および市場における不正行為に関する規制（市場における不正に関する2014年4月16日付欧州議会および理事会のEU規則第596/2014号、または「MAR」）
- ・ 中央銀行および規制当局の金融、流動性、金利ならびにその他の政策
- ・ デリバティブ、証券金融およびマネー・マーケット・ファンド等の、特定の種類の取引および投資を統制する規制（OTCデリバティブ、中央決済機関および取引情報蓄積機関に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会のEU規則第648/2012号、または「EMIR」）
- ・ 取引プラットフォーム、中央決済機関、中央証券預託機関および証券決済システム等の市場インフラの規制

- ・税および会計に関する法律ならびに内部統制、反マネーロンダリングおよびテロ資金調達対策、リスク管理および法令遵守に関する規則および手続き

さらに、クレディ・アグリコル・CIBは、欧州中央銀行に監督されており、適用される規制に従って、クレディ・アグリコル・グループが毎年欧州中央銀行に提出する再建計画に貢献している。

かかる規制の不遵守が、クレディ・アグリコル・CIBに規制当局による高水準の介入および罰金、国際的な制裁、公式な懲戒、風評被害、強制的な業務の停止、または極端な例では、営業許可の取消し等の重大な結果をもたらす可能性がある。さらに、クレディ・アグリコル・CIBが事業を拡大し、または特定の既存事業活動を続けることができるか否かは、規制上の制約によって大きく制限される可能性がある。

また、世界的な金融環境において、一部は恒久的な多くの変更を導入することまたは補強することを目的として、近年、法的および規制上の措置が施行されており、採用あるいは改正されている。これらの新たな措置は、世界的な金融危機の再発を回避するためのものであるが、新たな措置が、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の金融機関が事業を行う環境を大きく変更し、また変更し続ける可能性がある。そのため、これまでに導入された、または将来導入される可能性のある措置には、以下が含まれる。

- ・（とりわけクレディ・アグリコル・エス・エーのような大規模な世界的企業およびグループにとって）より厳しい資本および流動性の要件
- ・金融取引に対する課税
- ・一定の水準を超える従業員報酬に対する制限または課税
- ・商業銀行が引き受けることのできる活動の種類（自己勘定売買活動の禁止または制限、プライベート・エクイティおよびヘッジ・ファンドの投資およびそれらの所有）に対する制限
- ・特定の事業活動の制限の義務
- ・スワップ業務を行うことが認められる事業体の種類に対する制限、特定の種類の業務またはデリバティブといった金融商品に対する制限
- ・破綻処理手続の場合における特定の債務商品の強制的な減損処理または株式への転換の手続きの導入より一般的には再建および破綻処理に係る制度の強化
- ・新たなリスク加重方法
- ・定期的なストレス・テスト
- ・規制機関の権限強化
- ・環境・社会・ガバナンス（ESG）リスクの管理に関する新たな規則
- ・情報開示に関する新たな規則、特に持続可能性に関する要求事項

これらの一部の措置の結果、クレディ・アグリコル・CIBは、新たな要件を遵守することができるように、一部の活動の範囲を縮小することを余儀なくされた。これらの措置は法令遵守コストの増大につながり、引き続き増大させる可能性がある。さらに、これらの一部の措置はまた、クレディ・アグリコル・CIBに優先債務よりも高い費用のかかる、資本と劣後債務で構成される資金調達の割合を特に増加させることにより、クレディ・アグリコル・CIBの資金調達費用を著しく増加させる可能性がある。

クレディ・アグリコル・CIBが営業している銀行および金融部門に関連する措置が再び改正、拡大、強化される可能性があり、また新たな措置が導入される可能性もあり、クレディ・アグリコル・CIBが適用される規制制度の予見可能性にさらに影響を与え、クレディ・アグリコル・CIB内に多大なリソースを動員し得る迅速な実施を必要とする可能性がある。

新たな立法措置および規制措置に関連する不確実性が継続しており、その規模および範囲がほとんど予測できないことから、クレディ・アグリコル・CIBに対する実際の影響を予測することは不可能であるが、米国

および欧州の法域間で規制格差が拡大し、競争ゲームのルールが歪められるリスクもある状況では、その影響は極めて大きくなる可能性がある。

クレディ・アグリコル・CIBは、中期計画で定めた目標を達成できず、戦略的リスクに晒される可能性がある。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 事業リスク クレディ・アグリコル・CIBは、中期計画で定めた目標を達成できず、戦略的リスクに晒される可能性がある。」を参照。）。

■ 気候および環境リスク

クレディ・アグリコル・CIBは、気候および環境の変動によって生じるリスクに晒されている。

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 気候および環境リスク クレディ・アグリコル・CIBは、気候および環境の変動によって生じるリスクに晒されている。」を参照。）。

■ クレディ・アグリコル・グループの構造に関するリスク

2024年12月31日以降このリスク要因に変更はない（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク要因 クレディ・アグリコル・グループの構造に関するリスク」を参照。）。

[次へ](#)

- リスク管理 -

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、主に以下に区分されるリスクに晒されている。

- ・信用リスク
- ・金融リスク
- ・法的リスクおよび法令遵守違反リスクを含む、オペレーショナル・リスク

これらのリスクに適用される組織、原則および管理手法や監督手法は、2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理」に記載されている。

これらのリスクの説明および2025年上半年期に見られた主要な変化は、以下に記載の通りである。ただし、ソブリン・リスクの変化は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記3.2に記載されている。

■信用リスク

信用リスク管理の原則、方法およびシステムは、2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 信用リスク」に詳述されている。

集中

地域的区分によるカウンターパーティー・リスクの内訳（銀行を取引相手先とするものを含む。）

2025年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBが付与した貸付（UBAFを除く輸出信用保証控除後）（すなわち2024年12月31日現在の508十億ユーロと比較して531十億ユーロ）につき、地域的区分によって分類された結果は以下の通りである。

内訳（単位：％）	2025年6月30日	2024年12月31日
その他の西欧諸国	30.0％	30.7％
北米	21.3％	21.8％
フランス	20.2％	18.9％
日本	13.0％	13.0％
アジア（日本を除く。）	9.0％	9.3％
アフリカおよび中東	3.5％	3.4％
ラテンアメリカ	2.2％	2.2％
その他の欧州諸国	0.8％	0.8％
その他および国際機関	0.0％	0.0％

出所：リスクデータ（UBAFを除く、オンおよびオフバランスシートの、輸出信用保証控除後の顧客および銀行の商業的コミットメント）

事業部門によるリスクの内訳（銀行を取引相手先とするものを含む。）

2025年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループが付与した輸出信用保証控除後貸付（UBAFを除く。）は、2024年末現在の508十億ユーロに対し、合計531十億ユーロ（総額554十億ユーロ）であった。

これは業種によって以下の通り分類することができる。

内訳（単位：％）	2025年6月30日	2024年12月31日
銀行	24.6％	22.8％
電気	8.7％	8.1％

その他金融業（銀行以外）	8.1%	8.1%
その他	7.0%	6.9%
石油およびガス	5.6%	6.7%
自動車	5.1%	5.0%
通信	4.5%	4.3%
不動産	3.9%	4.1%
重工業	3.6%	3.9%
その他産業	3.3%	3.6%
航空宇宙および航空	3.2%	3.6%
ITおよびテクノロジー	2.9%	2.7%
消費財の製造および販売	2.7%	3.0%
その他運輸	2.7%	2.8%
海運	2.6%	2.7%
保険	2.4%	2.5%
建設	2.5%	2.3%
農業食品	1.8%	2.1%
保健および製薬	1.4%	1.6%
非商業サービス、公共部門および地方当局	1.1%	1.0%
観光、ホテルおよびレストラン	1.0%	0.9%
木材、紙および梱包公共事業	0.4%	0.4%
公共事業	0.5%	0.4%
メディアおよび出版	0.4%	0.5%
合計	100.0%	100.0%
うち、証券化	7.5%	7.9%

出所：リスクデータ（UBAFを除く、オンおよびオフバランスシートの、輸出信用保証控除後の顧客および銀行の商業的コミットメント）

リスク費用

クレディ・アグリコル・CIBのリスク費用およびその主要な変動は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記4.9に記載されている。

IFRS第9号の適用

予想信用損失（ECL）の測定に用いられる原則は、会計方針および原則（2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第6 経理の状況 1 財務書類 A. 連結財務諸表 (7) 連結財務諸表に対する注記」の注記3.1）に記載されており、具体的には用いられた市場インプット、仮定および測定技法について定められている。

クレディ・アグリコル・グループは、一方では今後12ヶ月間、他方では金融商品の全期間にわたる予想信用損失を測定し、金融商品の信用リスクが当初の認識から大幅に増加したかどうかを判定するために、主に、規制上の計算システムの一部として使用されたデータ（内部格付システム、リスク削減要因の評価およびデフォルト時の損失）に依拠している。

2つの異なる水準での予想損失の測定には、将来予測的なマクロ経済情報が考慮されている。すなわち、中核的な将来予測は、クレディ・アグリコル・グループのすべての事業体を対象とする均質なマクロ経済の見通しを確保するために用いられ、局所的な将来予測は、クレディ・アグリコル・CIBの地域特性を考慮するため中心シナリオのパラメーターを調整するのに用いられる。

「中核的な将来予測」を確立するため、当行グループは、クレディ・アグリコル・エス・エーの経済調査部門（ECO）が作成した4つの将来予測的なマクロ経済シナリオに依拠している。これらは、予想される発生確率に基づき重み付けされている。想定予算に基づいたベースライン・シナリオは、3つのその他のシナリオ（悪条件、中条件および好条件）により補完される。マクロ経済データがECLの変化に与える影響を評価するための定量的モデルは、内部および規制上のストレス・テストにも使用されている。

経済変数は四半期ごとに更新され、当行グループの主要ポートフォリオに影響を与える要因が含まれる（例えば、フランスおよびユーロ圏諸国のGDPの変動、フランスおよびイタリアの失業率、家計投資、原油価格等）。

ECLの測定に用いられる経済の見通しおよびシナリオは、当行グループの主要な事業体からなるIFRS第9号調整委員会およびIFRS第9号の処理に携わるクレディ・アグリコル・エス・エーの部門によって四半期ごとに見直される。

2024年の中核マクロ経済シナリオでは、インフレ率が徐々に低下し、2025年には従来水準（2%から2.5%）に戻ると予想されている。これに伴う金利の低下は、ユーロ圏の成長（2024年には低水準、2025年には1.5%）を下支えすると思われる。失業率は2024年および2025年に約6.5%と、かなり低い水準に留まっている。このダイナミクスは米国でもほぼ同じであることに留意すべきである。

マクロ経済シナリオから浮かび上がるもう1つの傾向は、商業用不動産価格（オフィスおよび店舗）に関するものである。後者の評価額は、2024年および2025年においても下落が続くと予想される（地理的地域および資産の性質に応じて最大マイナス7%）。

ECLの変動

当期を通じたECLおよびエクスポージャーの構造における変動は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記3に詳述されている。

[次へ](#)

■金融リスク

市場リスク

市場リスクの管理システムならびに市場リスクを測定および監督するために採用している方法は、2024年
有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク
市場リスク」に記載されている。CRR 改革（バーゼル ）の適用に伴い、2025年上半期に大きな進展がある
ことに留意されたい。実際、2025年1月1日以降、最低所要自己資本算出のための基本的手法 - 信用評価調整
（BA-CVA）手法の導入および適用が有効となっている。

・市場リスクの測定および管理方法

2025年上半期中、バリュー・アット・リスクの測定手法に大きな変更はなかった。

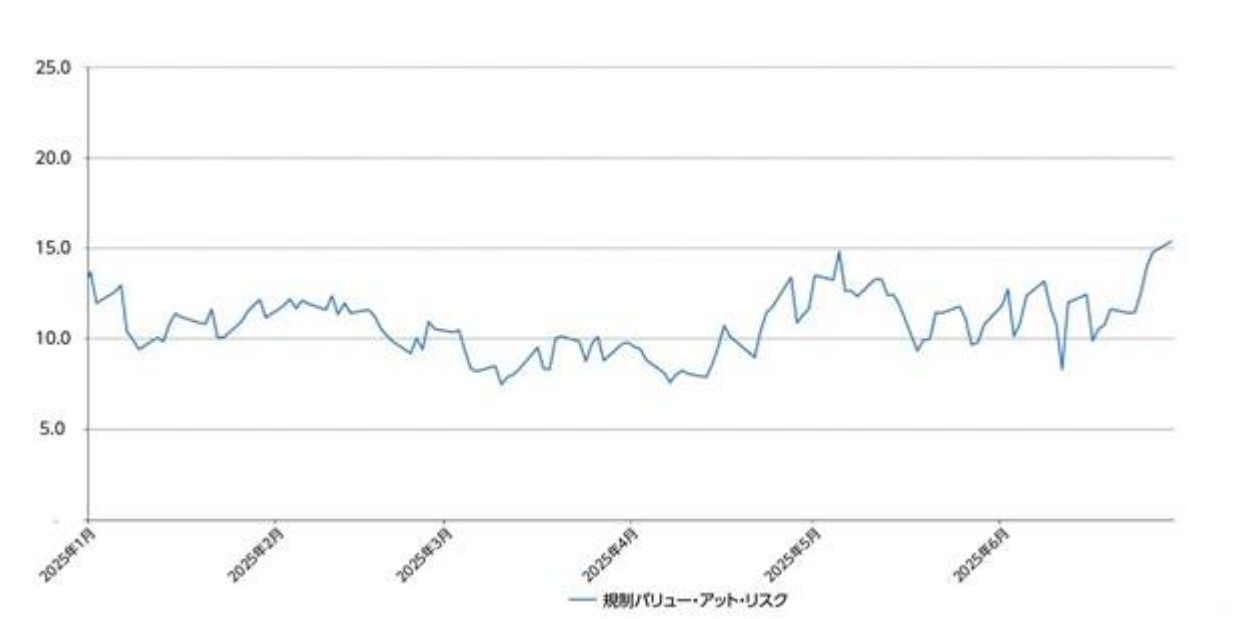
エクスポージャー（バリュー・アット・リスクの測定）

2025年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスクの測定

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期				2024年12月31日
	期末	最小	平均	最大	
バリュー・アット・リスク合計	15	7	11	15	12
ネットティングの影響	(10)	(7)	(10)	(14)	(12)
金利バリュー・アット・リスク	8	5	6	8	6
株式バリュー・アット・リスク	7	5	7	11	11
外国為替バリュー・アット・リスク	6	2	4	9	5
コモディティ・バリュー・アット・リスク	0	0	0	0	0
信用バリュー・アット・リスク	5	3	4	6	3

クレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスクの日次推移

クレディ・アグリコル・CIBの2025年上半期における規制バリュー・アット・リスク（単位：百万ユーロ）



2025年上半期末の規制バリュー・アット・リスクは、15百万ユーロであった。

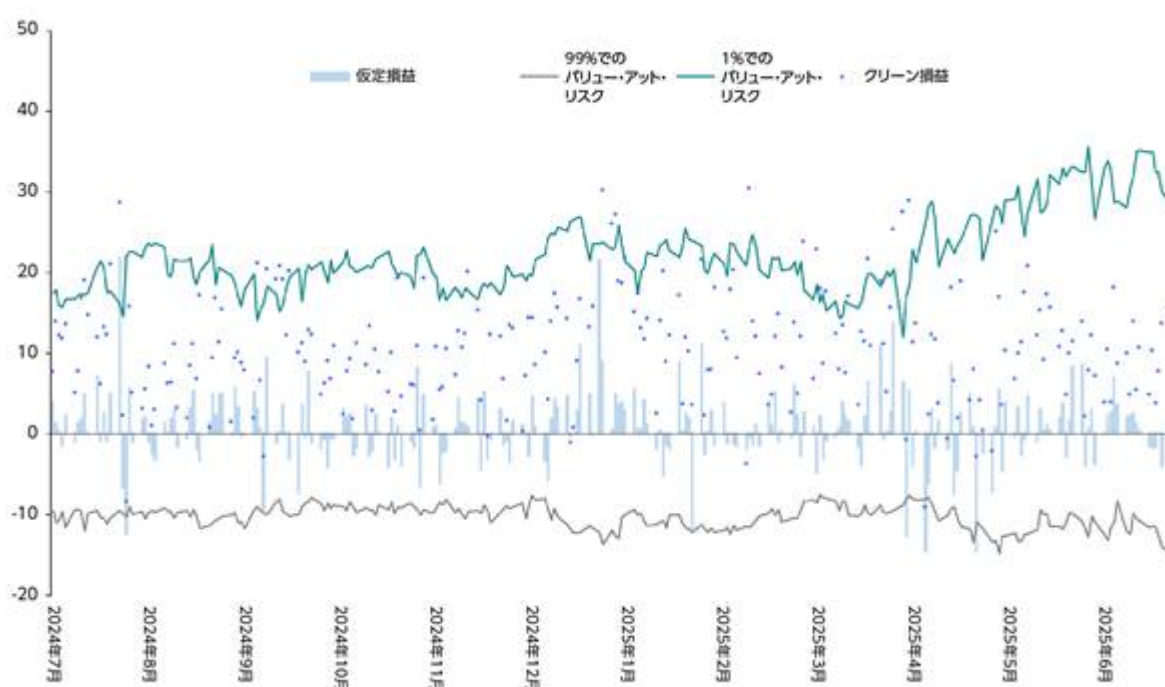
2025年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBの規制バリュアット・リスクは、2024年と比べてより狭い範囲で変動し、2025年6月30日に最大値の15百万ユーロに、2025年3月11日に最小値の7百万ユーロに達した。

当期中の規制バリュアット・リスクのダイナミクスは、特に4月の市場ボラティリティの上昇により、金利事業および株式事業に引き続き影響された。規制バリュアット・リスクの日次変動もまた、異なる業務間の相殺効果の推移に強く影響されたままであった。

2025年上半期の規制バリュアット・リスクの平均は11百万ユーロとなり、2024年の平均10百万ユーロからやや増加した。

バリュアット・リスクのバックテスト

クレディ・アグリコル・CIBの2025年6月30日における規制バリュアット・リスクのバックテスト（単位：百万ユーロ - 第3の柱 - MR4）



クレディ・アグリコル・CIBの規制対象範囲レベルでのバリュアット・リスクのバックテスト手法は、日次バリュアット・リスク金額を、不確実性準備金を除いた日次結果（実現損益）と不確実性準備金および新規取引を調整した日次結果（仮定損益）の両方と比較する。

2025年6月末現在、1年間を通じ、仮定損益（不確実性準備金および新規取引を調整した日次結果）の損失がバリュアット・リスクを上回るバリュアット・リスクのバックテスト例外が4件あった。これら4件の例外は、2024年8月7日、2025年4月8日、2025年4月14日および2025年4月30日に記録され、規制資本の額を決定する際に考慮されるが、主に市場のボラティリティ（特に株式）に関連している。これら4件の例外のうち3件は2025年4月に発生したが、この時期はドナルド・トランプ大統領の関税発表が相次いだ時期であった。

2025年上半期におけるストレス時における規制バリュアット・リスクの変化

規制要件に従い、SvaR（ストレス時におけるバリュアット・リスク）は、毎週測定されている。

以下のグラフは、2025年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBのストレス時における規制バリュー・アット・リスクの変動を示している。

2025年上半期において、ストレス時におけるバリュー・アット・リスクは平均23百万ユーロであり、2024年下半期と比べて減少した。

当半期における、ストレス時における規制バリュー・アット・リスクの低下の勢いは、主に各事業間の相殺効果の影響を受けており、金利および為替範囲と関連している。

6月末現在のストレス時におけるバリュー・アット・リスク / バリュー・アット・リスク比率は1.8であった。

2025年上半期のストレス時における規制バリュー・アット・リスク（単位：百万ユーロ）



(単位：百万ユーロ)	2025年上半期				2024年12月31日
	期末	最小	平均	最大	
ストレス時における規制バリュー・アット・リスク	26	17	23	32	26

・その他の指標

IRC（追加的リスクに係る自己資本賦課）関連の自己資本要件

(単位：百万ユーロ)	2025年 6月30日	最小	最大	平均	2024年12月31日
IRC	237	237	256	251	174

CVA関連の自己資本要件

CRR 改革（パーゼル）の下でのCVAリスクに対する最低所要資本算出のためのBA-CVA手法の適用は、2025年1月1日から有効となっている。

(単位：百万ユーロ)	2025年 6月30日	最小	最大	平均	2024年12月31日
CVA（BA-CVA）	677	677	801	739	354

ブルーデント・バリュエーション関連の自己資本要件

(単位：百万ユーロ)	2025年 6月30日	最小	最大	平均	2024年12月31日
ブルーデント・バリュエーション	1,033	967	1,033	1,000	893
うち市場活動のみ	904	818	904	861	741

その他金融リスク

資産負債管理部門に適用される構成および監督／監視システムについては、2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク その他金融リスク」に記載されており、重要な変更はなかった。

・グローバル金利リスク

グローバル金利リスクまたは金融機関の銀行勘定における金利リスク（IRRBB）は、市場リスクに晒される取引を除き、オンバランスシート取引およびオフバランスシート取引において金利が変動するリスクをいう。

目的および方針、リスク管理ならびに全体的な金利リスクの測定方法については、2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク その他金融リスク グローバル金利リスク」に記載されている。

エクスポージャー

顧客取引におけるグローバルな金利リスクに対するクレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーは、各顧客の資金調達がトレジャリー部門との金利ミクロ規則と一致していることを前提として、制限されている。

金利リスクは主に、資本、投資、無利子の負債のモデリングおよび1年未満の満期を持つ銀行勘定のトレジャリー部門の活動から派生している。

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、主にユーロ通貨圏の金利変動および（より少ない程度で）米ドルの金利変動に晒されている。

クレディ・アグリコル・CIBは、ギャップエクスポージャー限度を使用し、クレディ・アグリコル・エス・エーが定めるすべての通貨の正味現在価値（NPV）に基づいて、金利リスクへのエクスポージャーを管理している。

・外国為替リスク

外国為替リスクは、外国為替市場における外国為替の不利な変動に伴う金融リスクである。外国為替ポジションの総額およびヘッジならびに構造的外国為替リスクと業務外国為替リスクの差違を考慮して、主に残存エクスポージャーの純額の測定により評価される。構造的外国為替リスクおよび業務外国為替リスクについては、2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク その他金融リスク 外国為替リスク」に記載されている。

・流動性リスク

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、すべての金融機関と同様に、そのコミットメントを守るために必要な十分な資金を持っていないというリスクに晒されている。当該リスクは、例えば顧客もしくは投資家

からの預金の大量解約といった事態によって、またはインターバンク、短期金融市場および債券市場へのアクセスが困難になるような信頼の危機もしくは市場における一般的な流動性危機の間に起こる。

2025年6月末現在、クレディ・アグリコル・CIBの12ヶ月間の平均化されたLCRの分子（法定準備金を除き、適格流動資産証券のポートフォリオ、現金および中央銀行預け金を含む。）は、160十億ユーロとなった。クレディ・アグリコル・CIBの12ヶ月間の平均化されたLCRの分母（キャッシュ・フロー純額を表す。）は、129十億ユーロであった。クレディ・アグリコル・CIBの過去12ヶ月間の平均化されたLCRは、124%であった。

2025年6月30日現在のLCR期末値は、123%であった。

金融機関は、2018年1月1日以降100%に設定されたLCR基準値を満たしている。

・グローバル金利リスクおよび外国為替リスクヘッジ

金融リスクを管理するために、クレディ・アグリコル・CIBは金融商品（金利スワップおよび外国為替取引）を活用しており、かかる金融商品は経営目標に沿ってヘッジ関係が確立されている。

2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第6 経理の状況 1 財務書類 A. 連結財務諸表 (7) 財務諸表に対する注記」の注記3.5は、ヘッジ目的のデリバティブの市場価値および想定元本を表示している。使用されている3種類のヘッジ（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体における純投資のヘッジ）については、2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 事業等のリスク リスク管理 金融リスク その他金融リスク グローバル金利リスクおよび外国為替リスクヘッジ」に記載されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、IFRS第7号に従い、キャッシュ・フロー・ヘッジの対象である貸借対照表項目に関する将来の利息支払額は、以下の通り満期期間別に表示される。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日			
	1年未満	1年超5年未満	5年以上	合計
ヘッジされたキャッシュ・フロー（支払予定）	0	0	0	0
ヘッジされたキャッシュ・フロー（受領予定）	365	1,104	433	1,903

■オペレーショナル・リスク

クレディ・アグリコル・CIBの営業費用は、地政学的な危機および不安定な経済により、非常に制限されており、2025年6月30日現在の総額は8.5百万ユーロ（クロスボーダーの信用リスクを除く。）であった。そのうち、2.2百万ユーロは法人営業および投資銀行事業によるものであった。

当半期において、ウクライナおよび中東における地政学的な危機に関連する重大な財務上の影響はなかった。危機管理体制を長期的に維持していくことは、引き続き重要な課題であり、注意が必要である。

当行は、以下の通り、オペレーショナル・リスクの管理を維持し、適応させる努力を続けている。

- ・オペレーション・コントロール・レジスターの展開
- ・監視制御の更新
- ・新規リスク（特にモデルおよび気候リスク）への対応
- ・DORA規制の実施
- ・欧州銀行監督機構の指針およびDORA規制に照らした、また、当行のニーズを満たすためのアウトソーシングおよびブローリングの管理への関与

かかるオペレーショナル・リスクの管理システムおよびその進化は、2025年6月30日時点でのクレディ・アグリコル・CIBのオペレーショナル・リスクを正味「許容範囲」とすることを正当化するものである。

2025年6月30日現在、「四半期ごとのオペレーショナル・リスク費用／四半期ごとのNBI」のリスク選好指標はマイナス0.19%となり、リスク許容度は1%であった。かかるマイナスの数値は特に、2025年第2四半期に計上された税務案件に関する引当金の戻入れによるものである。

[次へ](#)

■ 法的リスクの進展

クレディ・アグリコル・CIBおよび完全連結子会社において未解決の主要な法的および税務訴訟は、以下に記載されている。

クレディ・アグリコル・CIBおよび完全連結子会社において未解決の主要な法的および税務訴訟は、2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第6 経理の状況 1 財務書類 A. 連結財務諸表」にも記載されている。

2024年12月31日現在、当行グループの資産に悪影響を及ぼす可能性のある主要な継続中の法的および税務訴訟は、入手可能な情報に基づく業務執行陣による最善の見積もりと同額の引当金が計上されている。これらは2024年有価証券報告書「第一部 企業情報 第6 経理の状況 1 財務書類 A. 連結財務諸表 (7) 連結財務諸表に対する注記」の注記6.13を参照している。

現時点で、クレディ・アグリコル・CIBの知る限りにおいて、過去12ヶ月間に当行および／または当行グループの財政状態または収益性に重大な影響を及ぼす可能性のある、または及ぼしたその他の政府、司法または仲裁による訴訟（当行が認識している係属中または提起されるおそれのある訴訟を含む。）は存在しない。

・ 調査、情報請求および訴訟手続

通常の業務過程において、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、フランス国内外の様々な機関から、定期的に情報、調査、管理およびその他の規制または司法手続を要請されるだけでなく、訴訟手続の対象とされる。認識された引当金は、決算日時点で入手可能な情報を考慮した経営陣の最善の判断を反映している。

外国資産管理室（OFAC）

2015年10月、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）は、米国の経済制裁下にある国々との一連の米ドル建取引に関する調査を実施している、米国当局およびニューヨーク州当局との間で契約を締結した。かかる契約の対象となる事象は、2003年から2008年の間に発生した。

調査に関連して米国当局およびニューヨーク州当局に協力したクレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・エス・エーは、合計787.3百万米ドル（692.7百万ユーロ）の罰金を支払うことに合意した。かかる罰金の支払は、既に確保されている既存の準備金に割り当てられたため、2015年下半期の会計には影響を与えなかった。

米国連邦準備制度（FED）の理事会およびニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）との合意は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBとのものである。米国財務省外国資産管理室（OFAC）との合意は、クレディ・アグリコル・CIBとのものである。クレディ・アグリコル・CIBは、コロンビア特別区米連邦地検（USAO）およびニューヨーク州の地方検察局（DANY）との間でも、期間を3年間とする別の執行猶予合意（DPA）を締結した。2018年10月19日、USAOおよびDANYとの2つの執行猶予合意は、クレディ・アグリコル・CIBがDPAに基づくすべての義務を遵守し、3年の期間の最後に終了した。

クレディ・アグリコルは、内部手続および国際制裁の法律に関する法令遵守プログラムを強化し続けており、米国当局およびニューヨーク州当局だけでなく、自国の規制機関、欧州中央銀行およびフランス金融健全性規制監督・破綻処理機構（ACPR）ならびにその世界的ネットワーク全体におけるその他の規制機関に全面協力し続ける予定である。

NYDFSおよび米国連邦準備制度との契約に従い、クレディ・アグリコルの法令遵守プログラムは、その有効性を評価するための定期的な見直しに服し、かかる見直しには、NYDFSに任命された1年任期の独立したコン

サルタントによる検討および米国連邦準備制度に承認された独立したコンサルタントによる年に1度の検討が含まれる。

Euribor、Liborおよびその他の指数

クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、多数の銀行間金利についての指定銀行であるという立場において、（ ）多数の通貨のLibor（ロンドン銀行間取引金利）、Euribor（欧州銀行間取引金利）およびその他の特定の市場インデックスの計算、ならびに（ ）これらの金利およびインデックスに関連する取引についての調査の一環として、多数の当局より情報要請を受けた。これらの要請は、2005年から2012年までのいくつかの期間を対象としている。

当該各種当局への協力の一環として、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、当該各種当局から要請された情報を収集する目的で調査を実施した。各種当局の中でも、とりわけ米国当局のDOJ（司法省）およびCFTC（商品先物取引委員会）とは協議中であった。それ以来、これらの当局は、クレディ・アグリコル・エス・エーまたはクレディ・アグリコル・CIBに連絡していない。

さらに、クレディ・アグリコル・CIBは現在、フロリダ州の司法長官によるLIBORおよびEURIBORの両方に関する調査の対象となっている。同当局は、それ以来、クレディ・アグリコル・CIBに連絡していない。

かかる調査および成功には至らなかった和解手続きに続き、欧州委員会は、2014年5月21日にクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに対し、Euriborに関連したデリバティブにおける競争を防止、制限または歪曲する目的および／または効果を有する合意または協調行動に関する異議告知書を送付した。

2016年12月7日付の決定において、欧州委員会は、ユーロ金利デリバティブのカルテルに参加したことに対し、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBの両社に114,654,000ユーロの罰金を課した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、当該決定に異議を申し立てており、欧州司法裁判所に決定を破棄するように求めている。2023年12月20日、欧州司法裁判所は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに課された罰金を110百万ユーロに減額する判決を下し、特定の疑惑のある行為については免責したが、提出された無効理由の大半を却下した。2024年3月19日、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、この決定に対する上訴を欧州連合司法裁判所に提出した。欧州委員会もまた、欧州司法裁判所の判決の取消しを求める上訴を提出した。

SSA債

いくつかの規制機関は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに対し米ドル建SSA債（国際機関債、準ソブリンおよび政府系機関債）の流通市場での取引に関与する様々な銀行の活動に関する調査に係る情報を要求した。これらの規制機関との協力を通して、クレディ・アグリコル・CIBは要求された入手可能な情報を集めるための内部調査を開始した。2018年12月20日、欧州委員会はクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBを含む多数の銀行に、流通市場での米ドル建SSA債の取引における欧州連合競争法の規則への抵触可能性の調査の中で、異議告知書を交付した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBはこれらの異議を認識し、2019年3月29日に回答を公表し、その後2019年7月10日から11日に口頭審理を行った。

2021年4月28日の決定において、欧州委員会は、米ドル建SSA債の流通市場での取引におけるカルテルに参加したことに対し、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBの両社に3,993,000ユーロの罰金を課した。2021年7月7日、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグ

リコル・CIBは、欧州連合の欧州一般裁判所に、当該決定を不服とする訴訟を提起した。控訴棄却の判決は2024年11月6日に下された。

クレディ・アグリコル・CIBは、その他の銀行と共に、ニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所における暫定的な連結された集団訴訟の一員とされた。かかる訴訟は、原告が法的立場を維持するための十分な損害を主張することができなかったため、2018年8月29日に棄却された。しかし、原告にはその不備の補正を試みる機会が与えられた。2018年11月7日、原告は修正訴状を提出した。クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告は、かかる修正訴状を棄却する申立てを提出した。2019年9月30日に下された判決では、管轄権の欠如によりクレディ・アグリコル・CIBに対する集団訴訟は棄却され、その後の決定では、当該裁判所は、原告が米国反トラスト法違反を主張しなかったと判示した。2020年6月、原告は当該裁判所の両方の決定に対して控訴した。2021年7月19日、第2巡回区控訴裁判所は、原告が米国反トラスト法違反を主張しなかったとする地方裁判所の判決を支持した。原告が地方裁判所の判決について連邦最高裁判所での再審理を求める期日は、原告がかかる連邦最高裁判所に再審査を求めることなく、2021年12月2日に経過した。

その後、原告は、裁判長が訴訟の当初に利益相反を開示しなかったことを理由に、裁判の判決を取り消す申立てを行う許可を求めた。この訴訟は、その要求を検討する目的で新たな裁判官に再度割り当てられ、その新任裁判官は、自らの判断のためにかかる問題について準備書面を提出するよう当事者に命じた。2022年10月3日、当該裁判官であるヴァレリー・カプローニ地方裁判官は、判決を取り消す原告の申立てを棄却し、裁判所書記官に対して事件を終了するよう指示する見解および決定を表明した。原告はカプローニ裁判官の決定に対して控訴をしなかった。

2019年2月7日、クレディ・アグリコル・CIBおよび既に係属中の集団訴訟で訴えられている他の被告に対する2つ目の集団訴訟が、ニューヨーク州南部地区の米国連邦裁判所に提出された。2020年7月、原告らは自発的に当該訴訟を停止した。

2018年7月11日、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、その他の銀行と共に、カナダにおいてオンタリオ上位裁判所に提出された集団訴訟について通知を受けた。カナダの連邦裁判所には、もう1つの集団訴訟が提出された。オンタリオ上位裁判所に提出された訴訟は、2020年2月19日に棄却された。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、連邦裁判所での訴訟手続を解決するための原則的合意に達した。最終的な合意は、2024年11月15日に連邦裁判所によって承認された。

オー・サリバンおよびタベラ

2017年11月9日、イラクにおける攻撃により負傷または死亡したと主張する個人（または彼らの家族もしくは継承者）のグループが、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・コーポレート・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）を含む複数の銀行に対する訴訟（「オー・サリバン」事件）をニューヨーク連邦地方裁判所に提起した。

2018年12月29日、同じ個人のグループは、57名の新しい原告と共に、同じ被告に対する別の訴訟（「オー・サリバン」事件）を提起した。

2018年12月21日、別の個人のグループが同じ被告に対する訴訟（「タベラ」事件）を提起した。

3つすべての訴状は、クレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告が、イランおよびそのエージェントと共謀し、米国の制裁を妨害し、米国反テロリズム法およびテロ行為の支援者に対する正義案に違反してイラン組織と取引を行ったと主張するものであり、不特定額の損害賠償を求めている。

オー・サリバン 事件において、裁判所は、2019年3月28日に訴状を却下し、2020年2月25日に原告による訴状の修正の申立てを退け、2021年6月29日に原告が控訴することを認める最終判決を求める原告による申立

てを退けた。2023年11月9日、裁判所は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBが当事者ではない3件の米国反テロ法訴訟について、特定の申立てに対する判決を待って手続きを停止した。フリーマン対HSBCホールディングス・ピーエルシー事件第14-cv-6601号（E.D.N.Y.）（「フリーマン」事件）、フリーマン対HSBCホールディングス・ピーエルシー事件第18-cv-7359号（E.D.N.Y.）（「フリーマン」事件）およびスティーブンス対HSBCホールディングス・ピーエルシー事件第18-cv-7439号（E.D.N.Y.）である。

オー・サリバン 事件は、オー・サリバン 事件に対する判決を待って2023年12月20日から停止されている。

タベラ事件もまた、フリーマン 事件、フリーマン 事件およびスティーブンスの事件において特定の申立てに対する判決を待って2024年10月17日から停止されている。

拘束力のある契約

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、いかなる産業上、商業上または金融上の特許、ライセンスまたは契約にも依拠しない。

■ 法令遵守違反リスク

2024年有価証券報告書と比較した法令遵守違反リスク管理の主な変更には、以下が含まれる。

- ・ マネー・ロンダリング防止、テロ資金供与防止および汚職・不正行為防止体制を強化するための措置を継続すること
- ・ ロシア・ウクライナ危機および国際的制裁プログラムに関する様々な公表を背景に、顧客および取引ならびにフローもしくは口座の凍結またはブロックングに関して、法令遵守チームの警戒を継続すること
- ・ 規制上の取引報告および2025年3月25日に公表された持続可能性報告書（クレディ・アグリコル・CIBの2024年12月31日現在の年次報告書（*Document d'enregistrement universel*）の第2章を参照。）の公表に関して、プロジェクトの継続的遂行に伴う規制上の変更を検討すること
- ・ 国際ネットワークにおける新たな自動通信監視ツールの展開を含む、市場における健全性監視枠組みの改善を継続すること
- ・ 個人的利益相反の特定、防止および管理の強化をすることならびに従業員およびその関係者の個人的取引に関する法令遵守体制を見直すこと

法令遵守部門はまた、事業部門およびサポート部門の法令遵守上の課題およびニーズに革新的な方法で対応するため、新しい人工知能ツールおよびソリューションの開発を進めた。

2024年6月にクレディ・アグリコル・インドスエズ・ウェルス・マネジメントがデグループ・ピーターカム銀行を買収し、2025年6月に企業内合併が実施された後、当行をインドスエズおよびグループ・クレディ・アグリコルの法令遵守規範に適合させるための作業が続けられている。

[次へ](#)

- パーゼル 第3の柱による開示 -

第3の柱に関する主な指標の要約は、クレディ・アグリコル・CIBの2025年半期報告書に以下の通り記載される。

第3の柱に関する完全な報告は、独立した文書により2025年9月に開示予定である。

2025年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBの段階適用された普通株式等ティア1（CET1）比率は12.13%であり、2024年12月31日と比較して1.05パーセント・ポイント増加した。かかる変化は、主に関連するRWAへの下方影響を含む2025年3月の新パーゼル 規制の実施によって説明される。

クレディ・アグリコル・CIBは、CET1比率および9.50%に設定されたSREP要件の間に2.63パーセント・ポイントのバッファを有している。完全実施されたCET1比率は12.13%に達した。

2025年6月30日現在の段階適用されたティア1比率は21.44%であり、2024年12月31日と比較して3.39パーセント・ポイント増加した。完全実施されたティア1比率は21.44%であり、2024年12月31日と比較して3.46パーセント・ポイント増加した。

2025年6月30日現在の段階適用された総自己資本比率は24.42%となり、2024年12月31日と比較して3.43パーセント・ポイント増加した。

2025年6月30日現在のリスク加重資産は134.0十億ユーロ（2024年12月31日現在は152.8十億ユーロ）であり、そのうち107.6十億ユーロが信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク（2024年12月31日現在は120.0十億ユーロ）、9.1十億ユーロが市場リスク（2024年12月31日現在は9.0十億ユーロ）、17.3十億ユーロがオペレーショナル・リスク（2024年12月31日現在は23.7十億ユーロ）であった。

2025年6月末現在の段階適用されたレバレッジ比率は、3.00%の要件に対し3.54%であった。

クレディ・アグリコル・CIBのLCRの平均は、2025年6月末現在の12ヶ月平均で124%であった。信用機関は2018年1月1日以降、LCRの閾値を100%としている。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

下記の将来に関する記述は、中間会計期間の末日現在における判断に基づくものである。

(1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

- クレディ・アグリコル・CIB・グループの事業分析および財務情報 -

■ 経済環境および金融環境

2025年上半期の振り返り

紛争がなおも多発する予測困難な環境に起因する景気後退

当年上半期は、顕在化した戦争ならびに強烈な地政学および貿易の緊張が目立った、**紛争がなおも多発する予測困難な環境**において事業を行った。ウクライナにおける戦争は依然として重大な未解決の問題であり、戦闘の終結を目指したトランプ大統領の取組みは実を結ばなかった一方で、米国の政策に戦略の転換の兆しがあり、特に欧州の領土に対する保護から離れつつある。トランプ大統領のNATOに関する声明（軍事支出をGDPの5%に引き上げるよう要求。）により、欧州は防衛戦略の見直しの加速を迫られ、800十億ユーロの防衛支援策を詳述するホワイトペーパーの発表はこれを証明した。イスラエル - パレスチナ間の戦闘が続き、持続する政治的解決策が見つからない中、6月にイスラエルがイランを攻撃し、米国が速やかに加勢したことで、国際的な緊張は頂点に達した。12日間の衝突の後、6月24日に停戦の発表が行われた。

ドナルド・トランプ氏が米国大統領に返り咲いたことで、明らかに**保護主義の攻勢が予想外の乱暴さ**でもたらされた。この攻勢は、米国の貿易相手国のすべてに「相互的」関税が課せられた4月2日の「解放の日」に頂点に達した。特に標的となったのは中国であったが、欧州連合もまた深刻な影響を受けた。北米自由貿易協定（NAFTA）の加盟国（米国、カナダ、メキシコ）ですら逃れることはできず、全地域に適用されるセクター限定の関税（鉄鋼、アルミ、自動車、半導体）に服する。しかしながら、これらの発表は、その後4月9日に大統領により転換され、相互関税は10%に引き下げられ、二国間通商協定の交渉を可能にする90日間の停止に同意がなされた。この停止期間の終了日（7月9日）に、米国大統領はその延長を決定し（8月1日まで）、主要な貿易相手国（欧州連合、日本および韓国）に対し、関税の引下げの合意に達することが可能であるとの希望を与えた一方で、経済プレーヤーを不確実な国際交易状況に晒した。英国、中国およびベトナムのみが協定を締結した。

米国の通商政策の予測不能性は、劇的な発表とその後の部分的な撤回を特色とし、進行する不確実性を生み出した。当年上半期において、この点は各国の好不調の入り混じった経済および金融の実績に反映されており、より顕著な世界的な景気減速を示唆する。このため、IMFは2025年の世界成長予測を下方修正し、2.8%（1月の予測および2024年に観察された成長率と比較して0.5パーセント・ポイントの引下げ）とした。

個人消費の鈍化、および特に企業が新しい関税の発効に先んじて在庫を積み上げようと努めることによる輸入の急増が直撃した**米国経済は、景気減速の初期兆候を示している。**第1四半期のGDPは、0.5%縮小した（四半期比の年換算）。インフレは和らいだものの、米国連邦準備制度（FED）の2%目標を上回っており、6月時点で前年比2.7%（5月は2.4%）であった。コア・インフレ率（構成要素から変動の大きい食品およびエネルギーを除いたもの）は2.9%に達した。関税の引上げは（まだ最終決定されていないものの）既に一部の商品（家具、織物および衣料品、家電）のコストとなって顕在化していると見受けられる。この混乱にもか

かわらず、雇用市場は比較的堅調を維持しており（5月の失業率は4.2%であり、2024年5月以来、小幅な変動に留まっている。）、もしそうでなかったならば脆弱な経済にある程度の安定をもたらしている。

中国では、非常に困難な外部環境および米国の懲罰的関税にもかかわらず、成長率（第1四半期および第2四半期は5.4%および5.2%）は安定しており、2025年の公式目標である5%を上回った。消費が停滞しているものの、この弱点はインフレの不在（2024年2月以降、インフレ率が前年比で1%を超えたことはない。）に反映されており、一方、輸出は引き続き加速し、成長に対して予想外の寄与をしている。純外需の寄与は2025年第1四半期に2.1パーセント・ポイントと史上最高（新型コロナウイルス感染症の期間は除く。）に達した。これは、中国が疑いようもなく世界の製造業で優勢であることを反映しているが、一時的な好影響（年初における米国の関税の予想）を見逃すべきではない。

ユーロ圏は、不利な環境においてよく持ちこたえ、成長率は当初、0.3%（前四半期比）と見積もられたが、その後、上方修正された（0.6%、前年比1.5%）。ユーロ圏の成長を牽引したのは主に投資であり、純外需がこれに続き、最後に家計消費（成長への寄与はそれぞれ0.4パーセント・ポイント、0.3パーセント・ポイントおよび0.1パーセント・ポイント）であったが、在庫は成長率を0.1パーセント・ポイント押し下げ、最終公共支出は「中立」であった。この全体の実績は、各国の異なる曲折を終始覆い隠した。規模の最も大きい加盟国の中では、スペインが引き続き非常に力強い成長（0.6%）を遂げ、ドイツが好転をみせた（0.4%）が、イタリアおよびフランスはそれぞれ、かろうじて持続的な成長率（0.3%）および弱い成長率（0.1%）であった。デシインフレの持続（インフレ率が前年比で5月は1.9%まで低下しており、前月の4月は2.2%、2024年5月は2.6%であった。）およびインフレ期待の安定により、欧州中央銀行は、目標としていた2%にインフレが収束したことにも助けられ、金融緩和を継続することが可能となった。

特に**フランス**では、2024年第3四半期のパリオリンピック・パラリンピック競技大会がもたらした景気浮揚の利益（前四半期比0.4%増）を享受した後、その終了の影響により、昨年最終四半期は景気の後退が若干みられた（0.1%減）。2025年第1四半期には再び上向いたが、成長は弱いままであった（0.1%増）。内需が成長にマイナスに寄与したことが、この停滞の主な要因である。45年間（新型コロナウイルス感染症の期間は除く。）の記録的な貯蓄率（ユーロ圏では世帯可処分所得の15.4%であるのに対し、18%）に抑制され、家計消費が減少（0.2%減）する一方で、公共消費は減速した（0.4%増の後、0.2%増）。フランスの企業はユーロ圏の他の地域と比較して債務が多い（したがって過去の金利高騰により脆弱である。）という事実を反映し、また、財政赤字を削減しようとする行政の予算努力を反映して、投資は停滞が続いた。その結果、内需が第1四半期の成長の重荷となった（0.1パーセント・ポイント押し下げ）。しかし、成長を阻害したのは主に貿易であり（0.8パーセント・ポイント押し下げ）、特に航空宇宙部門を中心として輸出が落ち込んだ。欧州の他の国とは異なり、フランスは、米国の関税を予想した第1四半期における世界貿易の急増（1.7%増）による利益を享受しなかった。

金融政策の点では、2025年上半期は米国連邦準備制度（FED）の現状維持と欧州中央銀行（ECB）の金融緩和の継続との注目すべき乖離が特徴であった。欧州中央銀行は、25ベース・ポイントずつ計4回の利下げを実施し、預金利率（6月11日以降2%）の緩和開始時（2024年6月）以来の累積利下げ幅は200ベース・ポイントとなった。しかし、米国連邦準備制度は、2024年に政策金利を100ベース・ポイント引き下げて（4.50%として）以降、インフレ対策の進行が過度に遅いことを理由に（成長が確実にリスクに瀕しているとは見受けられなかったにもかかわらず）利率を据え置いた。関税に関連したインフレ・リスクの懸念から、非常に慎重な姿勢を取ったことは、トランプ大統領に激しく批判された。

金融市場は、地政学的事象により引き起こされる急性の緊張に晒され続けている一方で、概ねドナルド・トランプ氏が表明した目標、それらの実現可能性および180度転換に足並みを揃えた。そのため、年初におけるアメリカの例外のテーマ（潜在成長率を超える成長、金利上昇の見通しをもともしない強靱性、ドルの特権的地位、無制限の借入能力、および米国以外の世界へのシフト・リスク）は、「解放の日」以後、米国

資産への幻滅に取って代わられた。大統領による撤回および90日間の停止の発表後、国内外に対する公約を真に実行する氏の能力に深刻な疑問が呈された。このように、誇張された否定性で特徴付けられる時期と、同じ程度に誇張された積極性が支配する時期とが交互に訪れている。

したがって、**債券市場**は、それぞれに異なる推移をたどった。当年上半期の米国では、最終的に短期満期の利回りの低下（注1）が大幅となり（2年物スワップ金利は60ベース・ポイント近く低下し、ほぼ3.50%）、10年物スワップ金利の下落（38ベース・ポイント低下して3.69%）を上回り、イールドカーブはスティープ化した。ムーディーズによる信用格付の引下げにもかかわらず、10年物ソブリン債（米国債）の利回りは、同じ満期のスワップ金利の動きに沿うように低下したが、現在これを50ベース・ポイント超上回っている（4.23%）。ユーロ圏においては、スティープ化の影響はさほど顕著でなく、異なる展開をみせた。2年物スワップ金利の下落幅はより小幅であり（22ベース・ポイントの低下により1.90%）、10年物スワップ金利は上昇した（23ベース・ポイントの上昇で2.57%）。メルツ政権の拡大型予算プログラムの影響下において、ドイツの10年物利回り（連邦債）は上昇し（24ベース・ポイント上昇して2.61%）、同じ満期のスワップ金利を数ベース・ポイント上回った。当年上半期において、ベンチマークの欧州ソブリン債に対する10年物スワップ・スプレッドは縮小し、イタリアの実績が最も好調であった（スプレッドは27ベース・ポイント縮小して90ベース・ポイントに）。この改善は、イタリアの公共財政およびそれ以前数年間の混乱と比較してのある程度の政治的安定性に対するより好意的な認識を反映している。また、イタリアの成長は、貿易の緊張に直面して予想外の強靱性を示した。2024年6月の議会の解散以来、議会における過半数の欠如の悪影響および公共財政の深刻な悪化により不利な立場に追い込まれたにもかかわらず、フランスのスプレッドは当年上半期において縮小し、高水準（85ベース・ポイント）から71ベース・ポイントまで低下した。フランスのスプレッドは現在、スペインのスプレッド（67ベース・ポイント）を上回っている。

株式市場においては、欧州の指数が米国の対応する指数を上回って良好であった。ユーロ・ストックス50が年初来10%上昇（銀行部門は25%近い驚異的な上昇）した一方で、S&P500は同期間において変動幅がはるかに大きかったが、ハイテク株の上昇に支えられ7%近く上昇した。米ドルは、経済および国際政策の不透明な中、その輝きをいくぶん失っており、ユーロはドルに対して14%上昇し、名目実効為替レートは6%の上昇であった。最後に、金の価格は当年上半期中、26%上昇し、4月には1オンス当たり3,426米ドルと史上最高値を記録しており、先行き不透明感の強いこの時期に好まれる安全な逃避先としての地位を証明した。

（注1）これは、2025年6月30日時点の価値と2025年1月1日（または2日）時点の価値との間の変動を指す。後者は、2025年6月30日時点の関連する変数の価値である。

■ 要約連結損益計算書

2024年中（2024年6月）のデグラーフ・ピーターカム銀行の統合により、表に含まれる2024年の財務データは、2025年財務データと比較可能な前提では表示されていない。これらは2023年年次報告書の2024年6月30日現在の訂正報告書において公表された、あくまで参考以供する目的の情報であり、注意深い認識により解釈されなければならない。

2025年上半期

(単位： 百万ユーロ)	基礎的 CIB (注1)	非経常 項目 (注1)	CIB (連結財 務書類表 示額)	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレート・ センター事業	クレディ・ アグリコ ル・CIB	基礎的 CIB 変動率 2025年 上半期 / 2024年 上半期	為替レートを固定した場合の 基礎的CIB 変動率 2025年 上半期 / 2024年 上半期
銀行業務純収益	3,580	(8)	3,573	848	129	4,549	+5%	+6%
営業費用	(1,845)	0	(1,845)	(677)	(5)	(2,526)	+7%	+7%
SRF	0	0	0	0	0	0	ns	
営業総利益	1,736	(8)	1,728	171	124	2,023	+3%	+5%
リスク費用	2		2	(11)		(9)	ns	
持分法適用会社の 純利益持分	3		3			3	ns	
その他の資産に係 る損益	0		0	9		10	ns	
のれんの減損								
税引前利益	1,741	(8)	1,733	170	124	2,027	+3%	+5%
法人税額	(388)	2	(386)	(35)	32	(389)	-5%	
非継続事業または 売却目的保有事業 からの純利益								
純利益	1,353	(6)	1,347	135	156	1,638	+5%	+7%
非支配持分	(0)		(0)	20		19	ns	
純利益 - 当行グループの 持分	1,354	(6)	1,348	115	156	1,619	+5%	+7%
売上原価率	+51.5%		+51.6%					

(注1) 2025年上半期のキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業におけるDVA、FVA流動性コストおよび担保付融資の影響のマイナス7百万ユーロ、ならびにファイナンス事業におけるローン・ヘッジのマイナス1百万ユーロを銀行業務純収益に修正再表示後。

2024年上半期

(単位： 百万ユーロ)	基礎的CIB (注1)	非経常 項目 (注1)	CIB(連結財 務書類表示 額)	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレート・ センター事業	クレディ・ アグリコル・CIB
銀行業務純収益	3,404	49	3,453	570	130	4,154
営業費用	(1,721)	0	(1,721)	(457)	(10)	(2,189)
営業総利益	1,682	49	1,732	113	120	1,966
リスク費用	7	(0)	7	(1)		6
持分法適用会社の 純利益持分	2		2			2

その他の資産に係る 損益	2		2	(20)		(18)
のれんの減損						
税引前利益	1,694	49	1,743	92	120	1,956
法人税額	(408)	(13)	(421)	(19)	32	(408)
非継続事業または売 却目的保有事業から の純利益						
純利益	1,286	37	1,323	73	153	1,548
非支配持分	(1)		(1)	14		13
純利益 - 当行グループの 持分	1,286	37	1,323	59	153	1,535
売上原価率	+50.6%		+49.8%			

(注1) 2024年上半期のキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業におけるDVA、FVA流動性コストおよび担保付融資の影響のプラス42百万ユーロ、ならびにファイナンス事業におけるローン・ヘッジのプラス7百万ユーロを銀行業務純収益に修正再表示後。

CIBの基礎的収益は、2025年上半期に3,580百万ユーロとなり、2024年上半期と比較して5%増加した。かかる収益の増加は、キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業（6%増）ならびにファイナンス事業（4%増）の好業績によるものであった。クレディ・アグリコル・CIBは、当半期中、その主導的地位を維持した。フランスにおけるシンジケート・ローンで第1位（注1）、EMEAでのシンジケート・ローンで第2位（注2）、ユーロのグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・ボンドで第1位（注3）ならびに世界のユーロのすべての債券で第2位（注4）は、引き続き商いに勢いがあったことを示している。

営業費用は、2024年上半期と比較して7%増加し、2025年上半期には1,845百万ユーロとなった。これは主に、IT投資および事業活動の開発によるものである。

その結果、CIBの基礎的売上原価率は2024年上半期から約1パーセント・ポイント上昇し、2025年上半期は51.5%となった。営業総利益は、1,736百万ユーロとなり、2024年上半期の1,682百万ユーロと比較して、3%増加した。

CIBのリスク費用は、2024年上半期はプラス7百万ユーロの戻入れだったのに対し、2025年上半期はプラス2百万ユーロの戻入れとなった。

全体を通して、CIBの純利益 - 当行グループの基礎的持分は、2024年上半期（1,286百万ユーロ）と比較して5%増加し、2025年上半期において1,354百万ユーロとなった。

(注1) 出所：リフィニティブ
(注2) 出所：リフィニティブR17
(注3) 出所：ブルームバーク
(注4) 出所：リフィニティブN1

■ 事業部門別業績

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期 基礎的 (注1)	2024年上半期 基礎的 (注1)	変動率 2025年上半期 / 2024年上半期	為替レートを固定した 場合の変動率 2025年上半期 / 2024年上半期
銀行業務純収益	1,861	1,755	+6%	+6%
営業費用	(1,076)	(1,001)	+8%	+7%
営業総利益	785	754	+4%	+6%
リスク費用	(2)	8	ns	
持分法適用会社の純利益持分				
その他の資産に係る損益	0	0	ns	
のれんの減損	0	0	ns	
税引前利益	783	763	+3%	+4%
法人税額	(181)	(183)	-1%	
非継続事業または売却目的保有事業 からの純利益				
純利益	602	579	+4%	+5%
非支配持分	0	0	ns	
純利益 - 当行グループの持分	602	579	+4%	+5%

(注1) DVA、FVA流動性コストおよび担保付融資の影響の2025年上半期のマイナス7百万ユーロおよび2024年上半期のプラス42百万ユーロを修正再表示後。

2025年上半期のキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業の基礎的収益は、1,861百万ユーロとなり、2024年上半期と比較して6%増加した。

- ・債券事業（1,545百万ユーロ、2024年上半期と比較して7%増）は、とりわけトレーディング業務およびプライマリー・クレジット事業が良好な業績であった。
- ・投資銀行事業の収益は、株式仕組商品の収益が減少したにもかかわらず、増加（316百万ユーロ、2024年上半期と比較して1%増）した。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業の純利益 - 当行グループの持分への寄与は、2024年上半期と比較して4%増加し、602百万ユーロとなった。

ファイナンス事業

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期 基礎的 (注1)	2024年上半期 基礎的 (注1)	変動率 2025年上半期 / 2024年上半期	為替レートを固定した 場合の変動率 2025年上半期 / 2024年上半期
銀行業務純収益	1,719	1,649	+4%	+5%
営業費用	(768)	(721)	+7%	+6%
SRF	0	0	ns	ns
営業総利益	951	928	+2%	+5%
リスク費用	4	(1)	ns	
持分法適用会社の純利益持分	3	2	ns	
その他の資産に係る損益	0	2	ns	
のれんの減損	0	0	ns	
税引前利益	959	931	+3%	+5%
法人税額	(207)	(225)	-8%	
非継続事業または売却目的保有事業 からの純利益	0	0	ns	
純利益	751	707	+6%	+9%
非支配持分	(1)	(1)	ns	
純利益 - 当行グループの持分	752	707	+6%	+9%

(注1) 2025年上半期におけるマイナス1百万ユーロおよび2024年上半期におけるプラス7百万ユーロのローン・ヘッジの影響をそれぞれ銀行業務純収益に修正再表示後。

2025年上半期のファイナンス事業の基礎的収益は、1,719百万ユーロとなり、2024年上半期と比較して4%増加した。

- ・ストラクチャード・ファイナンス事業の収益は増加した（9%増の618百万ユーロ）。資源および産業部門の収益の減少は、クレディ・アグリコル・グループのNZBAコミットメントの通り、再生可能エネルギー部門の好調により相殺された。
- ・商業銀行事業は、買収ファイナンス部門に牽引されたコーポレート・レバレッジド・ファイナンス事業（CLF）が好調で、良好な業績（2%増の1,101百万ユーロ）であった。国際貿易および取引銀行事業は、貿易金融事業およびエクスポート・ファイナンスの成長に伴い、堅実な業績であった。

2025年上半期のファイナンス事業の純利益 - 当行グループの持分への寄与は、2024年上半期と比較して6%増加し、752百万ユーロとなった。

ウェルス・マネジメント事業

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期 (注1)	2024年上半期 (注1)	変動率 2025年上半期 / 2024年上半期
銀行業務純収益	848	570	+49%
営業費用	(677)	(457)	+48%
営業総利益	171	113	+51%
リスク費用	(11)	(1)	8.1倍
持分法適用会社の純利益持分			
その他の資産に係る損益	9	(20)	ns
のれんの減損	0	0	ns
税引前利益	170	92	+84%
法人税額	(35)	(19)	+82%
非継続事業または売却目的保有事業からの 純利益			
純利益	135	73	+85%
非支配持分	20	14	+43%
純利益 - 当行グループの持分	115	59	+95%

(注1) 2024年6月のデグラーフ・ピーターカム銀行の統合に起因する2つの期間の間の範囲効果。2024年上半期には1ヶ月間の収益が含まれるのに対し、2025年上半期には6ヶ月間の収益が含まれる。

2024年6月のデグラーフ・ピーターカム銀行の統合を考慮すると、2025年上半期の業績は、2024年とは異なる範囲に基づくものである。2つの期間の業績の変動は、注意深い認識をもって分析しなければならない。

2025年上半期末において、デグラーフ・ピーターカム銀行の統合の完了が際立つ出来事であった。事業体の合併およびITの移行を含む14件の組織再編事業が完了した。

ウェルス・マネジメント事業の収益は、2024年上半期と比較して49%増加し、848百万ユーロとなった。かかる収益は、デグラーフ・ピーターカム銀行の統合による範囲効果（2024年上半期の1ヶ月間の統合に対して、2025年は6ヶ月間）および年初来の取引手数料の増収の利益を得ているほか、金利の低下する環境にもかかわらず、利息マージンがよく持ちこたえた。

2025年上半期の営業費用は677百万ユーロであり、主に範囲効果により、48%増加した。これには、2024年上半期には5.4百万ユーロであったのに対し35百万ユーロとなった統合費用が含まれる。

営業総利益は171百万ユーロとなり、51%増加した（統合費用を除くと、206百万ユーロであった。）。

リスク費用は、マイナス11百万ユーロの引当金純額（2024年上半期はマイナス1百万ユーロの引当金純額）を計上した。

その他の資産に係る純利得または純損失は、クレディ・アグリコル・エス・エー内部のグループ内取引の結果、プラス9百万ユーロとなった。2024年上半期のその他の資産に係る純利得または純損失は、デグラーフ・ピーターカム銀行の買収費用に関連してマイナス20百万ユーロであった。

ウェルス・マネジメント事業の2025年上半期の純利益 - 当行グループの持分への寄与は、範囲効果もあって、2024年上半期と比較して95%増加し、115百万ユーロとなった。

2025年6月末現在、運用資産額は、2024年12月31日と比較して安定しており、214十億ユーロとなった。

コーポレート・センター事業

	2025年上半期	2024年上半期	変動率 2025年上半期 / 2024年上半期
(単位：百万ユーロ)			
銀行業務純収益	129	130	-1%
営業費用	(5)	(10)	-55%
営業総利益	124	120	+3%
リスク費用			
持分法適用会社の純利益持分			
その他の資産に係る損益			
のれんの減損	0	0	ns
税引前利益	124	120	+3%
法人税額	32	32	-0%
非継続事業または売却目的保有事業からの純利益			
純利益	156	153	+2%
非支配持分			
純利益 - 当行グループの持分	156	153	+2%

「コーポレート・センター事業」部門は、その他の事業部門に起因しない様々な影響を包括している。

2025年上半期のコーポレート・センター事業部門の収益は、プラス129百万ユーロであり、これは主に発行に係る回収費用に関連した分析的修正再表示によるものである。

営業費用は、主にジャカルタ・プロジェクトに関する費用に関連して、5百万ユーロとなった。

2025年上半期の法人税収益は、AT1商品に認識される法人税収益により、プラス32百万ユーロとなった。

- 最近の動向および見通し -

2025年下半年および2026年の見通し

不安を誘発する状況、前例のない抵抗

米国の経済政策の変動および予測不可能性に既に対処している経済シナリオおよび金融シナリオは、ホルムズ海峡の封鎖、湾岸地域のインフラに影響を与える事件等、混乱を招く事態のリスクが完全に排除できない、さらに不確実な国際情勢を背景に展開している。

当行の**米国**の経済シナリオは、ドナルド・トランプ氏が計画する経済政策のペースに沿って、常に2つの段階に基づいてきた。すなわち、関税（大統領の権限に属する。）は、インフレにはプラスの影響があるものの、経済成長にはマイナスの影響を与え、その後、積極的な財政政策（議会の承認を要する。）により、プラスの効果が遅れて現れるというシナリオである。当行の2025年の予測は若干下方修正されたものの、米国のシナリオは経済政策措置の計画に沿って依然として順調に進んでおり、景気後退は回避されるものの、2025年に成長は大幅に減速し、インフレの上昇と相まって、2026年に回復すると予測される。

最近の緊張緩和にもかかわらず、関税率はドナルド・トランプ氏の2回目の当選前よりも依然としてはるかに高い。新たな貿易政策の悪影響が、2025年の成長予測の低下（2024年の2.8%から1.5%）の主な要因となっている一方、より好ましい要素（「ワン・ビッグ・ビューティフル・ビル」、減税および規制緩和）が、2026年に予想される回復（2.2%）に寄与すると思われる。2025年に景気が後退する可能性は、悪化の兆候は見られるものの、金利への感応度が低いこと、家計の財務状況が非常に健全であること、および労働市場が比較的堅調を維持していることを含む堅固な経済基盤を背景に除外されている。成長の減速が見込まれるにもかかわらず、当行のインフレ予測は上方修正された。関税は、その影響が最大となった時点で、前年比のインフレ率を約80ベース・ポイント上昇させると予測されている。かかる影響は一時的ではあるが、インフレ率（年平均）は2025年に2.9%、2026年に2.7%に達すると予想されている。したがって、インフレ率は2%を上回る状態が続き、2026年末の基調的インフレ率は約2.5%で安定する見通しである。

紛争が絶えず、予測不可能な外部環境の中で、世界的な景気減速に耐えるため、**欧州**は国内需要に救いを求めることが予想されている。次の2つの代替的なシナリオが微妙なバランスの中で展開される可能性が高い。1つは、民間支出の増加に加え、特に防衛およびインフラへの公共支出の増加を基盤としたユーロ圏経済の回復力シナリオで、もう1つは、一連の負のショック（関税の引上げに伴う競争力の低下、ユーロ高および不確実性が民間の信頼に与える悪影響）の影響の下、経済活動が停滞するシナリオである。

当行は、上昇傾向にある労働市場、民間部門の健全な経済状況および財務状況、ならびに良好な信用サイクルを背景に、回復力シナリオを支持している。追加の公共支出、特に「ドイツのバズーカ」（注1）の効果的な実施は、確かに確認される必要がある。しかし、かかる支出は、世界経済の成長が鈍化する中、ユーロ圏に国内需要の拡大に牽引される成長をもたらす可能性がある。これは、特に過去10年間と比較すると、ユーロ圏の成長が中期的な潜在成長率を上回るという、一種の例外的な状況をもたらすだろう。ユーロ圏の年間平均成長率は、2025年に0.9%と若干加速し、2026年には1.3%と強まる見通しである。平均インフレ率は引き続き低下し、2025年に2.1%、2026年に1.8%にそれぞれ達すると予測される。

ドイツでは、停滞していた経済は、堅調な成長に戻るだろう。パートナー諸国よりも保護主義政策の影響を強く受けているものの、公共投資計画により経済は押し上げられるだろう。かかる計画ならびにこれまで克服不可能と思われていたインフラおよび防衛投資の資金調達に関する障壁の撤廃は、即効性はないものの、大幅な回復への希望をもたらしている。実施の遅れにより、2025年にはその影響は軽微に留まると思われるが、2026年には多額の資金が流入し、ドイツの欧州近隣諸国およびユーロ圏全体にプラスの波及効果が見込まれる。ドイツの成長率は大幅に回復し、2024年のマイナス0.2%から2025年には0.1%に上昇し、特に2026年には1.2%に達する見込みである。**フランス**では、2025年第2四半期の成長は低迷が続く見通しだが、当年下半期にはやや加速すると見込まれる。投資の回復およびドイツ政府の措置の初期の好影響に牽引され

る本格的な回復は、2026年まで待たれる見込みである。短期的な事業活動に関するリスクは、引き続き主に下振れ傾向にある。当行のシナリオでは、2025年と2026年の成長率はそれぞれ0.6%と1.2%になると予測している（2024年は1.1%）。**イタリア**では、雇用が堅調であるにもかかわらず、回復が不十分な経済および最近の購買力の低下により、家計消費の回復の見込みは限定的である可能性が高い。資金調達条件の改善ならびにエネルギー移行およびデジタル化への移行に関する補助金により、投資面ではポジティブなサプライズが続くと予想される。最近の工業受注の低迷が生産投資に重くのしかかる可能性がある一方で、建設業は堅調に推移している。しかし、パンデミック後の部門の配分で生産性の低い部門が優先されているため、成長の可能性には疑問が残っている。成長率は、2025年に0.6%、2026年に0.7%に達すると予想されている（2024年は0.7%）。

6月に策定および定量化されたユーロ圏の中心的シナリオでは、6月4日時点において米国との関税紛争に変化はなく、すなわち、関税は10%（免除品を除く。）、自動車は25%、鉄鋼は50%に全般的に引き上げられると予想されている。この中心的シナリオに関連するリスクは、下振れリスクである。米国との貿易摩擦が激化したり、競争圧力が強まったり、民間の信頼感が著しく低下したり、最後に、財政刺激策の実施が予想よりも緩やかになったりした場合、景気停滞のシナリオが現実化する可能性がある。

世界的な景気減速および輸出機会の縮小に特徴付けられるこのような不確実な状況は、（それほど遠くない）過去には**新興国経済**のパフォーマンス低下に確実に繋がり、市場リスク回避、金利上昇および通貨安圧力により、さらに悪影響を受けた。しかし、関税（その影響は経済によって明らかに大きく異なるだろう。）にもかかわらず、当行のシナリオは、全体として、主要新興国については依然としてかなり楽観的である。これらの国々は、不利な環境の影響を部分的に緩和する可能性のある支援措置により、前例のない回復力を見せる可能性がある。その要因として、相対的に力強い労働市場、非常に堅調な内需、金融緩和（一部の例外を除く。）および中国の景気減速が限定的（当年上半期は堅調に推移したが、貿易戦争に伴う下半期の減速が見込まれるため、2025年の成長率は4.5%になると予想される。）であることが挙げられる。最後に、新興市場の通貨は堅調に推移し、成長を大きく阻害する可能性のある防衛的な利上げリスクは、当初懸念されていたほど高くない。しかしながら、これらの比較的明るい見通しには、米国の政策の不確実性により、通常よりも高いリスクが伴っている。

金融政策に関しては、緩和サイクルの終了が近付いている。米国では、ドナルド・トランプ氏がより柔軟な政策を求めているにもかかわらず、シナリオ（2025年に大幅に減速、2026年に回復し、インフレ率が目標を大幅に上回る状態が続く。）および周囲の不確実性が米国連邦準備制度の忍耐強さの保持を促すと思われる。米国連邦準備制度は、わずかな金融緩和措置を講じた後、長期の金融政策の据置きを継続する可能性が高い。当行グループのシナリオでは依然として2025年に2回の利下げを想定しているが、その時期を1四半期ずつ延期（6月と9月から9月と12月に変更）している。これらの2回の利下げ後、米国連邦準備制度は2026年を通じて金利を現状維持とし、上限を4%に設定する可能性が高い。

欧州中央銀行については、将来的な利下げを否定してはいないものの、成長の回復が見込まれ、インフレ率が目標水準に達していることから、金融緩和サイクルの終焉を迎えた可能性もある。もちろん、経済環境の悪化はさらなる緩和措置を正当化するため、欧州中央銀行は、必要に応じて金利を引き下げる用意をしている。当行グループのシナリオでは、2026年の預金金利は2%のままになると予想している。

金利面では、米国では、根強いインフレのリスクおよび持続不可能と見られる財政運営、AAA格付の低下、経済政策の変動性ならびに投資家の懸念の高まりが、金利上昇圧力を強めている。当行のシナリオでは、10年物米国債利回りは、2025年末に約4.70%、2026年末に約4.95%と予測している。ユーロ圏では、加速が見込まれる回復力のある成長、インフレ率の目標水準への到達および欧州中央銀行が金融緩和サイクルをほぼ終了したとみられることから、金利の緩やかな上昇およびソブリン・スプレッドの安定化または縮小さえも予想される。したがって、ドイツ10年物利回り（ドイツ国債）は、2025年末には2.90%、2026年末には

2.95%に達する可能性がある。同じ満期において、フランスがドイツ国債に対して提示するスプレッドは、約60/65ベース・ポイントで推移し、イタリアのスプレッドは2026年末には90ベース・ポイントに縮小すると予想される。

最後に、**米ドル**は軟調が続いている。ドナルド・トランプ氏の経済政策の一貫性のなさや予測不可能性、米国の財政の見通しの悪化、および公式なドル安政策に関する憶測が他の経済圏の抵抗と結びつき、これらの要因すべてがドルに圧力をかけているものの、必ずしもドルが短期的に主要な準備通貨としての地位を失うことを意味するものではない。ユーロ/ドル為替レートは2025年第4四半期に1.17で安定し、2026年に下落(1.10)すると予想される。

(注1) 3月に、議会は12年間で500十億ユーロのインフラ投資基金の創設を承認した。債務ブレーキ改革の第1段階も承認され、各地域はGDPの0.35%までの構造的赤字を計上することが可能となった。最後に、防衛費のうちGDPの1%を超える部分は赤字の計算から除外される。これらの措置の採用により、これまで克服不可能とされていたインフラおよび防衛投資の資金調達における障壁が打破された。

2025年下半期のクレディ・アグリコル・CIBの見通し

このような環境は、クレディ・アグリコル・CIBの事業にとってリスクと同時に機会を生み出した。2024年上半期において、クレディ・アグリコル・CIBは、その事業の力強さおよび補完性ならびに事業モデルの効率性を反映して非常に良好な業績を残した。

クレディ・アグリコル・エス・エーの中期計画である2025年意欲に沿って、クレディ・アグリコル・CIBは、クレディ・アグリコル・グループとのグローバルなアプローチを用いて、特にエネルギー分野における顧客の活動および変革を促進することにより、顧客の特別なパートナーとなり、長期にわたってコミットし続けるために進化を続けている。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業では、クレディ・アグリコル・CIBは、顧客のニーズに応える戦略を継続する。当年下半期には伝統的な減速を示唆する季節的影響があるものの、商業事業はフロー業務および市場関連業務の両方で堅調さを維持し、事業の全体的な好業績に寄与すると予想される。

ファイナンス事業では、クレディ・アグリコル・CIBは、次の両方の部門において新たな事業を展開して変革を継続する意向である。エネルギーおよび不動産部門のストラクチャード・ファイナンス事業では、エネルギー移行（ネット・ゼロの軌道）を支援するという目標に沿って事業を展開し、国際貿易および取引銀行部門では、当行の法人顧客および金融機関の顧客向けのキャッシュ・マネジメント・サービスの拡充を図ると共に、顧客の売掛金に関するファイナンス・ソリューション（サプライ・チェーン・ファイナンス）に関する多地域対応かつ自動化されたサービスの継続的な展開を進める予定である。さらに、コーポレート・レバレッジド・ファイナンス事業は、法人市場の成長の恩恵を受けるはずである。

4 【経営上の重要な契約等】

2024年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

5 【研究開発活動】

該当事項なし

第 4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当該半期中、主要な設備の状況に重要な変更はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第 5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
(注)	290,801,346株 (2025年6月30日現在)	(注)

(注) フランス法上、未発行の授權株式という概念はない。しかしながら当社の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役に与えることができる。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式 (1株の額面金額27ユーロ)	普通株式	290,801,346株 (2025年6月30日現在)	該当なし	議決権に 制限のない 株式

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

当該半期中、発行済株式総数および資本金の状況に変更はない。

(4) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在、当社の所有者構成は以下の通りである。

株主	株式数	株式資本 に占める割合	議決権 に占める割合
クレディ・アグリコル・エス・エー	283,037,792	97.33%	97.33%
SACAMデヴェロップモン(注1)	6,485,666	2.23%	2.23%
デルフィナンス(注2)	1,277,888	0.44%	0.44%
合計	290,801,346	100%	100%

(注1) クレディ・アグリコル・グループによって保有されている。

(注2) クレディ・アグリコル・エス・エーによって保有されている。

2 【役員の状況】

業務執行陣

2024年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに業務執行陣の構成員について異動はない。

取締役会

取締役として、男性9名、女性7名を任命（女性取締役の比率：取締役全体の44.0％であり、株主総会で任命された取締役の50.0％）

2024年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに取締役会の構成員について以下の異動があった。

新任の無議決権諮問委員

氏名	役職	就任日
ニコラ・ランジュヴァン氏	無議決権諮問委員	2025年7月29日

業務執行委員会

2024年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに業務執行委員会の構成員について異動はない。

マネジメント委員会

2024年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までにマネジメント委員会の構成員について以下の異動があった。

退任するマネジメント委員会の構成員

氏名	役職	退任日
ディディエ・ルブル氏	中堅企業部門 - クレディ・アグリコル・グループ	2025年9月1日

第6 【経理の状況】

a. 本書記載のクレディ・アグリコル・CIBおよび子会社(以下合わせて「当行グループ」という。)の原文の中間連結財務諸表(以下、「原文の中間連結財務諸表」という。)は、欧州連合で採択され、国際会計基準審議会により発行された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。邦文の中間連結財務諸表は、原文の中間連結財務諸表の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当行グループの中間連結財務諸表の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第328条第1項の規定が適用されている。

邦文の中間連結財務諸表には、財務諸表等規則に基づき、原文の中間連結財務諸表中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年8月29日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 171.47円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、フランスと日本の会計処理の原則および手続きならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に記載されている。

円換算額ならびに第6「2 その他」および第6の「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の事項は原文の中間連結財務諸表には記載されていない。

b. 原文の中間連結財務諸表は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1 【中間財務書類】

連結財務諸表

(1) 損益計算書

	注記	2025年6月30日		2024年6月30日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
受取利息および類似収益	4.1	9,566	1,640,282	11,793	2,022,146
支払利息および類似費用	4.1	(7,712)	(1,322,377)	(9,697)	(1,662,745)
受取報酬および手数料	4.2	1,383	237,143	1,041	178,500
支払報酬および手数料	4.2	(664)	(113,856)	(610)	(104,597)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	4.3	1,992	341,568	1,653	283,440
売買目的保有資産/負債に係る純利得/(損失)		4,810	824,771	5,086	872,096
純損益を通じて公正価値で測定するその他の資産/負債に係る純利得/(損失)		(2,818)	(483,202)	(3,433)	(588,657)
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	4.4	2	343	(12)	(2,058)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る純利得/(損失)		(12)	(2,058)	(23)	(3,944)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る報酬収益(配当金)		14	2,401	11	1,886
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失)	4.5	(16)	(2,744)	(25)	(4,287)
償却原価で測定する金融資産から純損益を通じて公正価値で測定する金融資産への分類変更による純利得/(損失)		-	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金融資産から純損益を通じて公正価値で測定する金融資産への分類変更による純利得/(損失)		-	-	-	-
保険事業純収益		-	-	-	-
その他の業務収益	4.6	81	13,889	65	11,146
その他の業務費用	4.6	(83)	(14,232)	(54)	(9,259)
銀行業務純収益		4,549	780,017	4,154	712,286
営業費用	4.7	(2,385)	(408,956)	(2,066)	(354,257)
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	4.8	(141)	(24,177)	(122)	(20,919)
営業総利益		2,023	346,884	1,966	337,110
リスク費用	4.9	(9)	(1,543)	6	1,029
営業利益		2,014	345,341	1,972	338,139
持分法適用会社の純利益持分		3	514	2	343
その他の資産に係る純利得/(損失)	4.10	10	1,715	(18)	(3,086)
のれんに係る評価変動額	6.5	-	-	-	-
税引前利益		2,027	347,570	1,956	335,395
法人所得税	4.11	(389)	(66,702)	(408)	(69,960)
非継続事業からの純利益(税引後)		-	-	-	-
純利益		1,638	280,868	1,548	265,436
非支配持分		19	3,258	13	2,229
純利益 - 当行グループの持分		1,619	277,610	1,535	263,206
1株当たり利益(ユーロ/円)	6.8	4.32	741	4.01	688
希薄化後1株当たり利益(ユーロ/円)	6.8	4.32	741	4.01	688

(2) 純利益ならびに資本に直接認識された利得および損失

	注記	2025年6月30日		2024年6月30日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
純利益		1,638	280,868	1,548	265,436
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	4.12	(13)	(2,229)	46	7,888
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失) ¹	4.12	(180)	(30,865)	(418)	(71,674)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失) ¹	4.12	(12)	(2,058)	93	15,947
資本(純損益に振り替えられない)に認識された保険金融収益/(費用)		-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引前)、持分法適用会社を除く	4.12	(205)	(35,151)	(279)	(47,840)
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	4.12	51	8,745	85	14,575
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された非継続事業に係る純利得/(損失)(税引後)	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	4.12	(154)	(26,406)	(194)	(33,265)
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	4.12	(733)	(125,688)	165	28,293
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	4.12	29	4,973	(4)	(686)
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	4.12	236	40,467	(199)	(34,123)
資本(純損益に振り替えられる)に認識された保険金融収益/(費用)		-	-	-	-
資本に認識された再保険契約からの金融収益/(費用)		-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引前)、持分法適用会社を除く	4.12	(468)	(80,248)	(38)	(6,516)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	4.12	(71)	(12,174)	54	9,259
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	4.12	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	4.12	(539)	(92,422)	16	2,744
資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)	4.12	(693)	(118,829)	(178)	(30,522)
純利益および資本に直接認識された利得/(損失)		945	162,039	1,370	234,914
うち、当行グループ持分		925	158,610	1,356	232,513
うち、非支配持分		20	3,429	14	2,401

¹ 純損益に振り替えられない項目の剰余金への振替額

(3) 貸借対照表 - 資産

	注記	2025年6月30日		2024年12月31日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
現金および中央銀行預け金		85,363	14,637,194	82,012	14,062,598
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3.2-6.1	405,802	69,582,869	418,703	71,795,003
売買目的保有金融資産		405,579	69,544,631	418,477	71,756,251
純損益を通じて公正価値で測定するその他の 金融資産		223	38,238	226	38,752
ヘッジ手段であるデリバティブ		2,965	508,409	3,671	629,466
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	3.1-3.2 -6.2	14,581	2,500,204	14,799	2,537,585
資本(純損益に振り替えられる)を通じて 公正価値で測定する負債性金融商品		14,225	2,439,161	14,413	2,471,397
資本(純損益に振り替えられない)を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品		356	61,043	386	66,187
償却原価で測定する金融資産	3.1-3.2 -6.3	273,201	46,845,775	282,122	48,375,459
金融機関に対する貸出金および債権		42,539	7,294,162	48,014	8,232,961
顧客に対する貸出金および債権		190,392	32,646,516	193,129	33,115,830
負債性証券		40,270	6,905,097	40,979	7,026,669
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価 差額		20	3,429	27	4,630
当期および繰延税金資産		1,125	192,904	1,413	242,287
経過勘定およびその他の資産		41,034	7,036,100	41,529	7,120,978
売却目的保有および非継続事業の非流動資産		-	-	-	-
発行した保険契約-資産		-	-	-	-
保有している再保険契約-資産		-	-	-	-
持分法適用会社に対する投資		-	-	-	-
投資不動産		-	-	-	-
有形固定資産		1,317	225,826	1,343	230,284
無形資産		790	135,461	809	138,719
のれん	6.5	1,458	250,003	1,482	254,119
資産合計		827,656	141,918,174	847,910	145,391,128

(4) 貸借対照表 - 負債および株主持分

	注記	2025年6月30日		2024年12月31日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
中央銀行からの預り金		25	4,287	1,363	233,714
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	6.1	393,255	67,431,435	406,501	69,702,726
売買目的保有金融負債		322,295	55,263,924	338,132	57,979,494
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債		70,960	12,167,511	68,369	11,723,232
ヘッジ手段であるデリバティブ		3,766	645,756	3,190	546,989
償却原価で測定する金融負債	6.4	341,918	58,628,679	350,377	60,079,144
金融機関に対する債務		76,393	13,099,108	70,099	12,019,876
顧客に対する債務		195,825	33,578,113	202,524	34,726,790
発行債券		69,700	11,951,459	77,754	13,332,478
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価差額		(85)	(14,575)	(128)	(21,948)
当期および繰延税金負債		2,029	347,913	2,344	401,926
経過勘定およびその他の負債		47,913	8,215,642	45,673	7,831,549
売却目的保有および非継続事業の非流動資産に係る負債		-	-	-	-
発行した保険契約-負債		-	-	-	-
保有している再保険契約-負債		-	-	-	-
引当金	6.6	1,192	204,392	1,254	215,023
劣後債務	6.7	4,448	762,699	4,621	792,363
負債合計		794,461	136,226,228	815,195	139,781,487
株主持分		33,195	5,691,947	32,715	5,609,641
株主持分、当行グループの持分		32,842	5,631,418	32,346	5,546,369
資本金および剰余金		21,971	3,767,367	19,921	3,415,854
連結剰余金		10,268	1,760,654	10,050	1,723,274
資本に直接認識された利得/(損失)		(1,016)	(174,214)	(322)	(55,213)
資本に直接認識された売却目的保有および非継続事業の非流動資産に係る利得/(損失)		-	-	-	-
純利益		1,619	277,610	2,697	462,455
非支配持分		353	60,529	369	63,272
負債および株主持分合計		827,656	141,918,174	847,910	145,391,128

[次へ](#)

(5) 株主持分変動計算書

単位:百万ユーロ	当行グループの持分										非支配持分					
	資本金および剰余金					資本に直接認識された利得/(損失)					資本に直接認識された利得/(損失)					
											資本に直接認識された利得/(損失)					
	資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)合計					資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)					資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)					
						資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)					資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)					資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)
資本金	株式発行差金および連結剰余金	自己株式の消却	その他の資本性金融商品	資本金および連結剰余金合計	資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)	益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)	資本に直接認識された利得/(損失)合計	純利益	株主持分	資本金、連結剰余金および純利益	資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)	益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)	資本に直接認識された利得/(損失)合計	株主持分	連結株主持分	
2024年1月1日現在の株主持分	7,852	15,022	-	7,755	30,629	(496)	(196)	(692)	-	29,937	133	-	(2)	(2)	131	30,068
新基準(IFRICの決定/指針)の適用による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2024年1月1日現在の株主持分(修正再表示後)	7,852	15,022	-	7,755	30,629	(496)	(196)	(692)	-	29,937	133	-	(2)	(2)	131	30,068
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	200	200	-	-	-	-	200	-	-	-	-	-	200
2024年度上半期の資本性金融商品の発行報酬	-	-	-	(370)	(370)	-	-	-	-	(370)	-	-	-	-	-	(370)
2024年度上半期の支払配当金	-	(172)	-	-	(172)	-	-	-	-	(172)	(14)	-	-	-	(14)	(186)
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	(88)	-	-	(88)	-	-	-	-	(88)	-	-	-	-	-	(88)
株式に基づく報酬に関連する変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主との取引に関連する変動	-	(260)	-	(170)	(430)	-	-	-	-	(430)	(14)	-	-	-	(14)	(444)
資本に直接認識された利得/(損失)の変動	-	5	-	-	5	18	(197)	(179)	-	(174)	-	(2)	3	1	1	(173)
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	4	-	-	4	-	(4)	(4)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2024年度上半期の純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,535	1,535	13	-	-	-	13	1,548
その他の変動	-	(196)	-	-	(196)	-	-	-	-	(196)	(5)	-	-	-	(5)	(201)
2024年6月30日現在の株主持分	7,852	14,571	-	7,585	30,008	(478)	(393)	(871)	1,535	30,672	127	(2)	1	(1)	126	30,798

増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	38	38	-	-	-	-	38	-	-	-	-	-	38
2024年度下半期の資本性金融商品の発行報酬	-	-	-	(369)	(369)	-	-	-	-	(369)	-	-	-	-	-	(369)
2024年度下半期の支払配当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	22	-	-	22	-	-	-	-	22	219	-	-	-	219	241
株式に基づく報酬に関連する変動	-	7	-	-	7	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	7
株主との取引に関連する変動	-	29	-	(331)	(302)	-	-	-	-	(302)	219	-	-	-	219	(83)
資本に直接認識された利得/(損失)の変動	-	104	-	-	104	635	(86)	549	-	653	-	2	(1)	1	1	654
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	102	-	-	102	-	(102)	(102)	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	2	-	-	2	-	(2)	(2)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2024年度下半期の純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,162	1,162	19	-	-	-	19	1,181
その他の変動	-	161	-	-	161	-	-	-	-	161	4	-	-	-	4	165
2024年12月31日現在の株主持分	7,852	14,865	-	7,254	29,971	157	(479)	(322)	2,697	32,346	369	-	-	-	369	32,715
2024年度の利益処分	-	2,697	-	-	2,697	-	-	-	(2,697)	-	-	-	-	-	-	-
2025年1月1日現在の株主持分	7,852	17,562	-	7,254	32,668	157	(479)	(322)	-	32,346	369	-	-	-	369	32,715
新基準(IFRICの決定/指針)の適用による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年1月1日現在の株主持分(修正再表示後)	7,852	17,562	-	7,254	32,668	157	(479)	(322)	-	32,346	369	-	-	-	369	32,715
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	2,050	2,050	-	-	-	-	2,050	-	-	-	-	-	2,050
2025年度上半期の資本性金融商品の発行報酬	-	-	-	(364)	(364)	-	-	-	-	(364)	-	-	-	-	-	(364)
2025年度上半期の支払配当金	-	(2,132)	-	-	(2,132)	-	-	-	-	(2,132)	(26)	-	-	-	(26)	(2,158)
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響 ¹	-	10	-	-	10	-	-	-	-	10	(10)	-	-	-	(10)	-
株式に基づく報酬に関連する変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主との取引に関連する変動	-	(2,122)	-	1,686	(436)	-	-	-	-	(436)	(36)	-	-	-	(36)	(472)

資本に直接認識された利得/(損失)の変動	-	5	-	-	5	(540)	(154)	(694)	-	(689)	-	1	-	1	1	(688)
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	2	-	-	2	-	(2)	(2)	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	3	-	-	3	-	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年度上半期の純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,619	1,619	19	-	-	-	19	1,638
その他の変動	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2
2025年6月30日現在の株主持分	7,852	15,447	-	8,940	32,239	(383)	(633)	(1,016)	1,619	32,842	352	1	-	1	353	33,195

¹ デグラーフ・ピーターカム銀行ルクセンブルクの100%の支配獲得による少数株主持分に対する取得の影響。注記2「当期間における組織上の主要な取引および重要な事象」を参照。

単位:百万円	当行グループの持分										非支配持分					
	資本金および剰余金					資本に直接認識された利得/(損失)					資本に直接認識された利得/(損失)					
	資本金	株式発行 差金 および 連結 剰余金	自己 株式の 消却	その他の資 本性 金融商品	資本金 および 連結 剰余金 合計	資本(純損益 に振り替え られる)に直 接認識され た利得/(損 失)	資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直接 認識された 利得/(損 失)合計	純利益	株主 持分	資本金、 連結 剰余金 および 純利益	資本(純損 益に振り 替えられ る)に直接 認識され た利得/ (損失)	資本(純損 益に振り替 えられな い)に直接 認識され た利得/(損 失)	資本に 直接認 識され た利得/ (損失) 合計	株主 持分	連結 株主持分
2024年1月1日現在の株主持分	1,346,382	2,575,822	-	1,329,750	5,251,955	(85,049)	(33,608)	(118,657)	-	5,133,297	22,806	-	(343)	(343)	22,463	5,155,760
新基準(IFRICの決定/指針)の適用による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2024年1月1日現在の株主持分(修正再表示後)	1,346,382	2,575,822	-	1,329,750	5,251,955	(85,049)	(33,608)	(118,657)	-	5,133,297	22,806	-	(343)	(343)	22,463	5,155,760
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	34,294	34,294	-	-	-	-	34,294	-	-	-	-	-	34,294
2024年度上半期の資本性金融商品の発行報酬	-	-	-	(63,444)	(63,444)	-	-	-	-	(63,444)	-	-	-	-	-	(63,444)
2024年度上半期の支払配当金	-	(29,493)	-	-	(29,493)	-	-	-	-	(29,493)	(2,401)	-	-	-	(2,401)	(31,893)
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	(15,089)	-	-	(15,089)	-	-	-	-	(15,089)	-	-	-	-	-	(15,089)
株式に基づく報酬に関連する変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主との取引に関連する変動	-	(44,582)	-	(29,150)	(73,732)	-	-	-	-	(73,732)	(2,401)	-	-	-	(2,401)	(76,133)
資本に直接認識された利得/(損失)の変動	-	857	-	-	857	3,086	(33,780)	(30,693)	-	(29,836)	-	(343)	514	171	171	(29,664)
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	686	-	-	686	-	(686)	(686)	-	-	-	-	-	-	-	-

持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2024年度上半期の純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	263,206	263,206	2,229	-	-	-	2,229	265,436
その他の変動	-	(33,608)	-	-	(33,608)	-	-	-	-	(33,608)	(857)	-	-	-	(857)	(34,465)
2024年6月30日現在の株主持分	1,346,382	2,498,489	-	1,300,600	5,145,472	(81,963)	(67,388)	(149,350)	263,206	5,259,328	21,777	(343)	171	(171)	21,605	5,280,933
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	6,516	6,516	-	-	-	-	6,516	-	-	-	-	-	6,516
2024年度下半期の資本性金融商品の発行報酬	-	-	-	(63,272)	(63,272)	-	-	-	-	(63,272)	-	-	-	-	-	(63,272)
2024年度下半期の支払配当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響	-	3,772	-	-	3,772	-	-	-	-	3,772	37,552	-	-	-	37,552	41,324
株式に基づく報酬に関連する変動	-	1,200	-	-	1,200	-	-	-	-	1,200	-	-	-	-	-	1,200
株主との取引に関連する変動	-	4,973	-	(56,757)	(51,784)	-	-	-	-	(51,784)	37,552	-	-	-	37,552	(14,232)
資本に直接認識された利得/(損失)の変動	-	17,833	-	-	17,833	108,883	(14,746)	94,137	-	111,970	-	343	(171)	171	171	112,141
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	17,490	-	-	17,490	-	(17,490)	(17,490)	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	343	-	-	343	-	(343)	(343)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2024年度下半期の純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	199,248	199,248	3,258	-	-	-	3,258	202,506
その他の変動	-	27,607	-	-	27,607	-	-	-	-	27,607	686	-	-	-	686	28,293
2024年12月31日現在の株主持分	1,346,382	2,548,902	-	1,243,843	5,139,127	26,921	(82,134)	(55,213)	462,455	5,546,369	63,272	-	-	-	63,272	5,609,641
2024年度の利益処分	-	462,455	-	-	462,455	-	-	-	(462,455)	-	-	-	-	-	-	-
2025年1月1日現在の株主持分	1,346,382	3,011,356	-	1,243,843	5,601,582	26,921	(82,134)	(55,213)	-	5,546,369	63,272	-	-	-	63,272	5,609,641

新基準(IFRICの決定/指針)の適用による影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年1月1日現在の株主持分(修正再表示後)	1,346,382	3,011,356	-	1,243,843	5,601,582	26,921	(82,134)	(55,213)	-	5,546,369	63,272	-	-	-	63,272	5,609,641
増資/減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本性金融商品の発行/(償還)	-	-	-	351,514	351,514	-	-	-	-	351,514	-	-	-	-	-	351,514
2025年度上半期の資本性金融商品の発行報酬	-	-	-	(62,415)	(62,415)	-	-	-	-	(62,415)	-	-	-	-	-	(62,415)
2025年度上半期の支払配当金	-	(365,574)	-	-	(365,574)	-	-	-	-	(365,574)	(4,458)	-	-	-	(4,458)	(370,032)
子会社持分の追加取得/支配の喪失を伴わない一部処分による影響 ¹	-	1,715	-	-	1,715	-	-	-	-	1,715	(1,715)	-	-	-	(1,715)	-
株式に基づく報酬に関連する変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主との取引に関連する変動	-	(363,859)	-	289,098	(74,761)	-	-	-	-	(74,761)	(6,173)	-	-	-	(6,173)	(80,934)
資本に直接認識された利得/(損失)の変動	-	857	-	-	857	(92,594)	(26,406)	(119,000)	-	(118,143)	-	171	-	171	171	(117,971)
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	343	-	-	343	-	(343)	(343)	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	-	514	-	-	514	-	(514)	(514)	-	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2025年度上半期の純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	277,610	277,610	3,258	-	-	-	3,258	280,868
その他の変動	-	343	-	-	343	-	-	-	-	343	-	-	-	-	-	343
2025年6月30日現在の株主持分	1,346,382	2,648,697	-	1,532,942	5,528,021	(65,673)	(108,541)	(174,214)	277,610	5,631,418	60,357	171	-	171	60,529	5,691,947

¹ デグルーフ・ピーターカム銀行ルクセンブルクの100%の支配獲得による少数株主持分に対する取得の影響。注記2「当期間における組織上の主要な取引および重要な事象」を参照。

[次へ](#)

(6) キャッシュ・フロー計算書

当キャッシュ・フロー計算書は、間接法により表示している。

営業活動は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの収益生成活動である。

税金に係るインフローおよびアウトフローは、すべて営業活動に含まれる。

投資活動は、連結会社および非連結会社に対する参加持分、ならびに有形固定資産および無形資産の購入および売却に係るキャッシュ・フローを表している。このセクションには、「純損益を通じて公正価値で測定」または「資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定」に該当する戦略投資が含まれている。

財務活動は、自己資本および長期借入に係る資金調達構造に変化を及ぼす活動である。

非継続事業の営業活動、投資活動および財務活動に起因する**正味キャッシュ・フロー**は、キャッシュ・フロー計算書上、区分表示している。

現金および現金同等物純額には、現金、中央銀行預け金および預り金のほか、銀行間預け金および銀行間預金、コールローンが含まれている。

	2025年6月30日		2024年6月30日	
	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
税引前利益	2,027	347,570	1,956	335,395
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費 および減損	148	25,378	121	20,748
のれんおよびその他の非流動資産の減損	-	-	-	-
減損および引当金繰入額	73	12,517	122	20,919
持分法適用会社の純利益持分	(3)	(514)	(2)	(343)
投資活動に係る損失/(利得)純額	(10)	(1,715)	18	3,086
財務活動に係る損失/(利得)純額	184	31,550	189	32,408
その他の変動	2,894	496,234	(1,201)	(205,935)
税引前利益に含まれる非資金項目およびその他の調 整合計	3,286	563,450	(753)	(129,117)
金融機関に対する項目の変動	10,355	1,775,572	7,129	1,222,410
顧客項目の変動	(4,758)	(815,854)	(4,177)	(716,230)
金融資産および金融負債の変動	(6,526)	(1,119,013)	(4,553)	(780,703)
非金融資産および非金融負債の変動	1,885	323,221	3,293	564,651
持分法適用会社からの配当金受取額	-	-	-	-
法人所得税支払額	(311)	(53,327)	(164)	(28,121)
営業活動から生じた資産および負債の純額の増加/ (減少)	645	110,598	1,528	262,006
非継続事業による変動	-	-	-	-
営業活動による現金収入/(支出)純額合計(A)	5,958	1,021,618	2,731	468,285
参加持分の変動 ¹	11	1,886	584	100,138
有形固定資産および無形資産の変動	(57)	(9,774)	(98)	(16,804)
非継続事業による変動	-	-	-	-
投資活動による現金収入/(支出)純額合計(B)	(46)	(7,888)	486	83,334
株主から受け取った/(に支払った)現金 ²	(472)	(80,934)	(356)	(61,043)
財務活動によるその他の現金収入/(支出) ³	(917)	(157,238)	1,628	279,153
非継続事業による変動	-	-	-	-
財務活動による現金収入/(支出)純額合計(C)	(1,389)	(238,172)	1,272	218,110
現金および現金同等物に対する為替レートの変動の 影響(D)	(2,676)	(458,854)	(4,023)	(689,824)
現金および現金同等物の増加/(減少)純額(A + B + C + D)	1,847	316,705	466	79,905

現金および現金同等物期首残高 ⁴	70,522	12,092,407	69,485	11,914,593
現金および中央銀行預け金の残高純額 [*]	80,612	13,822,540	77,130	13,225,481
銀行間預け金/預金の残高純額 ^{**}	(10,090)	(1,730,132)	(7,645)	(1,310,888)
現金および現金同等物期末残高 ⁴	72,369	12,409,112	69,951	11,994,498
現金および中央銀行預け金の残高純額 [*]	85,288	14,624,333	87,612	15,022,830
銀行間預け金/預金の残高純額 ^{**}	(12,919)	(2,215,221)	(17,661)	(3,028,332)
現金および現金同等物純額の変動	1,847	316,705	466	79,905

^{*} 「現金および中央銀行預け金」の残高純額(経過利息を除き、非継続事業に分類変更した企業の現金を含む。)から構成されている。

^{**} 「貸倒懸念のない銀行間預け金」および「貸倒懸念のないコールローン」(注記6.3を参照。)ならびに「銀行間預金」および「コールマネー」(経過利息を除く。)(注記6.4を参照。)の残高純額から構成されている。

¹ 参加持分の変動:この項目は、参加持分の取得および処分による現金に対する正味の影響額を表している。2025年6月30日終了期間に重要な取引は行っていない。

² 株主から受け取った/(に支払った)キャッシュ・フロー:2025年度上半期のこの金額には、クレディ・アグリコル・CIBによる当社株主(主にクレディ・アグリコル・エス・エー)に対する配当金支払額-2,132百万ユーロ、クレディ・アグリコル・エス・エーに対するAT1債の発行2,050百万ユーロおよび発行AT1債の利息支払額-364百万ユーロが含まれている。

³ 財務活動によるその他の現金収入/(支出)額:この項目には、主に非優先シニア債の償還-650百万ユーロ、非優先シニア債および非優先シニアローンのクーポン支払額それぞれ-18百万ユーロおよび-45百万ユーロが含まれている。また、AT2債のクーポン支払額-117百万ユーロも含まれている。これらの取引は、クレディ・アグリコル・エス・エーに対して行ったものである。

⁴ うち、「制限付預金」の残高は、2025年6月30日現在214百万ユーロ、2024年12月31日現在265百万ユーロ、2024年6月30日現在349百万ユーロ、および2023年12月31日現在425百万ユーロである。

[次へ](#)

(7) 中間連結財務諸表に対する注記

注記1:クレディ・アグリコル・CIB・グループが採用している会計原則および会計方針、使用した判断および見積り

1.1 適用基準および比較可能性

別段の記載がない限り、この財務報告の記載金額はすべてユーロで表記し、小数点以下を除く百万単位で表示している。百万ユーロ単位で四捨五入しているため、表中の合計および小計とわずかな差額が生じている場合がある。

クレディ・アグリコル・CIBの2025年6月30日現在の要約中間連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成し、表示している。

要約中間連結財務諸表の作成に適用した基準および解釈指針は、クレディ・アグリコル・CIBの2024年12月31日終了事業年度の連結財務諸表に適用したものと同一であり、CE規則第1606/2002号に従い、欧州連合が採用したIAS/IFRSの基準およびIFRICの解釈指針(「カーブアウト」版)に準拠して作成しており、マクロヘッジ会計に関するIAS第39号の一部を適用除外としている。

クレディ・アグリコル・グループは、損益に関する財務諸表およびキャッシュ・フロー計算書について、簡素化のため、IAS第34号第8項に従い比較期間を前中間期に限定して表示することを選択している。

当該基準および解釈指針は、2025年6月30日時点で欧州連合が採用し2025年度から強制適用となっているIFRSの規定により補完されている。

これには以下が含まれる。

基準、修正または解釈指針	強制適用日 (以下の日に 開始する 事業年度)	当行グループへの 重要な影響の可 能性の有無
IAS第21号/IFRS第1号 交換可能性の欠如	2025年1月1日	いいえ

2025年6月30日時点で欧州連合は採択済みであるが当行グループは未適用の基準および解釈指針

・IFRS第9号/IFRS第7号 - 金融商品の分類および測定

IFRS第9号および第7号の修正(2025年5月27日に採択、2026年1月1日以後開始事業年度から適用)では、特に、条件付の特性(環境、社会およびコーポレート・ガバナンス(ESG)特性等)を有する金融資産のSPPIテストにおける分類について明確化している。

当該修正により、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資および条件付の特性を有する金融商品に関して、追加の開示が必要となる。

2025年6月30日時点で欧州連合が未採択の基準および解釈指針

当行グループは、2025年6月30日現在IASBにより公表されているが欧州連合は未採択の基準および解釈指針は適用していない。当該基準および解釈指針は欧州連合が定めた日に発効するため、2025年6月30日時点では当行グループはこれらを適用していない。

・IFRS第18号 - 財務諸表における表示および開示

IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」(2024年4月公表)は、IAS第1号「財務諸表の表示」に置き換わるものであり、欧州連合の採択を条件として2027年1月1日以後開始事業年度から適用される。

IFRS第18号では、損益計算書に新たな構造を導入し、損益計算書上収益および費用を3つの区分(「営業」、「投資」および「財務」)に分類する小計を要求している。

また、IFRS第18号では、経営者が定義したIFRS財務諸表以外の情報開示で使用されている業績指標に関する説明を財務諸表注記にも開示することを要求している。

当行グループは、この導入に向けた分析および準備作業を進行中である。

当行グループに影響を与える可能性のあるIFRS解釈指針委員会の決定

基準、修正または解釈指針	公表日	当行グループへの重要な影響の可能性の有無
IAS第7号 「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保に係るキャッシュ・フローの分類	2025年1月1日	いいえ
IAS第38号 気候関連支出から生じる無形資産の認識	2025年1月1日	いいえ
IFRS第9号/IFRS第17号/IFRS第15号/IAS第37号 他の企業の義務に対して発行する保証	2025年1月1日	いいえ
IFRS第15号 授業料から生じる収益の認識	2025年1月1日	いいえ

1.2 会計原則および会計方針

財務諸表作成における判断および見積りの使用

本質的に、見積りは財務諸表の作成に不可欠であり、見積りには仮定の使用が必要とされ、将来の実際の結果に関するリスクおよび不確実性を伴う。

将来の実際の結果は、以下を含む多くの要素により影響を受けることがある。

- ・国内市場および国際市場の動向
- ・金利および為替レートの変動
- ・特定の業界または国における経済的および政治的状況
- ・規制または法律の改正

ここに列挙したものが、すべてを網羅する訳ではない。

仮定に基づく会計上の見積りは、主に以下の評価に使用される。

- ・公正価値で測定する金融商品(非連結会社に対する投資を含む。)
- ・年金制度およびその他の将来の従業員給付
- ・ストック・オプション制度
- ・償却原価または資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損
- ・引当金
- ・のれんの減損
- ・繰延税金資産
- ・持分法適用会社の評価

注記2: 当期間における組織上の主要な取引および重要な事象

2.1 組織上の主要な取引

2024年6月3日付のデグルーフ・ピーターカム銀行の取得以降、14件の資本再編取引(企業合併およびIT移行等)をフランス、ベルギーおよびルクセンブルクで実施している。

より具体的には、当上半期の連結財務諸表に影響のある取引に限定した場合、CA・インドスエズ・ウェルス(ヨーロッパ)によるデグルーフ・ピーターカム銀行ルクセンブルクの全株式の取得(「株主持分、当行グループへの持分」に対する影響額9.7百万ユーロ)のほか、デグルーフ・ピーターカム銀行ベルギーおよびデグルーフ・ピーターカム銀行ルクセンブルクの預金業務のCACEIS銀行への譲渡(売却価格総額54百万ユーロ)が該当する。この取引では、ウェルス・マネジメントUGT(訳者注:資金生成単位のこと。以下同じ。)ののれん25.7百万ユーロおよび顧客関係18.9百万ユーロ(デグルーフ・ピーターカム銀行の預金業務に対応する額)の売却も行っており、これによる売却益9.4百万ユーロは「その他の資産に係る純利得/(損失)」に計上している。

2.2 2025年6月30日現在の連結の範囲に関する情報

連結財務諸表には、クレディ・アグリコル・CIBの財務諸表ならびにIFRS第10号、IFRS第11号およびIAS第28号に従いクレディ・アグリコル・CIBが支配、共同支配または重要な影響力を有しているすべての会社の財務諸表が含まれている(連結の範囲に含まれているすべての会社との関係において重要性がない会社を除く。)。

以下を除き、2024年12月31日時点の連結の範囲と比較してクレディ・アグリコル・CIBの連結の範囲に重要な変更はない。

連結範囲または連結方法の変更を伴う連結の範囲の変更:

クレディ・アグリコル・CIB・グループの 連結の範囲	連結範囲 の変更 (a)	国	本店 所在地 (左記と異 なる場合)	企業形態	2025年 6月30日 現在の 連結方法	支配割合(%)		持分割合(%)	
					2025年 6月30日	2024年 12月31日	2025年 6月30日	2024年 12月31日	
銀行および金融機関									
デグルーフ・ピーターカム銀行 ルクセンブルク・エス・エー・ブリュッセル 支店	S1	ベルギー	ルクセンブ ルク	支店	全部連結	-	100	-	79
投資会社									
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ (USA)インク・ニュージャージー支店	E2	米国		支店	全部連結	100	-	100	-
クレディ・アグリコル・CIB・ ホールディングス・エルティーディー	S3	英国		子会社	全部連結	-	100	-	100
その他									
FCT・FFR(フィナンシャル・ファンディン グ・ レシーバブルズ)	E2	米国		支配している 組成された 企業	全部連結	100	-	-	-
ウリィ・カード2022 1 アセット・ セキュリティゼーション・スペシャリティ・ シーオー・エルティーディー	S3	韓国		支配している 組成された 企業	全部連結	-	100	-	-
CA・インドスエズ・ウェルス (アセット・マネジメント)	S4	ルクセン ブルク		子会社	全部連結	-	100	-	100
デグルーフ・ピーターカム・ ウェルス・マネジメント	S4	フランス		子会社	全部連結	-	100	-	100

連結方法の変更はないが2025年度上半期に10%超の支配または持分比率の変動のあった連結範囲内の企業:

クレディ・アグリコル・CIB・グループの 連結の範囲	連結範囲 の変更 (a)	国	本店 所在地 (左記と異 なる場合)	企業形態	2025年 6月30日 現在の 連結方法	支配割合(%)		持分割合(%)	
						2025年 6月30日	2024年 12月31日	2025年 6月30日	2024年 12月31日
銀行および金融機関									
デグループ・ピーターカム銀行 ルクセンブルク・エス・エー		ルクセ ンブル ク		子会社	全部連結	100	100	100	79
投資会社									
CA・インドスエズ・ファンズ・サービス	D1	ルクセ ンブル ク		子会社	全部連結	100	100	100	79
その他									
イモビリエ・クリスタル・ルクセンブルク・ エス・エー		ルクセ ンブル ク		子会社	全部連結	100	100	100	79

- (a)連結範囲の変更
(E)は、連結の範囲に含まれたことを意味する。
E1:重要性を超えたため
E2:設立
E3:取得(支配持分を含む。)
- (S)は、連結の範囲から除外されたことを意味する。
S1:事業の終了(解散、清算を含む。)
S2:グループ外部への売却または支配の喪失による連結除外
S3:重要性がないため連結除外
S4:合併または買収
S5:すべての資産および負債を譲渡
- その他(D):
D1:社名変更
D2:連結方法の変更
D3:連結の範囲に係る注記に初めて掲載された企業
D4:売却目的保有の非流動資産および非継続事業に分類された企業

注記3:信用リスク

3.1当期間における帳簿価額の変動および損失評価引当金の変動

(第1章「2025年度上半期事業報告 - リスク管理」(訳者注:原文の項目)を参照。)

信用リスクの測定

クレディ・アグリコル・グループは、信用リスクの見積額の算定に際して、経済的および地政学的不確実性を踏まえた上で、(将来予測的)マクロ経済予測の定期的な見直しを継続的に実施している。

2025年6月に使用したマクロ経済シナリオに関する情報

クレディ・アグリコル・グループは、2025年6月のIFRS第9号の引当金の算定パラメータの計算に、2028年までの予測と併せ、4つのシナリオを用いている。これらのシナリオには、国際環境の動向(特にインフレの速度や各中央銀行の金融政策の対応の変化をもたらすもの)に関する様々な仮定を織り込むと共に、シナリオごとにウェイト付けを行っている。中心的シナリオの策定は当該日(下記参照。)を前提としていたため、慎重なウェイト付けを適用するとともに、より著しい関税の引き上げ(「解放の日」に欧州連合に課された関税を対象とし、かつそれを上回る関税)を想定した緩やかなストレス・シナリオを「過剰にウェイト付け」したものとなっている。

第1のシナリオ:「中心的」シナリオ(ウェイト25%)

IFRS第9号に係る当事業年度4月以降の期間(仮定および数値は2025年3月31日に確定)の中心的シナリオは、「解放の日」の関税発表(その直後にトランプ大統領側が「撤回」)の直前に策定したものである。中心的シナリオには既に相当な関税を織り込んでいたが、今回発表された規模のいわゆる「相互」関税は織り込んでいなかった。保護主義のコスト(貿易への直接的影響だけでなく、特に重大な不確実性による状況悪化という間接的影響)は既に多額で今後さらに増加する可能性が高いことが予想される。米国の保護主義は、2025年の米国に関する予測をインフレの上昇および成長の低下に修正する合理的理由となるが、当該修正は2024年12月には既に予想されていたものであり、2025年4月のシナリオでは確認する形となっている。

予測される成長の減速

米国では、トランプ大統領が計画している政策のタイムラインに応じて、2段階のシナリオとなる。「懲罰的」政策(関税および移民規制)は、大統領令であるため直ちに実施されるが、事業活動の停滞に繋がる。減税等のプラスの措置は、議会承認を要するため、成長を促進し得るがあくまでも先となる。4月2日の「解放の日」の発表前の予測では、2025年の米国の成長率は1.7%となり、2024年(2.8%)比では大幅に減速するものの、2024年12月時点の当社グループの予測(1.9%)との比較では低下はわずかとしていた。2025年の平均インフレ率は3%をわずかに下回るが、連邦準備制度の目標である2%は引き続き上回ることが予想される。

ユーロ圏では、「解放の日」に懲罰的関税が発表される前から既に二重のマイナスのショックに直面していた。すなわち、(確定済みの、または懸念される)関税の引き上げおよび不確実性の増大により、ユーロ圏の成長率は合計0.3パーセント・ポイント押し下げられていた。産業別関税および自動車への課税25%を当行グループのシナリオに織り込んだ結果さらに0.1パーセント・ポイント押し下げられることとなったが、ドイツの財政「パッケージ」によるユーロ圏全体の新たな成長への期待により、ユーロ圏の成長率は2025年に1%、その後2026年には1.5%(従来は1.2%)となることが予想される。米国との貿易対立の激化は、中心的シナリオには含めていなかったが、米国と欧州のシナリオを明らかに悪化させるリスクとなっている。

中央銀行の対応:延期される慎重な政策金利の引き下げ

中央銀行は既に難しい選択を迫られており、金融緩和政策の終了が近いことが示唆されている。「解放の日」以降、上手くバランスを取ることはFEDにとってより困難となっている。

このため、4月の中心的シナリオでは米国の金融緩和は限定的と想定し、追加利下げは25ベース・ポイント(6月と9月の2回、その後は長期間停止され、フェデラル・ファンド・レートの上限は4%になると予測している。ただし、上振れリスクの傾向(年内の利下げが2回を下回る方向)にある。一方、BCE(訳者注:欧州中央銀行のこと。以下同じ。)は、米国の関税による景気抑制効果だけでなく、ドイツの「パッケージ」によるプラスの成長期待も考慮する必要があるため、慎重な姿勢を維持するはずである。したがって、当行グループは、6月の利下げは50ベース・ポイント、その後は(預金金利2%で)長期間停止されると想定している。下振れリスクの傾向にあり、特に2025年中に利下げが75ベース・ポイント行われる可能性もある。

長期金利:恒久的に上昇

米国の財政刺激策に加えドイツの景気回復策による将来の成長への早期の期待および財政赤字の拡大は、金利上昇圧力を生む可能性が高い。米国では、米国国債およびドルに対する相対的な「不満」がこの圧力を増幅させることとなる。2025年末の予想としては、10年物米国国債の金利は4.55%(10年物スワップレート+50ベース・ポイント)、ドイツ国債の金利は3%(10年物スワップレート+25ベース・ポイント)としている。ソブリン・スプレッドは若干の圧力を受け(10年物フランス国債および10年物イタリア国債の対ドイツ国債スプレッドはそれぞれ70ベース・ポイントおよび110ベース・ポイント)、ユーロはドルに対して1.13まで上昇すると予想される。

第2のシナリオ:「緩やかに悪化」のシナリオ(ウェイト51%)

上流での仮定 - 貿易戦争およびエネルギー・インフレによる信頼の毀損

米国は、欧州連合および中国からの輸入品に対してそれぞれ25%および60%の関税を課す。この米中貿易戦争は、ユーロ圏に対する需要に影響を与える。米国が欧州連合の強硬な貿易姿勢に対する報復としてGNL(液化天然ガス)の供給停止を行うことで価格が上昇し、新たなインフレが引き起こされる。このように、欧州はGNLの供給問題により早期に打撃を受ける。BCEが「積極的な」金融緩和を行わない限り、エネルギー・インフレの反動により成長は減速する。

ショックの引き金

貿易戦争の継続および激化は、成長鈍化、特にユーロ圏に対する需要の低下を招く。米国の関税(25%に引き上げ)により、2025年から2028年のユーロ圏の輸出量の平均年間成長率は0.5パーセント・ポイント低下する。このショックのみにより、同期間の実質GDPの平均年間成長率は0.3パーセント・ポイント低下する。

欧州のGNLの供給問題は、ガスおよび電力価格の上昇に繋がる。冬が明けた時点のGNLの在庫は異常に低位となり(収容能力の25%未満)、欧州諸国は次の冬までに大規模な補充が必須となる。米国は「独自に行動」し、自国のニーズを低コストで賄うべく自国の生産を一定に保つ決定を行う。アジアは現在石炭消費量の削減に取り組んでおり、2022年に行っていたように発電時にガスを石炭に代替することはない。生産能力は、世界的な需要増に対応できる程急速には増加しない。このため、2025年下半年(厳冬の見通し)に、アジアと欧州間のガス供給を巡る競争が起きる。その結果、欧州のガス価格は50%上昇し(2025年の年間平均価格は59ユーロ/MWh、中心的シナリオでは48ユーロ/MWh)、電力価格にも波及する(137ユーロ/MWh、中心的シナリオでは115ユーロ/MWh)。このインフレ上昇は確かに著しいが、ユーロ圏では一時的となる(2026年には+0.4パーセント・ポイント、イタリアおよびドイツではより顕著となる。)

経済および金融上の影響

ユーロ圏では、インフレおよび金利が一時的に上昇する。家計の購買力および個人消費は低下し、企業(特に工業部門)の生産コストが上昇する。ユーロ圏では、経済活動の停滞および成長の減速から、年間平均成長率は中心的シナリオより0.4パーセント・ポイント低下する。

中央銀行の対応および長期金利

中央銀行は、この一時的とみられるインフレーションに対して引き続き慎重な姿勢を維持する。このため、政策金利を2025年末まで据え置き、2026年に若干の緩和措置を開始した後、「停止」することが考えられる。

ユーロ圏のソブリン・スプレッドは緩やかに拡大するが、これは成長鈍化、政府債務対GDP比に対する二次的影響、追加的支出(軍事費等)のリスク、投資家の不信感によるものである。2025年末の10年物米国公債は4.75%(10年物スワップレート+50ベース・ポイント)、ドイツ国債は3%(10年物スワップレート+40ベース・ポイント)に達する。フランス国債およびイタリア国債(10年物)の対ドイツ国債スプレッドは、それぞれ80および140ベース・ポイントとなる。ユーロはドルに対してさらに上昇し、1.15となる。

第3のシナリオ:「良好な」シナリオ(ウェイト1%)

上流での仮定 - ドイツの財政パズーカによる「成長の押し上げ」

このシナリオでは、ドイツの投資計画(12年間で500十億ユーロまたは年間42十億ユーロをインフラ支出(エネルギー、交通、学校、デジタル)に充当)が、迅速かつ効果的に実施されることを想定している。この財政刺激策は、ドイツだけでなく欧州の多数の産業部門に対する刺激策となり、欧州連合加盟国、特にフランスに大きな波及効果をもたらす。

ドイツ連邦議会で3月中旬に承認されたこの景気回復策により、連邦州および地方自治体による年間42十億ユーロ(GDPの1%)の公的支出が迅速かつ効果的に実施される。これにより、当年初からインフレを引き起こすことなくインフラ投資が促進され、産業の大規模な回復に繋がる。併せて債務ブレーキの緩和も行われ、ウクライナおよび防衛関連の支出はドイツの予算規律の対象外となる。ドイツの各地域では、各地域のGDPの最大0.35%までインフラ改修およびセキュリティ投資のための借入が可能となる。公的投資銀行であるドイツ復興金融公庫(KfW)も、多様な利害関係者に対する資金提供促進のため、全面的に動員される。

経済的および金融上の影響

欧州の産業は、特にドイツ、イタリアおよびフランスの投資プロジェクトの増加により著しく回復する。投資の大幅な増加は、成長見通しの明らかな改善(経済環境および信頼感の回復)に繋がり、民間の投資および消費にプラスに働く。ユーロ圏全体のプラス成長は、2025年から2028年に年平均0.4パーセント・ポイントになると予想される。

ドイツでは、債務ブレーキの見直しにより、他の欧州諸国に比べて一層強力な財政刺激策が可能となる。この例外条項により(財政赤字および政府債務対GDP比の)計算から除外されるものの、ドイツ、イタリアおよびフランスの財政赤字は拡大し、政府債務対GDP比は大幅に悪化する。

インフレは(消費ではなく投資支出により)わずかに上昇する。ユーロ圏の2025年から2028年のインフレは、中心的シナリオと比較して年平均0.1パーセント・ポイントの上昇に留まる。

中央銀行の対応、金利およびその他資産

急激なインフレは生じないことから、BCEは金融引き締めの見送りが可能となり、2026年末に非常に緩やかな引き締めが開始される。要点は以下の通りである。

- ・スワップレートは緩やかに上昇するが、中心的シナリオよりもやや急勾配となる(財政刺激策の規模により成長が刺激され、最終的にはインフレ圧力が再燃する可能性がある。)
- ・国債金利はわずかに上昇するが、スプレッドの拡大はない(財政赤字は拡大するものの金融市場の懸念を生まない程度に十分に抑制される。経済成長および政府債務対GDP比の安定化への期待)。
- ・欧州の株式市場は中心的シナリオよりも好調となる。

第4のシナリオ:「深刻に悪化」のシナリオ(2024年7月作成のICAAPのシナリオ、ウェイト23%)

上流での仮定 - 上流でのインフレ圧力および極端な気候事象が市場の期待の変化を引き起こす誘因となる

この「極端な」シナリオでは、インフレの要因は複数存在するとしている。すなわち、1バレル当たり100米ドルをやや上回る価格の維持を目的としたOPECプラスによる原油供給管理、中東での緊張(スエズ運河の混乱)、米国による関税賦課(原産地を問わずすべての品目に10%、中国からの輸入品目に60%)が米国のインフレに与える影響等である。

当行グループの仮定では、2025年の12ヶ月平均のエネルギー価格および食料品価格はそれぞれ15%および5%上昇するとしている。これは「非コア」インフレの急騰に反映され、ユーロ圏の2025年の総合インフレ率は約4%(2025年のコア・インフレ率はほぼ横ばい)となり、米国の2025年の総合インフレ率は5%に近づく。上流でのショックに加え、関税の引上げによるショックがインフレに与える影響は、1パーセント・ポイントと推定される。ユーロ圏のインフレは2026年には徐々に解消される(二次的影響はなし)。2026年初のインフレ率は3%となるが、エネルギーおよび食料品のディスインフレにより年末までには次第に1.5%となり平均インフレ率は約2.3%に落ち着く。

上記のショックは、金融市場における極めて急激な調整により一層悪化する(これについてはACPR(訳者注:フランス健全性監督破綻処理機構のこと。以下同じ。))が策定したシナリオを採用している。)。ACPRの予想では、「炭素税」等の規制の急速な導入が関係地域(米国および欧州)またはこれらの地域に輸出を行う地域(英国、日本)の企業の財政状態に重大な影響を与える可能性がある。これは、2025年下半年以降、移行リスクに最も晒される資産(温室効果ガスを最も多く排出する資産)の急激な価値低下に反映される。

経済的影響

上記の要因が組み合わさり、インフレによる購買力への波及効果に加え金融市場の急激な調整に起因するショック(信頼ショックおよび純金融資産の価値低下)により、2025年の成長率は大幅に下方修正される。ユーロ圏および米国の成長は、急速に低下する。非常に緩やかな回復が始まるのは2026年となる。

中央銀行の対応、金利およびその他の資産

このシナリオでは、中心的シナリオでの想定と同様、BCEおよびFEDによる金融緩和の終了を織り込んでいる。中央銀行は、インフレが一時的なショックによるものと考え、2025年には金融引締めを開始しない(需要の弱さや、伝播リスクの低さ、賃金・物価スパイラルのリスクのないこと、金融市場の低迷が見込まれること、また最終的に成長および雇用に深刻なショックを与えるため。)。中心的シナリオで想定している金融緩和は、2026年まで延期される。各国は、インフレによる成長へのマイナスの影響を緩和する財政的防火壁を有していない。

政策金利は、中心的シナリオの2024年末の予測水準(すなわち、フェデラル・ファンド・レートおよびBCEの預金金利はそれぞれ5.00%および3.25%)が2025年も維持される。BCEは2026年に政策金利を75ベース・ポイント引き下げる。ユーロ圏では、2年物および10年物スワップレートが上昇するとともに国債金利も大幅に回復し、フランスおよびイタリアの対ドイツ国債スプレッドは140および220ベース・ポイントまで拡大する。企業のスプレッドはACPRの想定に応じて拡大する。株式市場では多額の損失が生じ、年間平均下落率は2024年と比較してEurostoxx50が-34%、CAC40が-36%、S&P500が-35%となる。

4つのシナリオにおける主要マクロ経済変数の変化のまとめ：

	参考	中心的シナリオ					緩やかに悪化				良好なシナリオ				深刻に悪化			
	2024	2025	2026	2027	2028		2025	2026	2027	2028	2025	2026	2027	2028	2025	2026	2027	2028
ユーロ圏																		
実質GDP	0.9	1.0	1.5	1.6	1.6		0.7	0.4	1.4	1.5	1.3	1.9	2.0	2.0	-2.0	-1.6	1.0	1.0
失業率	6.4	6.4	6.3	6.3	6.2		6.4	6.6	6.7	6.5	6.4	6.2	6.1	6.0	7.8	8.4	8.1	8.1
インフレ率 (HICP)	2.4	2.1	1.8	1.9	2.0		2.0	2.2	1.6	1.6	2.1	2.0	2.1	2.2	4.0	2.3	2.2	2.2
フランス																		
実質GDP	1.1	0.8	1.4	1.6	1.6		0.0	0.6	1.4	1.6	1.3	1.9	2.1	2.1	-1.9	-1.4	1.1	1.1
失業率	7.4	7.7	7.8	7.7	7.6		7.9	8.1	8.0	7.9	7.5	7.5	7.3	7.2	9.1	10.3	9.3	9.3
インフレ率(CPI)	2.0	1.1	1.3	1.7	2.1		1.1	1.6	1.4	1.7	1.2	1.5	1.9	2.3	3.5	1.8	1.9	1.9
10年物フランス 国債-年末	3.2	3.7	3.8	4.0	4.0		3.8	3.7	3.8	3.8	3.7	3.8	3.8	3.8	5.2	3.9	3.5	3.5

IFRS第9号の引当金(ステージ1および2のECL)の計算に使用した主要なパラメータに基づくマクロ経済シナリオに関する感応度分析

クレディ・アグリコル・CIB・グループ：

シナリオの加重を100%に変更した場合の(クレディ・アグリコル・CIB・グループの)ECLに対する影響			
中心的シナリオ	緩やかに悪化	深刻に悪化	良好なシナリオ
-3.3%	-0.1%	+6.0%	-4.9%

ECLの感応度は主要なパラメータにより決まるが、地域別の将来予測に対する調整を行った場合、上記より低下または上昇する可能性がある。

ステージ1/ステージ2およびステージ3への分解

2025年6月末現在、地域別の将来予測も含めたステージ1/ステージ2の引当金(正常顧客債権に対する引当額)およびステージ3の引当金(発生リスクに対する引当額)のクレディ・アグリコル・CIB・グループの引当金残高に占める割合は、それぞれ35%および65%である。

2025年6月末現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループの当上半期のリスク費用のうち、ステージ1/ステージ2の引当金戻入額(繰入額控除後)は+80百万ユーロ、ステージ3の発生リスクおよびその他の引当金繰入額(戻入額控除後)は-89百万ユーロとなっている。

当期間における帳簿価額の変動および損失評価引当金の変動

損失評価引当金とは、信用リスクに関して純損益(「リスク費用」)に認識した、資産の減損およびオフバランスのコミットメントに対する引当金である。

下表は、リスク費用に認識した損失評価引当金および関連する帳簿価額の期首残高と期末残高との調整を、会計上の区分別および金融商品の種類別に表したものである。

償却原価で測定する金融資産:負債性証券

	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対 象となる資産 (ステージ2)						
	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額 (a)	損失評 価引当 金(b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
百万ユーロ									
2024年12月31日現在	40,956	(11)	35	(1)	24	(24)	41,015	(36)	40,979
当期間のステージ間の資産の振替	(959)	-	959	(1)	-	-	-	(1)	
ステージ1からステージ2への振替	(959)	-	959	(1)			-	(1)	
ステージ2からステージ1への回復	-	-	-	-			-	-	
ステージ3への振替 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	
ステージ3からステージ2/ステージ 1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-	
振替後計	39,997	(11)	994	(2)	24	(24)	41,015	(37)	40,978
帳簿価額総額および損失評価引当 金の変動	(846)	(4)	14	-	(1)	1	(833)	(3)	
新たな金融資産:取得、供与、組成 等 ²	19,225	(7)	26	(2)			19,251	(9)	
認識の中止:処分、償還、満期等	(17,806)	8	(10)	2	-	-	(17,816)	10	
直接償却					-	-	-	-	
財政的困難によるリストラクチャ リング時のキャッシュ・フローの 条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期間におけるモデルの信用リス クパラメータの変更		(2)		-		-		(2)	
モデル/手法の変更		(4)		-		-		(4)	
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	(2,265)	1	(2)	-	(1)	1	(2,268)	2	
合計	39,151	(15)	1,008	(2)	23	(23)	40,182	(40)	40,142
特定の会計上の測定方法に起因す る帳簿価額の増減(損失評価引当金 への重要な影響なし) ³	128		-		-		128		
2025年6月30日現在	39,279	(15)	1,008	(2)	23	(23)	40,310	(40)	40,270
当期間に直接償却を行った金融資 産の契約金額のうち依然履行強制 活動の対象となっている額	-		-		-		-		

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期間にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の組成には、当期間にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。

³ ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(主にプレミアム/ディスカウ
ントの償却)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純
収益に戻入)、および関連債権の変動による増減が含まれている。

償却原価で測定する金融資産:金融機関に対する貸出金および債権

百万ユーロ	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対 象となる資産 (ステージ2)						
	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価額 総額(a)	損失評 価引当 金(b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
2024年12月31日現在	47,793	(10)	188	(6)	465	(416)	48,446	(432)	48,014
当期間のステージ間の資産の振替	(89)	1	89	(1)	-	-	-	-	-
ステージ1からステージ2への振替	(89)	1	89	(1)			-	-	
ステージ2からステージ1への回復	-	-	-	-			-	-	
ステージ3への振替 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	
ステージ3からステージ2/ステージ 1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-	
振替後計	47,704	(9)	277	(7)	465	(416)	48,446	(432)	48,014
帳簿価額総額および損失評価引当 金の変動	(5,501)	(1)	(34)	(2)	(58)	49	(5,593)	46	
新たな金融資産:取得、供与、組成 等 ²	26,525	(5)	143	(5)			26,668	(10)	
認識の中止:処分、償還、満期等	(31,890)	9	(179)	9	(18)	18	(32,087)	36	
直接償却					-	-	-	-	
財政的困難によるリストラクチャ リング時のキャッシュ・フローの 条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期間におけるモデルの信用リス クパラメータの変更		(7)		-		(3)		(10)	
モデル/手法の変更		-		(5)		-		(5)	
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	(136)	2	2	(1)	(40)	34	(174)	35	
合計	42,203	(10)	243	(9)	407	(367)	42,853	(386)	42,467
特定の会計上の測定方法に起因す る帳簿価額の増減(損失評価引当金 への重要な影響なし) ³	68		1		3		72		
2025年6月30日現在	42,271	(10)	244	(9)	410	(367)	42,925	(386)	42,539
当期間に直接償却を行った金融資 産の契約金額のうち依然履行強制 活動の対象となっている額	-		-		-		-		

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期間にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の組成には、当期間にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。

³ ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(主にプレミアム/ディスカウ
ントの償却)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純
収益に戻入)、および関連債権の変動による増減が含まれている。

償却原価で測定する金融資産:顧客に対する貸出金および債権

	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対 象となる資産 (ステージ2)						
	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価額 総額(a)	損失評 価引当 金(b)	帳簿価 額純額 (a)+(b)
百万ユーロ									
2024年12月31日現在	172,497	(181)	20,134	(712)	2,925	(1,534)	195,556	(2,427)	193,129
当期間のステージ間の資産の 振替	(5,875)	(8)	5,296	94	579	(168)	-	(82)	
ステージ1からステージ2への 振替	(8,590)	8	8,590	(61)			-	(53)	
ステージ2からステージ1への 回復	2,772	(19)	(2,772)	37			-	18	
ステージ3への振替 ¹	(57)	3	(525)	118	582	(168)	-	(47)	
ステージ3からステージ2/ ステージ1への回復	-	-	3	-	(3)	-	-	-	
振替後計	166,622	(189)	25,430	(618)	3,504	(1,702)	195,556	(2,509)	193,047
帳簿価額総額および損失評価 引当金の変動	(1,706)	1	(785)	27	(651)	259	(3,142)	287	
新たな金融資産:取得、供 与、組成、再交渉等 ²	77,538	(161)	6,637	(378)			84,175	(539)	
認識の中止:処分、償還、満 期等	(71,717)	164	(6,131)	346	(333)	41	(78,181)	551	
直接償却					(140)	140	(140)	140	
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・ フローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更		(1)		(14)		(26)		(41)	
モデル/手法の変更		-		30		-		30	
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	(7,527)	(1)	(1,291)	43	(178)	104	(8,996)	146	
合計	164,916	(188)	24,645	(591)	2,853	(1,443)	192,414	(2,222)	190,192
特定の会計上の測定方法に起 因する帳簿価額の増減(損失 評価引当金への重要な影響な し) ³	72		8		120		200		
2025年6月30日現在	164,988	(188)	24,653	(591)	2,973	(1,443)	192,614	(2,222)	190,392

当期間に直接償却を行った金融資産の契約金額のうち依然履行強制活動の対象となっている額	-	-	-	-
--	---	---	---	---

- ¹
ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期間にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。
- ²
ステージ2の組成には、当期間にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。
- ³
ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(主にプレミアム/ディスカウ
ントの償却)、リストラクチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純
収益に戻入)、および関連債権の変動による増減が含まれている。

資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産:負債性証券

	正常資産				減損資産 (ステージ3)		合計	
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (ステージ1)		全期間ECLの対 象となる資産 (ステージ2)					
	帳簿 価額	損失 評価 引当金	帳簿 価額	損失 評価 引当金	帳簿 価額	損失 評価 引当金	帳簿 価額	損失 評価 引当金
百万ユーロ								
2024年12月31日現在	14,413	(9)	-	-	-	-	14,413	(9)
当期間のステージ間の資産の振替	(93)	-	93	-	-	-	-	-
ステージ1からステージ2への振替	(93)	-	93	-			-	-
ステージ2からステージ1への回復	-	-	-	-			-	-
ステージ3への振替 ¹	-	-	-	-	-	-	-	-
ステージ3からステージ2/ステージ1 への回復	-	-	-	-	-	-	-	-
振替後計	14,320	(9)	93	-	-	-	14,413	(9)
帳簿価額総額および損失評価引当金 の変動	(226)	(2)	38	(1)	-	-	(188)	(3)
当期間の公正価値による再評価	95		2		-		97	
新たな金融資産:取得、供与、組成 等 ²	2,781	(4)	36	(1)			2,817	(5)
認識の中止:処分、償還、満期等	(2,016)	3	-	-	-	-	(2,016)	3
直接償却					-	-	-	-
財政的困難によるリストラクチャリ ング時のキャッシュ・フローの条件 変更	-	-	-	-	-	-	-	-
当期間におけるモデルの信用リスク パラメータの変更		(2)		-		-		(2)
モデル/手法の変更		-		-		-		-
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	(1,086)	1	-	-	-	-	(1,086)	1
合計	14,094	(11)	131	(1)	-	-	14,225	(12)

特定の会計上の測定方法に起因する 帳簿価額の増減(損失評価引当金への重要な影響なし) ³	-	-	-	-	-	-	-
2025年6月30日現在	14,094	(11)	131	(1)	-	-	14,225 (12)
当期間に直接償却を行った金融資産 の契約金額のうち依然履行強制活動 の対象となっている額	-	-	-	-	-	-	-

- ¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期間にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。
- ² ステージ2の組成には、当期間にステージ2に振り替えたステージ1の残高が含まれている。
- ³ 実効金利法の適用による影響(主にプレミアム/ディスカウントの償却)が含まれている。

融資コミットメント

	正常コミットメント				引当済コミットメント (ステージ3)		合計		
	12ヶ月ECLの 対象となる コミットメント (ステージ1)		全期間ECLの 対象となる コミットメント (ステージ2)						
	コミットメント額	損失評価引当金	コミットメント額	損失評価引当金	コミットメント額	損失評価引当金	コミットメント額 (a)	損失評価引当金 (b)	コミットメント純額 (a)+(b)
百万ユーロ									
2024年12月31日現在	143,795	(120)	9,405	(246)	242	(35)	153,442	(401)	153,041
当期間のステージ間の コミットメントの振替	(6,038)	4	5,990	(35)	48	(14)	-	(45)	
ステージ1からステージ2への 振替	(7,688)	8	7,688	(54)			-	(46)	
ステージ2からステージ1への 回復	1,650	(4)	(1,650)	12			-	8	
ステージ3への振替 ¹	-	-	(48)	7	48	(14)	-	(7)	
ステージ3からステージ2/ス テージ1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-	
振替後計	137,757	(116)	15,395	(281)	290	(49)	153,442	(446)	152,996
契約金額および損失評価引当金 の変動	(285)	10	(831)	65	(36)	10	(1,152)	85	
新たに供与したコミットメント ²	59,529	(214)	3,261	(289)			62,790	(503)	
コミットメントの消滅	(52,646)	224	(3,564)	296	(87)	16	(56,297)	536	
減額					-	-	-	-	
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・フ ローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期間におけるモデルの信用リ スクパラメータの変更		(4)		(32)		(7)		(43)	
モデル/手法の変更		1		75		-		76	
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	(7,168)	3	(528)	15	51	1	(7,645)	19	
2025年6月30日現在	137,472	(106)	14,564	(216)	254	(39)	152,290	(361)	151,929

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期間にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の新たに供与したコミットメントには、当期間にステージ2に振り替えたステージ1で組成したコミットメントが含まれている。

保証コミットメント

	正常コミットメント				引当済コミットメント (ステージ3)				合計	
	12ヶ月ECLの 対象となる コミットメント (ステージ1)		全期間ECLの 対象となる コミットメント (ステージ2)						損失 評価 引当金 (b)	コミットメ ント 純額 (a)+(b)
	コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金	コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金	コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金	コミット メント額 (a)			
百万ユーロ										
2024年12月31日現在	173,452	(22)	4,268	(29)	510	(154)	178,230	(205)		178,025
当期間のステージ間の コミットメントの振替	(1,424)	(1)	1,414	-	10	(2)	-	(3)		
ステージ1からステージ2への 振替	(2,209)	1	2,209	(6)			-	(5)		
ステージ2からステージ1への 回復	785	(2)	(785)	5			-	3		
ステージ3への振替 ¹	-	-	(10)	1	10	(2)	-	(1)		
ステージ3からステージ2/ス テージ1への回復	-	-	-	-	-	-	-	-		
振替後計	172,028	(23)	5,682	(29)	520	(156)	178,230	(208)		178,022
契約金額および損失評価引当 金の変動	(8,606)	-	(97)	(3)	(89)	32	(8,792)	29		
新たに供与したコミットメン ト ²	229,803	(39)	1,345	(50)			231,148	(89)		
コミットメントの消滅	(222,037)	41	(1,213)	42	(44)	6	(223,294)	89		
減額					-	-	-	-		
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・ フローの条件変更	-	-	-	-	-	-	-	-		
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更		(3)		-		15		12		
モデル/手法の変更		-		4		-		4		
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	(16,372)	1	(229)	1	(45)	11	(16,646)	13		
2025年6月30日現在	163,422	(23)	5,585	(32)	431	(124)	169,438	(179)		169,259

¹ ステージ3への振替は、当初ステージ1に分類していたが、当期間にステージ3に直接引き下げた、またはステージ2を経てステージ3に引き下げた残高である。

² ステージ2の新たに供与したコミットメントには、当期間にステージ2に振り替えたステージ1で組成したコミットメントが含まれている。

3.2 ソブリン・リスクに対するエクスポージャー

ソブリン・エクスポージャーの範囲は、国(地方自治体を除く。)に対するエクスポージャーを対象としている。未収法人所得税は当該対象から除外している。

ソブリン債に対するエクスポージャーは、純損益を通じて公正価値で測定以外の金融資産については減損控除後の純額(貸借対照表価額)であり、ヘッジ考慮前および考慮後の両方の金額を表示している。

クレディ・アグリコル・CIBのソブリン・リスクに対するエクスポージャーは、以下の通りである。

銀行業務

百万ユーロ	減損控除後のエクスポージャー						
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産		銀行業務合計ヘッジ考慮前		銀行業務合計ヘッジ考慮後
	売買目的保有金融資産	純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	償却原価で測定する金融資産	ヘッジ	銀行業務合計ヘッジ考慮前	ヘッジ	銀行業務合計ヘッジ考慮後
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-
サウジアラビア	-	-	-	1,292	1,292	-	1,292
アルゼンチン	-	-	-	20	20	-	20
ベルギー	245	-	35	258	538	(1)	537
ブラジル	51	-	188	76	315	-	315
中国	322	-	-	324	646	-	646
エジプト	-	-	-	378	378	-	378
スペイン	826	-	-	101	927	(1)	926
米国	10,104	-	8	1,708	11,820	45	11,865
フランス	2,161	-	-	1,568	3,729	58	3,787
香港	112	-	-	865	977	6	983
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	646	-	-	-	646	-	646
日本	1,184	-	792	1,665	3,641	6	3,647
レバノン	-	-	-	-	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	-	-
ロシア	-	-	-	-	-	-	-
台湾	-	-	9	61	70	-	70
トルコ	-	-	-	-	-	-	-
ウクライナ	-	-	-	62	62	-	62
その他の主権国	5,446	-	997	5,701	12,144	7	12,151
合計	21,097	-	2,029	14,079	37,205	120	37,325

2024年12月31日	減損控除後のエクスポージャー						
	純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産		資本(純損 益に振り替 えられる)				
	純損益を 通じて 公正価値で 測定する	を通じて公 正価値で 測定する	を通じて公 正価値で 測定する	償却原価で 測定する	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮前	ヘッジ	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮後
百万ユーロ	売買目的保有 金融資産	その他の 金融資産	金融資産	金融資産			
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-
サウジアラビア	4	-	-	1,463	1,467	-	1,467
アルゼンチン	-	-	-	23	23	-	23
ベルギー	-	-	36	263	299	(5)	294
ブラジル	27	-	117	82	226	-	226
中国	195	-	-	146	341	-	341
エジプト	-	-	-	364	364	-	364
スペイン	2,090	-	-	102	2,192	(1)	2,191
米国	11,275	-	9	920	12,204	77	12,281
フランス	-	-	-	1,255	1,255	36	1,291
香港	133	-	-	1,121	1,254	8	1,262
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	-	-	-	-	-	-	-
日本	1,085	-	943	2,137	4,165	4	4,169
レバノン	-	-	-	-	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	-	-
ロシア	-	-	-	-	-	-	-
台湾	-	-	9	3	12	-	12
トルコ	-	-	-	-	-	-	-
ウクライナ	-	-	-	75	75	-	75
その他の主権国	3,965	-	1,046	5,551	10,562	15	10,577
合計	18,774	-	2,160	13,505	34,439	134	34,573

[次へ](#)

注記4:純利益および資本に直接認識された利得/(損失)に対する注記

4.1 受取利息および支払利息

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
償却原価で測定する金融資産	8,465	10,827
金融機関との取引	2,454	4,034
顧客との取引	5,348	6,134
負債性証券	663	659
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	265	200
金融機関との取引	-	-
顧客との取引	-	-
負債性証券	265	200
ヘッジ手段に係る未収利息	801	738
その他の受取利息および類似収益	35	28
受取利息 ¹	9,566	11,793
償却原価で測定する金融負債	(6,987)	(9,222)
金融機関との取引	(1,786)	(2,761)
顧客との取引	(3,464)	(4,211)
発行債券	(1,626)	(2,115)
劣後債務	(111)	(135)
ヘッジ手段に係る未払利息	(681)	(431)
その他の支払利息および類似費用	(44)	(44)
支払利息	(7,712)	(9,697)

¹ うち、減損債権(ステージ3)に係る額は、2025年6月30日終了期間31.3百万ユーロ、および2024年6月30日終了期間45.8百万ユーロである。

4.2 受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料

百万ユーロ	2025年6月30日			2024年6月30日		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
金融機関との取引	4	(25)	(21)	6	(23)	(17)
顧客との取引	453	(87)	366	378	(68)	310
証券取引	73	(176)	(103)	26	(171)	(145)
外国為替取引	4	(21)	(17)	4	(19)	(15)
デリバティブに係る取引およびその他のオフバランスシート取引	237	(115)	122	219	(161)	58
支払手段ならびにその他の銀行業務および金融サービス	245	(191)	54	188	(109)	79
OPC(訳者注:欧州連合の法律に従い設立・運用されている投資ファンドのこと)の管理、受託および同種の業務	367	(49)	318	220	(59)	161
受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料合計	1,383	(664)	719	1,041	(610)	431

4.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
受取配当金	346	77
売買目的保有金融資産/金融負債に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	1,596	(327)
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	12	2
SPPI要件を満たさない負債性金融商品に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	-	1
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債性金融商品に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	-	-
資産担保ユニットリンク契約に係る純利得/(損失)	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産/金融負債に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失) ¹	(1,714)	(250)
為替取引および同種の金融商品に係る純利得/(損失)(在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る利得/(損失)を除く)	1,752	2,149
ヘッジ会計による利得/(損失)	-	1
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	1,992	1,653

¹ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る発行体の信用スプレッド(損益計算書上のミスマッチの除去または低減のために基準で認められている場合以外)を除く。

ヘッジ会計による利得/(損失)の内訳は以下の通りである。

百万ユーロ	2025年6月30日			2024年6月30日		
	利得	損失	純額	利得	損失	純額
公正価値ヘッジ	1,187	(1,187)	-	1,471	(1,470)	1
ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動	1,007	(180)	827	535	(933)	(398)
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動(ヘッジの中止を含む)	180	(1,007)	(827)	936	(537)	399
キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	-
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動 - 非有効部分	-	-	-	-	-	-
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	-	-	-	-	-	-
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動 - 非有効部分	-	-	-	-	-	-
金融商品ポートフォリオの金利リスク・エクスポージャーの公正価値ヘッジ	51	(51)	-	64	(64)	-
ヘッジ対象の公正価値の変動	4	(47)	(43)	42	(23)	19
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動	47	(4)	43	22	(41)	(19)
金融商品ポートフォリオの金利リスク・エクスポージャーのキャッシュ・フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-	-
ヘッジ手段の公正価値の変動 - 非有効部分	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計による利得/(損失)合計	1,238	(1,238)	-	1,535	(1,534)	1

ヘッジの種類は改めて以下の通りである：

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、金利変動に起因する固定利付金融商品の公正価値の変動から生じるリスクを修正するものである。公正価値ヘッジにより、固定利付資産または負債は変動利付資産または負債に転換される。

ヘッジ対象は主に、固定金利の貸出金、有価証券、預金および劣後債務である。

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、金利要素のポートフォリオ、金融資産または金融負債のポートフォリオの公正価値ヘッジに関して、当行グループの会計原則および会計方針に従い欧州連合が採用しているIAS第39号(カーブアウト版)を適用している。同基準の規定により、特に低利または無利息の要求払預金をこのヘッジ関係に含めることが可能となっている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは主に、変動利付金融商品から生じるキャッシュ・フローの変動性に関連するリスクを修正するものである。

ヘッジ対象は主に、変動金利の貸出金および預金である。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、子会社に対する外貨建投資に関連する為替レートの変動に内在するリスクを修正するものである。

クレディ・アグリコル・CIBは、2025年度上半期に適格要件を満たさなくなった重要なヘッジはないと判断している。

4.4 資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る純利得/(損失) ¹	(12)	(23)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る報酬収益(配当金) ²	14	11
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	2	(12)

¹ 注記4.9「リスク費用」に記載の、減損した負債性金融商品(ステージ3)に係る処分損益を除く。

² 2024年6月30日終了期間に、認識を中止した資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る配当金は含まれていない。

4.5 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失)

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
負債性証券	1	1
金融機関に対する貸出金および債権	-	-
顧客に対する貸出金および債権	-	-
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による利得	1	1
負債性証券	(15)	(25)
金融機関に対する貸出金および債権	-	-
顧客に対する貸出金および債権	(2)	(1)
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による損失	(17)	(26)
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失) ¹	(16)	(25)

¹ 注記4.9「リスク費用」に記載の、減損した負債性金融商品(ステージ3)の認識の中止に係る損益を除く。

4.6 その他の業務収益/(費用)

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
営業用以外の固定資産に係る利得/(損失)	1	-
その他の純収益/(費用)	(3)	11
その他の業務収益/(費用)	(2)	11

4.7 営業費用

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
人件費	(1,711)	(1,516)
税金および規制拠出金	(77)	(60)
外部サービスおよびその他の一般営業費用	(597)	(490)
営業費用	(2,385)	(2,066)

4.8 有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
減価償却費および償却費	(140)	(121)
有形固定資産 ¹	(86)	(74)
無形資産	(54)	(47)
減損損失(戻入)	(1)	(1)
有形固定資産	-	-
無形資産	(1)	(1)
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	(141)	(122)

¹ うち、使用权(IFRS第16号)の償却に関して認識した金額は、2025年6月30日終了期間56百万ユーロ、および2024年6月30日終了期間50.4百万ユーロである。

4.9 リスク費用

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
正常資産に係る減損損失計上額およびオフバランスの正常コミットメントに対する引当金繰入額(戻入額控除後)(ステージ1およびステージ2)(A)	80	11
ステージ1: 損失評価引当金繰入額(今後12ヶ月の予想信用損失)	(6)	5
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	(2)	(1)
償却原価で測定する負債性金融商品	(13)	12
契約コミットメント	9	(6)
ステージ2: 損失評価引当金繰入額(全期間の予想信用損失)	86	6
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	(1)	-
償却原価で測定する負債性金融商品	77	(6)
契約コミットメント	10	12

減損資産に係る減損損失計上額およびオフバランスの減損コミットメントに対する引当金繰入額(戻入額控除後)(ステージ3)(B)	(109)	(98)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	-	-
償却原価で測定する負債性金融商品	(123)	(75)
契約コミットメント	14	(23)
その他の資産(C)	-	-
リスクおよび費用(D)	-	32
減損損失計上額および引当金繰入額(戻入額控除後)(E) = (A) + (B) + (C) + (D)	(29)	(55)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する減損した負債性金融商品の処分に係る実現利得/(損失)	-	-
償却原価で測定する減損した負債性金融商品に係る実現利得/(損失)	-	-
減損していない回収不能貸出金および債権に係る損失	(25)	(21)
償却債権取立益	49	96
償却原価で測定	49	96
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定	-	-
リストラクチャリング債権に係る割引額	-	(11)
契約コミットメントに係る損失	-	-
その他の損失	(4)	(3)
その他の収益	-	-
リスク費用	(9)	6

4.10 その他の資産に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
営業用有形固定資産および無形資産	10	-
処分利得 ¹	10	1
処分損失	-	(1)
連結上の持分に係る処分損益	-	-
処分利得	-	-
処分損失	-	-
企業結合取引に係る純利得/(損失) ²	-	(18)
その他の資産に係る純利得/(損失)	10	(18)

¹ 2025年6月30日終了期間には、デグルーフ・ピーターカム銀行ルクセンブルグ・エス・エーの預金業務のCACEISへの売却に係る9.4百万ユーロが含まれている。注記2「当期間における組織上の主要な取引および重要な事象」を参照。

² 2024年6月30日終了期間には、デグルーフ・ピーターカム銀行の取得費用が含まれている。

4.11 法人所得税

法人所得税費用

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年6月30日
当期税金費用	(400)	(413)
繰延税金費用	11	5
税金費用合計	(389)	(408)

大企業の所得を対象とした特別貢献税が、2025年財政法の一環として導入されている。特別貢献税は、2024年度または2025年度の売上高が10億ユーロまたは30億ユーロ以上の企業に基準値に応じて適用される。

特別貢献税の税率は、売上高が10億ユーロ以上30億ユーロ未満の納税主体には20.6%、売上高が30億ユーロ以上の納税主体には41.2%が設定されている。売上高が10億ユーロ未満の納税主体は、この貢献税の対象外となる。

また、この特別貢献税には特定の算定基準が定められており、貢献税の対象となる事業年度(2025年度)とその前事業年度(2024年度)の平均法人税額(社会保障負担金3.3%分を除く。)が課税ベースとなる。特別貢献税のうち2024年度の法人税額に基づく部分は、IAS第12号およびIAS第34号に従い「法人所得税」の科目で純損益に直ちに認識する必要がある。

クレディ・アグリコル・CIBは、2025年財政法に基づくこの特別貢献税の41.2%の対象となっている。

2025年6月30日終了期間に認識した特別貢献税は、39.6百万ユーロ(うち、2024年度分29.9百万ユーロ)である。

4.12 資本に直接認識された利得/(損失)の変動

当期間に計上した利得および損失の詳細は以下の通りである。

百万ユーロ	2025年 6月30日	2024年 6月30日
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)		
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	(733)	165
当期間の再評価差額	-	-
純損益への振替額	-	-
その他の変動額	(733)	165
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	29	(4)
当期間の再評価差額	17	(21)
純損益への振替額	12	23
その他の変動額	-	(6)
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	236	(199)
当期間の再評価差額	236	(200)
純損益への振替額	-	-
その他の変動額	-	1
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	-	-

資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	(71)	54
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	(539)	16
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)		
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	(13)	46
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失)	(180)	(418)
当期間の再評価差額	(177)	(412)
純損益への振替額	(3)	(6)
その他の変動額	-	-
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)	(12)	93
当期間の再評価差額	(20)	92
純損益への振替額	(2)	-
その他の変動額	10	1
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	51	85
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	(154)	(194)
資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)	(693)	(178)
うち、当行グループ持分	(694)	(179)
うち、非支配持分	1	1

注記5:セグメント情報

事業セグメント別の情報

クレディ・アグリコル・CIBの事業部門は、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループが使用しているものと同一である。

事業部門の表示

事業活動のポートフォリオは、4つの事業部門に分類されている。

- ・ファイナンス事業には、フランス国内および国外での商業銀行業務(国際貿易および取引銀行部門業務、ならびに融資の組成、構築およびアレンジメント業務)、ならびにストラクチャード・ファイナンス(プロジェクト・ファイナンス、航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、買収ファイナンスおよび不動産ファイナンス)が含まれている。
- ・キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業には、市場関連業務(トレジャリー、外国為替、金利デリバティブ、債券およびトレジャリー市場)および投資銀行業務(合併および買収ならびに主要株式に関する助言業務)が含まれている。

これらの2つの事業部門は、クレディ・アグリコル・エス・エーの大口顧客部門内の法人営業および投資銀行事業(BFI)のほぼすべてを占めている。

- ・ウェルス・マネジメント事業は、インドスエズ・ウェルス・マネジメントのグローバル・ブランドの下、フランス、ベルギー、スイス、ルクセンブルク、モナコ、スペイン、イタリア、およびアジア(シンガポールおよび香港)で展開している。ウェルス・マネジメント事業は、クレディ・アグリコル・エス・エーでは貯蓄管理部門に含めて開示されている。
- ・コーポレート・センターには、他の事業部門に帰属しない様々な影響額が含まれている。

セグメント間取引は、市場条件で行っている。

セグメント資産は、事業セグメント別の貸借対照表の勘定科目を基に算定している。

百万ユーロ	2025年6月30日					
	ファイナンス事業	キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業	法人営業および投資銀行事業合計	ウェルス・マネジメント事業	コーポレート・センター	CACIB
銀行業務純収益	1,718	1,854	3,572	848	129	4,549
営業費用	(768)	(1,076)	(1,844)	(677)	(5)	(2,526)
営業総利益	950	778	1,728	171	124	2,023
リスク費用	4	(2)	2	(11)	-	(9)
営業利益	954	776	1,730	160	124	2,014
持分法適用会社の純利益持分	3	-	3	-	-	3
その他の資産に係る純利得/(損失)	-	-	-	10	-	10
のれんの評価額の変動	-	-	-	-	-	-
税引前利益	957	776	1,733	170	124	2,027
法人所得税	(207)	(179)	(386)	(35)	32	(389)

非継続事業に係る純利益	-	-	-	-	-	-
当期間の純利益	750	597	1,347	135	156	1,638
非支配持分	(1)	-	(1)	20	-	19
当期間の純利益 - 当行グループの持分	751	597	1,348	115	156	1,619

2024年6月30日						
百万ユーロ	ファイ ナンス 事業	キャピタル・ マーケット および投資 銀行事業	法人営業お よび 投資銀行 事業合計	ウェルス・ マネジメン ト事業 ¹	コーポレー ト・センター	CACIB
銀行業務純収益	1,656	1,798	3,454	570	130	4,154
営業費用	(720)	(1,001)	(1,721)	(457)	(10)	(2,188)
営業総利益	936	797	1,733	113	120	1,966
リスク費用	(1)	8	7	(1)	-	6
営業利益	935	805	1,740	112	120	1,972
持分法適用会社の純利益持分	2	-	2	-	-	2
その他の資産に係る純利得/(損失)	2	-	2	(20)	-	(18)
のれんの評価額の変動	-	-	-	-	-	-
税引前利益	939	805	1,744	92	120	1,956
法人所得税	(227)	(194)	(421)	(19)	32	(408)
非継続事業に係る純利益	-	-	-	-	-	-
当期間の純利益	712	611	1,323	73	152	1,548
非支配持分	(1)	-	(1)	14	-	13
当期間の純利益 - 当行グループの持分	713	611	1,324	59	152	1,535

¹ うち、デグループ・ピーターカム銀行の寄与:営業総利益+14百万ユーロ、当期間の純利益 - 当社グループの持分+7百万ユーロ

注記6:貸借対照表に対する注記

6.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
売買目的保有金融資産	405,579	418,477
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	223	226
資本性金融商品	208	210
SPPI要件を満たさない負債性金融商品 ¹	15	16
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債性金融商品	-	-
資産担保ユニットリンク契約	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産	-	-
貸借対照表価額	405,802	418,703
うち、貸付有価証券	28	24

¹ うち、OPCは2025年6月30日現在15百万ユーロ、2024年12月31日現在16百万ユーロである。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
売買目的保有金融負債 ¹	322,295	338,132
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債 ²	70,960	68,369
貸借対照表価額	393,255	406,501

¹ うち、借入有価証券は2025年6月30日現在7百万ユーロ、2024年12月31日現在9百万ユーロである。

² 公正価値変動額のうち資本(純損益に振り替えられない)に認識している発行体スプレッドは、2025年6月30日現在+468百万ユーロ(2024年12月31日現在の発行体スプレッド水準:+289百万ユーロ)である。

IFRS第9号に従い、クレディ・アグリコル・CIBは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を、市場条件の変動に起因する価値の変動から分離する方法により算定している。

自己の信用リスクの算定基礎
自己の信用リスクの算定上考慮する情報源は、発行体によって異なり得る。クレディ・アグリコル・CIBでは、これを発行種類に応じた市場における借換コストの変動により表している。

自己の信用リスクにより生じる未実現損益の算定(資本に直接認識された利得/(損失)に計上)
クレディ・アグリコル・CIBが選択している手法は、発行商品の流動性要素を基礎としている。実際に、すべての発行商品は一般的な貸出金/借入金の複製といえる。したがって、すべての発行商品に係る自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、貸出金および借入金の公正価値の変動に対応しており、借換コストの変動により生じる貸出/借入ポートフォリオの公正価値の変動と同額となる。

自己の信用リスクにより生じる実現損益の算定(連結剰余金に計上)

クレディ・アグリコル・CIBは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を決済時に連結剰余金に振り替える選択をしている。このため、全額または一部につき早期償還を行った場合には、感応度に基づく計算を行っている。この計算では、発行商品の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を、信用スプレッドに対する感応度の合計に発行日から償還日の信用スプレッドの変動を乗じた額として測定している。

6.2 資本を通じて公正価値で測定する金融資産

百万ユーロ	2025年6月30日			2024年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	14,225	19	(45)	14,413	14	(70)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	356	48	(91)	386	56	(87)
合計	14,581	67	(136)	14,799	70	(157)

資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

百万ユーロ	2025年6月30日			2024年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失
短期国債および類似商品	2,183	6	(4)	2,287	5	(7)
債券およびその他の固定利付証券	12,042	13	(41)	12,126	9	(63)
負債性証券合計	14,225	19	(45)	14,413	14	(70)
貸出金および債権合計	-	-	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品合計	14,225	19	(45)	14,413	14	(70)
法人所得税		(6)	13		(3)	18
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)		13	(32)		11	(52)

資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された利得/(損失)

百万ユーロ	2025年6月30日			2024年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失
株式およびその他の変動利付証券	12	4	(3)	11	5	(4)
非連結会社に対する参加持分	344	44	(88)	375	51	(83)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品合計	356	48	(91)	386	56	(87)
法人所得税		(4)	1		(4)	1
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)		44	(90)		52	(86)

当期間に認識を中止した資本性金融商品

	2025年6月30日			2024年12月31日		
	認識を中止した日現在の公正価値	実現利得累計額 ¹	実現損失累計額 ¹	認識を中止した日現在の公正価値	実現利得累計額 ¹	実現損失累計額 ¹
百万ユーロ						
株式およびその他の変動利付証券	-	-	-	146	122	-
非連結会社に対する参加持分	8	3	(1)	73	-	(7)
資本性金融商品に対する投資合計	8	3	(1)	219	122	(7)
法人所得税		-	-		(6)	-
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)		3	(1)		116	(7)

¹ 実現利得および損失は、関連する金融商品の認識を中止した時点で連結剰余金に振り替えている。

6.3 償却原価で測定する金融資産

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
金融機関に対する貸出金および債権	42,539	48,014
顧客に対する貸出金および債権	190,392	193,129
負債性証券	40,270	40,979
貸借対照表価額	273,201	282,122

金融機関に対する貸出金および債権

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
金融機関		
預け金および貸出金	39,661	44,145
うち、貸倒懸念のない銀行間預け金	6,229	7,146
うち、貸倒懸念のないコールローン	864	4,623
担保として受領した有価証券	-	-
売却条件付買入有価証券	3,264	4,299
劣後ローン	-	2
その他の貸出金および債権	-	-
総額	42,925	48,446
減損	(386)	(432)
貸借対照表価額	42,539	48,014

顧客に対する貸出金および債権

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
顧客との取引		
営業債権	29,637	33,163
顧客に対するその他の貸出金	156,986	156,858
担保として受領した有価証券	-	-

売戻条件付買入有価証券	881	884
劣後ローン	25	28
保険債権	-	-
再保険債権	-	-
短期貸出金 - 関連会社	7	8
当座貸越 - 借方	5,078	4,615
総額	192,614	195,556
減損	(2,222)	(2,427)
顧客に対する貸出金および債権純額	190,392	193,129
ファイナンス・リース取引		
不動産リース	-	-
動産リース、オペレーティング・リースおよび類似取引	-	-
総額	-	-
減損	-	-
ファイナンス・リース取引純額	-	-
貸借対照表価額	190,392	193,129

負債性証券

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
短期国債および類似商品	10,030	9,009
債券およびその他の固定利付証券	30,280	32,006
合計	40,310	41,015
減損	(40)	(36)
貸借対照表価額	40,270	40,979

6.4 償却原価で測定する金融負債

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
金融機関に対する債務	76,393	70,099
顧客に対する債務	195,825	202,524
発行債券	69,700	77,754
貸借対照表価額	341,918	350,377

金融機関に対する債務

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
預金および借入金	70,914	63,684
うち、銀行間預金	13,497	15,727
うち、コールマネー	6,542	6,169
買戻条件付売却有価証券	5,479	6,415
貸借対照表価額	76,393	70,099

顧客に対する債務

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
当座勘定 - 貸方	69,330	68,800
特別貯蓄制度	72	69
顧客に対するその他の債務	124,971	132,622
買戻条件付売却有価証券	1,452	1,033
貸借対照表価額	195,825	202,524

発行債券

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
利付債券	-	-
銀行間市場の債券	-	-
譲渡可能負債性証券	69,137	76,508
社債	563	1,246
その他の発行債券	-	-
貸借対照表価額	69,700	77,754

6.5 のれん

百万ユーロ	2024年 12月31日 総額	2024年 12月31日 純額	増加 (取得)	減少 (処分)	当期 減損損失	為替換算 調整勘定	その他の 増減	2025年 6月30日 総額	2025年 6月30日 純額
法人営業および投資銀行事業	655	485	-	-	-	(1)	-	654	484
ウェルス・マネジメント事業 ¹	997	997	-	(26)	-	3	-	974	974
合計	1,652	1,482	-	(26)	-	2	-	1,628	1,458

¹ デグルーフ・ピーターカム銀行ルクセンブルク・エス・エーの預金業務のCACEISへの売却に伴うのれんの減少-26百万ユーロ。注記2「当期間における組織上の主要な取引および重要な事象」を参照。

のれんは、減損している可能性があるという客観的な兆候があるときはいつでも、また少なくとも年1回、減損テストが行われる。マクロ経済状況、金利環境、およびフランスの政治情勢による不確実性自体が減損の兆候にならない場合でも、当該結果によりすべての経済部門、特に金融部門が影響を受ける。これらの不確実要因の影響は、複数の事業部門の財務予測(2024年12月31日時点で確認した予算を2025年6月30日時点の見直しにより更新)に反映している。

クレディ・アグリコル・CIBは2025年度第2四半期に、2024年12月31日時点で実施した減損テストに使用した財務予測との重要な乖離がないことを確かめている。2つのUGT(法人営業および投資銀行事業、ウェルス・マネジメント事業)について2024年12月31日時点の使用価値と連結上の価額とのプラスの差額に十分な余裕があることから、クレディ・アグリコル・CIBは、2025年6月30日時点で減損テストの見直しを実施したとしても減損の必要はないと判断している。

6.6 引当金

百万ユーロ	2024年 12月31日	範囲の 変更	繰入	目的使用	戻入	為替換算 調整勘定	その他の 増減	2025年 6月30日
住宅貯蓄商品に係るリスク	-	-	-	-	-	-	-	-
契約コミットメントの 実行リスク	607	-	262	-	(297)	(32)	-	540

業務リスク	11	-	-	(1)	-	(1)	-	9
退職給付および類似の給付	362	-	23	(11)	(1)	(1)	3	375
訴訟	132	-	6	(4)	(7)	-	-	127
参加持分	-	-	-	-	-	-	-	-
リストラ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のリスク	142	-	2	(1)	(2)	(1)	1	141
合計	1,254	-	293	(17)	(307)	(35)	4	1,192

百万ユーロ	2023年 12月31日	範囲の 変更	繰入	目的使用	戻入	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2024年 12月31日
住宅貯蓄商品に係るリスク	-	-	-	-	-	-	-	-
契約コミットメント の実行リスク	469	-	499	-	(386)	25	-	607
業務リスク	8	-	9	(4)	(2)	-	-	11
退職給付および類似の給付	347	8	28	(17)	(3)	-	(1)	362
訴訟	169	-	8	(5)	(40)	-	-	132
参加持分	-	-	-	-	-	-	-	-
リストラ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のリスク	24	5	128	(11)	(5)	-	1	142
合計	1,017	13	672	(37)	(436)	25	-	1,254

単一破綻処理基金に対する取消不能の支払コミットメント

金融安定化の維持を目的とする欧州規制の枠組みは、金融機関および投資会社の再建・破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付欧州指令(2014/59/UE)(銀行再建・破綻処理指令)により補完されていることに改めて留意が必要である。また、対象となる金融機関等に対する破綻処理メカニズムにおける資金提供の仕組みが、2014年7月15日付UE欧州規則第806/2014号により設定されている。

上記の保証金は金融機関等が(UE)規則806/2014号第70条第3項に記載の取消不能の支払コミットメントを利用する場合の保証金であり、当該コミットメントは同条項に従い総拠出額の30%を超えないことが条件とされている。

破綻処理の措置に(UE)規則第806/2014号第76条に基づき単一破綻処理基金が関与する場合、単一破綻処理委員会は、2014年12月19日付UE実施規則第2015/81号に従い、(UE)規則第806/2014号に基づき提供された取消不能の支払コミットメントの全額または一部につき実行を要請することになる。これは、同委員会が設定している単一破綻処理基金の利用可能資金を、上記(UE)規則第806/2014号第70条第3項に規定されている当該上限の範囲内で維持するためである。

コミットメントに付随するこの保証金は、実行を要請された取消不能の支払コミットメントに対応する拠出金を単一破綻処理基金が正式に受領次第、2014年12月19日付UE実施規則第2015/81号第3条に従い返還される。

この保証金は、当行資産のうちその他の債権に分類しており、当行グループと単一破綻処理委員会間での取消不能の支払コミットメントおよび保証スキームに関する取決めに従い、前期以前と同様に支払を行っている。この支払額は、2025年6月30日および2024年12月31日現在351.5百万ユーロである。

当行グループは、上記仕組みの枠内で当行グループが拠出を要請される破綻処理の措置がユーロ圏で発生することはなく、銀行業免許の喪失や取消もないと見込んでいる。

6.7 劣後債務

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
期限付劣後債務	4,448	4,621
無期限劣後債務	-	-
貸借対照表価額	4,448	4,621

2025年6月30日および2024年12月31日現在、無期限劣後債務の残高はない。

6.8 資本

2025年6月30日現在の資本構成

2025年6月30日現在の資本および議決権の所有割合は、以下の通りである。

クレディ・アグリコル・CIBの株主	2025年6月30日 現在の株式数	資本に占める 割合	議決権の 所有割合
クレディ・アグリコル・エス・エー	283,037,792	97.33%	97.33%
SACAMデヴェロップモン ¹	6,485,666	2.23%	2.23%
デルフィナンス ²	1,277,888	0.44%	0.44%
合計	290,801,346	100%	100%

¹ クレディ・アグリコル・グループが所有している。

² クレディ・アグリコル・エス・エーが所有している。

2025年6月30日現在のクレディ・アグリコル・CIBの株式資本は7,851,636,342ユーロであり、普通株式290,801,346株、額面価額27ユーロ(全額払込済み)から構成されている。

1株当たり利益

	2025年6月30日	2024年12月31日
純利益 - 当行グループの持分(百万ユーロ)	1,619	2,697
劣後および超劣後債務に帰属する純利益(百万ユーロ)	(364)	(739)
普通株式の保有者に帰属する純利益(百万ユーロ)	1,255	1,957
期中加重平均発行済普通株式数	290,801,346	290,801,346
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された加重平均普通株式数	290,801,346	290,801,346
基本的1株当たり利益(ユーロ)	4.32	6.73
継続事業の1株当たり利益(ユーロ)	4.32	6.73
非継続事業の1株当たり利益(ユーロ)	-	-
希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	4.32	6.73
継続事業の希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	4.32	6.73
非継続事業の希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	-	-

劣後および超劣後債務に帰属する純利益は、その他ティア1である劣後債務および超劣後債務の発行に係る発行費および利息相当額である。2025年度上半期の当該金額は-364百万ユーロである。

配当金

配当年度	配当額 百万ユーロ
2020年度	1,023
2021年度	553
2022年度	343
2023年度	172
2024年度	2,132

2024年度に関して、クレディ・アグリコル・CIBの2025年5月5日開催の定時株主総会では、1株当たり配当金7.33ユーロ(2023年度:0.59ユーロ)の支払が承認された。

無期限金融商品

資本に分類した無期限超劣後債務の主要な発行は以下の通りである。

発行日	通貨	2025年6月30日						
		2024年12月 31日現在 外貨建金額	一部買戻 および償還	2025年6月 30日現在 外貨建金額	当初レート による ユーロ建 金額	利息支払 額、 当行グルー プの持分	発行費 (税引後)	株主持分、 当行グルー プの持分へ の影響
		単位:百万	単位:百万	単位:百万	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
2015年11月16日	ユーロ	600	-	600	600	910	-	(310)
2016年6月9日	米ドル	720	-	720	635	552	-	83
2018年6月27日	ユーロ	500	-	500	500	224	-	276
2018年9月24日	ユーロ	500	-	500	500	201	-	299
2019年6月18日	ユーロ	300	-	300	300	111	-	189
2020年1月27日	ユーロ	500	-	500	500	139	-	361
2021年2月4日	米ドル	730	-	730	609	216	-	393
2021年3月23日	ユーロ	200	-	200	200	29	-	171
2021年3月23日	ユーロ	400	-	400	400	59	-	341
2021年6月23日	ユーロ	220	-	220	220	32	-	188
2021年6月23日	ユーロ	930	-	930	930	128	-	802
2021年6月25日	ユーロ	1,500	-	1,500	1,500	212	-	1,288
2022年3月28日	ユーロ	450	-	450	450	80	-	370
2022年3月28日	ユーロ	500	-	500	500	88	-	412
2022年6月30日	ユーロ	150	-	150	150	35	-	115
2022年9月28日	ユーロ	330	-	330	330	78	-	252
2022年9月28日	ユーロ	100	-	100	100	24	-	76
2022年12月5日	ユーロ	300	-	300	300	56	-	244
2022年12月5日	ユーロ	250	-	250	250	46	-	204
2022年12月23日	ユーロ	600	-	600	600	117	-	483
2023年12月15日	ユーロ	270	-	270	270	31	-	239
2024年6月25日	ユーロ	200	-	200	200	15	-	185
2024年12月23日	米ドル	470	-	470	452	17	-	435
2025年1月24日	ユーロ	-	-	600	600	16	-	584

2025年6月13日	ユーロ	-	-	750	750	1	-	749
2025年6月17日	ユーロ	-	-	700	700	1	-	699
合計					12,546	3,418	-	9,128

2024年12月31日現在、当初レートによるユーロ建金額の発行残高は10,496百万ユーロ、利息支払額(当行グループの持分)は-3,242百万ユーロであった。

当行グループの資本に影響を与える無期限劣後および無期限超劣後金融商品の増減は、以下の通りである。

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
無期限超劣後債務		
剰余金に認識した利息支払額	(364)	(739)
純利益に認識した劣後債保有者への利息支払額に係る税金軽減額	132	191

注記7:融資および保証コミットメントならびにその他の保証

コミットメントの供与および受入

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
コミットメントの供与	347,310	343,096
融資コミットメント	152,290	153,442
金融機関に供与したコミットメント	7,270	4,538
顧客に供与したコミットメント	145,020	148,904
保証コミットメント	170,057	178,819
金融機関に供与したコミットメント	7,211	7,211
顧客に供与したコミットメント	162,846	171,608
証券に関するコミットメント	24,963	10,835
引渡義務のある証券	24,963	10,835
コミットメントの受入	148,258	146,344
融資コミットメント	2,302	1,854
金融機関から受け入れたコミットメント	883	415
顧客から受け入れたコミットメント	1,419	1,439
保証コミットメント ¹	120,137	135,043
金融機関から受け入れたコミットメント	8,901	10,965
顧客から受け入れたコミットメント	111,236	124,078
証券に関するコミットメント	25,819	9,447
受入義務のある証券	25,819	9,447

¹ この注記の開示金額は、顧客および金融機関から受け入れた保証の集計時における技術的誤謬を訂正した後の金額であり、2024年12月31日時点の測定額に対して-70,393百万ユーロとなっている。内訳は以下の通りである。

- 金融機関から受け入れたコミットメント-402百万ユーロ
- 顧客から受け入れたコミットメント-69,991百万ユーロ

担保差入および担保受入金融商品

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
担保として差し入れた金融資産の帳簿価額(譲渡資産を含む)		
リファイナンス機関(フランス銀行、CRH等)に差し入れた有価証券および債権	121,797	121,328
貸付有価証券	29	24
市場取引に係る保証金	27,110	28,169
その他の保証金	-	-
買戻条件付売却有価証券	148,183	143,984
担保として差し入れた金融資産の帳簿価額合計	297,119	293,505
担保として受領した金融資産の帳簿価額		
その他の保証金	-	-
再担保可能な担保および再担保として受領した商品の公正価値		
借入有価証券	7	9
売戻条件付買入有価証券 ¹	211,216	220,800
空売り有価証券	41,988	47,362
再担保可能な担保および再担保として受領した商品の公正価値合計	253,211	268,171

¹ この注記の開示金額は、受領した担保の集計時における技術的誤謬を訂正した後の金額であり、2024年12月31日時点の測定額に対して-5,237百万ユーロとなっている。内訳は以下の通りである。

- 売戻条件付買入有価証券-5,237百万ユーロ

担保として差し入れた債権

クレディ・アグリコル・CIBは、2025年度上半期に、担保として直接または複数のリファイナンス機構へのクレディ・アグリコル・グループの参加の一環として債権70.4億ユーロ(2024年度:73.3億ユーロ)を差し入れている。当該債権に係るすべてのリスクと経済価値は、クレディ・アグリコル・CIBが保持している。

また、クレディ・アグリコル・CIBは、米国連邦準備制度(FED)に債権25.9億ユーロ(2024年度:33.7億ユーロ)も差し入れている。

注記8:金融商品の分類変更

クレディ・アグリコル・CIBが採用する原則

分類変更は、社内外における変更(すなわち、クレディ・アグリコル・CIBの事業に関連する重大な変更)の結果としてのクレディ・アグリコル・CIBの業務執行陣の判断による稀な状況においてのみ行っている。

クレディ・アグリコル・CIBが行った分類変更

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、IFRS第9号第4.4.1項に基づく分類変更を2025年度に行っていない。

注記9: 金融商品の公正価値およびその他の開示

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することで受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

公正価値は出口価格(出口価格の概念)に基づいている。

以下の公正価値は、観察可能な市場データを優先的に使用した報告日現在の見積額である。それらは、翌期以降において市況の変化やその他の要因により変動する可能性がある。

算定結果は最善の見積りを示しており、多くの仮定に基づいている。市場参加者は経済的利益が最大になるように行動することが想定されている。

モデルに不確実性が存在する限り、以下の公正価値が関連する金融商品の実際の売却時または直近の決済で実現しない可能性がある。

金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーは、IFRS第13号の規定に準拠して、評価に使用されたインプットの観察可能性に関する一般的な基準に従い区分されている。

レベル1は、活発な市場における相場価格のある金融資産および金融負債の公正価値が該当する。

レベル2は、観察可能なインプットを用いる金融資産および金融負債の公正価値が該当する。これには、特に、金利リスクまたは信用リスク(クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の観察可能な価格に基づき再評価できる場合)に関連したパラメータが含まれる。また、活発な市場の相場のある売戻および買戻条件付契約も、当該取引の原資産および期間によっては、要求払の特徴を有する金融資産および金融負債と同様に無調整の償却原価で公正価値が測定され、ヒエラルキーのレベル2に含まれる場合がある。

レベル3は、観察可能なデータがない、または過去のデータを用いて内部モデルから再測定した特定のパラメータを使用した、金融資産および金融負債の公正価値が該当する。

市場の価値が帳簿価額に近似する場合があります、特に以下の場合が該当する。

- ・変動利付資産または負債で、当該商品の金利が実勢市場金利に頻繁に調整されることにより金利の変動が公正価値に著しい影響を及ぼさないもの
- ・償還価額が市場の価値に近似すると考えられる短期の資産または負債
- ・要求払資産または負債
- ・信頼性のある観察可能なデータがない取引

9.1 公正価値で測定している金融商品に関する情報

市場取引の評価は、管理システムにより行われ、市場取引の担当者から独立したリスク管理部門直属のチームがその検証を行っている。

この評価は以下を用いて行われている。

- ・独立した情報源から入手した価格またはインプット、および/または市場リスク部門が入手可能な一連の情報(価格算定業者、市場のコンセンサス・データおよびブローカーのデータ等)を使用して検証した価格またはインプット
- ・市場リスク部門のクオンツチームが検証したモデル

各金融商品に関して行われる評価は、市場評価額の仲値であり、これには市場動向、銀行の総エクスポージャー、市場流動性および契約相手先の質は考慮されていない。また、これらの要素および使用したモデルまたはインプットに固有の潜在的な不確実性を織り込むために、市場評価額に対する調整が行われる。

主な評価調整の種類は以下の通りである。

時価評価に関する調整:この調整は、内部評価モデルおよび関連するインプットを使用して入手した商品の市場評価額の仲値と、外部の情報または市場のコンセンサス・データから入手した当該商品の評価額との潜在的な差異を調整することを目的として行われる。この調整はプラスにもマイナスにもなり得る。

ビッド/アスク調整:この調整は、ポジションを戻す際の価格を反映するために、対象となる金融商品に関してビッド/アスク・スプレッドを評価額に織り込むために行われる。この調整は常にマイナスとなる。

不確実性に関する調整:市場参加者が考慮するリスク・プレミアムを織り込む。この調整は常にマイナスとなる。

- ・インプットの不確実性に関する調整:この調整は、使用する1つまたは複数のインプットに不確実性が存在し得ることを商品の評価額に織り込むために行われる。
- ・モデルの不確実性に関する調整:この調整は、使用するモデルの選択に不確実性が存在し得ることを商品の評価額に織り込むために行われる。

さらに、IFRS第13号「公正価値測定」に従い、クレディ・アグリコル・CIBでは店頭デリバティブ(店頭取引)の公正価値の計算に、以下に関連する様々な調整を織り込んでいる。

- ・債務不履行リスクまたは信用度(信用評価調整/債務評価調整)
- ・将来の調達コストおよび便益(調達評価調整/当初証拠金価値評価調整/担保評価調整)
- ・担保に関する流動性リスク(流動性評価調整)

CVA調整

CVA(信用評価調整)は、店頭デリバティブの価値に、契約相手先の債務不履行リスク(債務不履行または信用度の悪化が生じた場合に期限までに債務が支払われないリスク)の市場価値を織り込むための時価評価調整である。この調整は、デフォルト率およびデフォルト時損失率で加重した、トレーディング・ポートフォリオのプラスの将来エクスポージャー(ネットティング契約および担保契約が存在する場合にはそれらを考慮)を基に、契約相手先ごとに計算する。

このCVAの見積方法では、市場データ/市場価格を最大限用いる(優先的に上場CDS、存在する場合には上場CDSのプロキシ、または十分な流動性があると判断される場合にはその他の信用商品からデフォルト率を直接控除)。この調整は常にマイナスとなり、ポートフォリオ内の店頭デリバティブ資産の公正価値を減額することになる。

DVA調整

DVA(債務評価調整)は、店頭デリバティブの価値に、自己の債務不履行リスク(クレディ・アグリコル・CIBが債務不履行またはクレディ・アグリコル・CIBの信用度が悪化した場合に、契約相手先が晒される可能性のある損失)の市場価値を織り込むための時価評価調整である。この調整は、(クレディ・アグリコル・エス・エーの)デフォルト率およびデフォルト時損失率で加重したトレーディング・ポートフォリオのマイナスの将来エクスポージャーを基に、担保契約の種類ごとに計算する。

この方法では、市場データ/市場価格を最大限用いる(デフォルト率の算定にクレディ・アグリコル・エス・エーのCDSを使用)。この調整は常にプラスとなり、ポートフォリオ内の店頭デリバティブ負債の公正価値を減額することになる。

FVA調整

FVA(調達評価調整)は、無担保または部分担保の店頭デリバティブの公正価値に、ALM(資産負債管理)コストに基づいた追加的な将来の調達コストおよび便益を織り込むための時価評価調整である。この調整は、ALM調達

スプレッドで加重したトレーディング・ポートフォリオの将来エクスポージャー(ネッティング契約および担保契約が存在する場合にはそれらを考慮)を基に、契約相手先ごとに計算する。

「中央清算機関を通じて清算される(cleared)」デリバティブの範囲におけるFVA調整(IMVA(当初証拠金価値評価調整)とも言われる。)の計算は、デリバティブの主要清算機関にポートフォリオの満期まで差し入れる必要のある当初証拠金の将来の調達コストおよび利得を織り込むために行う。

CoIVA調整

CoIVA(担保評価調整)は、国債以外の有価証券を担保とする店頭デリバティブの公正価値に、(レポ市場における)当該有価証券のリファイナンスコストに基づいた追加的な将来の調達コストおよび便益を織り込むための時価評価調整である。この調整は、特定のスプレッドで加重したトレーディング・ポートフォリオの将来エクスポージャーを基に、契約相手先ごとに計算する。

この調整は状況に応じて、特定の引当金の形式をとる場合、または特定のディスカウントカーブを用いることで時価評価に含められる場合がある。

LVA調整

LVA(流動性評価調整)は、CSA(クレジット・サポート・アネックス)を締結している契約相手先に対する担保による支払が行われない可能性およびCSAに係る標準的でない手数料を織り込むための、プラスまたはマイナスの評価調整である。

このように、LVAは追加的な流動性コストによる利得または損失を織り込むために行うものであり、CSAを締結している店頭デリバティブを対象に計算する。

評価モデルによる公正価値で測定している金融商品の内訳

公正価値で測定している金融資産

百万ユーロ	2025年 6月30日現在	同一商品の活発 な市場における 相場価格: レベル1	観察可能な データに基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
売買目的保有金融資産	405,579	78,380	311,277	15,922
金融機関に対する債権	3,499	-	3,499	-
顧客に対する債権	1,209	-	-	1,209
売戻条件付買入有価証券	162,980	-	155,825	7,155
担保として受領した有価証券	-	-	-	-
売買目的保有有価証券	83,531	78,255	3,991	1,285
デリバティブ	154,360	125	147,962	6,273
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	223	58	11	154
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	208	54	-	154
SPPI要件を満たさない負債性金融商品	15	4	11	-
金融機関に対する債権	-	-	-	-
顧客に対する債権	-	-	-	-
負債性証券	15	4	11	-
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債性金融商品	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産	-	-	-	-
金融機関に対する債権	-	-	-	-
顧客に対する債権	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した有価証券	-	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	14,581	13,266	1,010	305
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	356	50	1	305
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	14,225	13,216	1,009	-
ヘッジ手段であるデリバティブ	2,965	1	2,964	-
公正価値で測定している金融資産合計	423,348	91,705	315,262	16,381
レベル1からの振替:同一商品の活発な市場における相場価格			698	6
レベル2からの振替:観察可能なデータに基づく評価額		789		272
レベル3からの振替:観察可能でないデータに基づく評価額		1,374	2,778	
各レベルへの振替額合計		2,163	3,476	278

レベル1とレベル2間の振替には、主に短期国債、債券およびその他の固定利付証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、主に売買目的保有のデリバティブが含まれている。

レベル3からレベル2への振替には、主に顧客および金融機関に対する売戻条件付買入有価証券ならびに売買目的保有のデリバティブが含まれている。

観察可能性のマッピングの見直しの結果、当上半期に、以下の区分変更を行っている。

- ・デリバティブについて、レベル3からレベル2への区分変更を120百万ユーロ、レベル2からレベル3への区分変更を71百万ユーロ行っている。
- ・債券およびその他の固定利付証券について、レベル3からレベル1への区分変更を1,360百万ユーロ行っている。

百万ユーロ	2024年 12月31日現在	同一商品の活発な市場における 相場価格： レベル1	観察可能なデータに基づく 評価額： レベル2	観察可能でないデータに基づく 評価額： レベル3
売買目的保有金融資産	418,477	69,934	332,136	16,407
金融機関に対する債権	2,790	-	2,771	19
顧客に対する債権	1,145	-	-	1,145
売戻条件付買入有価証券	170,343	-	161,464	8,879
担保として受領した有価証券	-	-	-	-
売買目的保有有価証券	74,646	69,856	4,180	610
デリバティブ	169,553	78	163,721	5,754
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	226	59	12	155
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	210	55	-	155
SPPI要件を満たさない負債性金融商品	16	4	12	-
金融機関に対する債権	-	-	-	-
顧客に対する債権	-	-	-	-
負債性証券	16	4	12	-
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債性金融商品	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産	-	-	-	-
金融機関に対する債権	-	-	-	-
顧客に対する債権	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した有価証券	-	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	14,799	13,396	1,078	325
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	386	61	-	325
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	14,413	13,335	1,078	-
ヘッジ手段であるデリバティブ	3,671	-	3,671	-
公正価値で測定している金融資産合計	437,173	83,389	336,897	16,887
レベル1からの振替: 同一商品の活発な市場における相場価格			932	7
レベル2からの振替: 観察可能なデータに基づく評価額		966		2,312
レベル3からの振替: 観察可能でないデータに基づく評価額		23	7,914	
各レベルへの振替額合計		989	8,846	2,319

レベル1とレベル2間の振替には、主に短期国債、債券およびその他の固定利付証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、主に売買目的保有のデリバティブが含まれている。

レベル3からレベル2への振替には、主に顧客および金融機関に対する売戻条件付買入有価証券ならびに売買目的保有のデリバティブが含まれている。

観察可能性のマッピングの見直しの結果、当事業年度に、レベル3からレベル2への区分変更を、売戻条件付買入有価証券について3,000百万ユーロ行っている。デリバティブについては、この観察可能性のマッピングの見直しにより当事業年度に、レベル3からレベル2への区分変更を957百万ユーロ、レベル2からレベル3への区分変更を567百万ユーロ行っている。

公正価値で測定している金融負債

百万ユーロ	2025年 6月30日現在	同一商品の活発な 市場における 相場価格: レベル1	観察可能な データに基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
売買目的保有金融負債	322,295	41,992	272,682	7,621
空売り有価証券	41,995	41,932	54	9
買戻条件付売却有価証券	141,252	-	137,722	3,530
発行債券	-	-	-	-
金融機関に対する債務	-	-	-	-
顧客に対する債務	-	-	-	-
デリバティブ	139,048	60	134,906	4,082
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債	70,960	-	52,809	18,151
ヘッジ手段であるデリバティブ	3,766	3	3,763	-
公正価値で測定している金融負債合計	397,021	41,995	329,254	25,772
レベル1からの振替:同一商品の活発な市場における相場価格			18	-
レベル2からの振替:観察可能なデータに基づく評価額		33		343
レベル3からの振替:観察可能でないデータに基づく評価額		3	3,927	
各レベルへの振替額合計		36	3,945	343

レベル3への、およびレベル3からの振替には、主に金融機関に対する買戻条件付売却有価証券、売買目的保有のデリバティブ、および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債が含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債について、観察可能性のマッピングの見直しの結果、当上半期に、レベル3からレベル2への区分変更を676百万ユーロ、レベル2からレベル3への区分変更を142百万ユーロ行っている。

デリバティブについては、この観察可能性のマッピングの見直しにより当上半期に、レベル3からレベル2への区分変更を33百万ユーロ、レベル2からレベル3への区分変更を162百万ユーロ行っている。

百万ユーロ	2024年 12月31日現在	同一商品の活発な 市場における 相場価格: レベル1	観察可能な データに基づく 評価額: レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額: レベル3
売買目的保有金融負債	338,132	47,154	283,429	7,549
空売り有価証券	47,372	47,120	203	49
買戻条件付売却有価証券	136,536	-	132,514	4,022
発行債券	-	-	-	-
金融機関に対する債務	-	-	-	-
顧客に対する債務	-	-	-	-
デリバティブ	154,224	34	150,712	3,478
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債	68,369	-	49,970	18,399
ヘッジ手段であるデリバティブ	3,190	5	3,185	-
公正価値で測定している金融負債合計	409,691	47,159	336,584	25,948
レベル1からの振替:同一商品の活発な市場における相場価格			72	-

レベル2からの振替:観察可能なデータに基づく評価額	78		1,883
レベル3からの振替:観察可能でないデータに基づく評価額	-	7,135	
各レベルへの振替額合計	78	7,207	1,883

レベル3への、およびレベル3からの振替には、主に金融機関に対する買戻条件付売却有価証券、売買目的保有のデリバティブ、および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債が含まれている。

観察可能性のマッピングの見直しの結果、当事業年度に、レベル3からレベル2への区分変更を買戻条件付売却有価証券について350百万ユーロ、レベル3からレベル2への区分変更を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債について2,631百万ユーロ行っている。デリバティブについては、この見直しにより当事業年度に、レベル3からレベル2への区分変更を314百万ユーロ、レベル2からレベル3への区分変更を995百万ユーロ行っている。

レベル1とレベル2間の振替には、主に空売り有価証券が含まれている。

レベル1に分類された金融商品

レベル1は、原資産(金利、為替、貴金属、主要な株価指数)を問わず、活発で組織的な市場で取引されているすべてのデリバティブ(オプション、先物など)、活発な市場の相場のある株式および債券から構成される。

市場が活発であるとみなされるのは、相場価格が取引所、ブローカー、ディーラー、価格算定業者または規制機関から容易かつ定期的に入手可能な場合であり、相場価格は正常な競争状態にある市場で通常行われる実際の取引を表している。

社債、政府債および政府機関債のうち、独立した情報源から入手した価格に基づき評価され、その評価額が定期的に更新されるものは、レベル1に分類される。これには、ソブリン債、政府機関債および社債の大部分が含まれる。上場されていないものは、レベル3に分類される。

レベル2に分類された金融商品

レベル2として会計処理された主な金融商品は、以下の通りである。

売戻条件付買入有価証券/買戻条件付売却有価証券

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債

発行負債および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債は、その組込デリバティブがレベル2に属すると考えられる場合、レベル2に分類される。

店頭デリバティブ

レベル2に分類される主な店頭デリバティブは、観察可能と考えられるインプットを使用して評価されており、その評価技法がモデル・リスクに対する重要なエクスポージャーを生じさせないものである。

したがって、レベル2には主に以下が含まれる。

- ・金利スワップ、通貨スワップおよび先物為替契約などの線形デリバティブ。これらは、直接的に観察可能なインプット(為替レート、金利)または観察可能な市場価格(通貨スワップ)から算出されるインプットのいずれかに基づき、市場で広く用いられる単純なモデルを使用して評価する。
- ・デジタルオプションを含む、キャップ、フロア、スワップション、通貨オプション、エクイティ・オプションおよびクレジット・デフォルト・スワップなどの非線形バニラ商品。これらは、直接的に観察可能なインプット(為替レート、金利、株価)または観察可能な市場価格から算出し得るインプット(ボラティリティ)のいずれかに基づき、市場で広く用いられる単純なモデルを使用して評価する。
- ・キャンセラブル・スワップ、主要通貨の通貨バスケットなどの単一の前資産を有する単純なエキゾチック商品。

これらの商品は、やや複雑だが市場で広く使用されるモデルを使用して評価する。重大な評価パラメータは観察可能である。価格は市場で観察可能(主にブローカー価格)である。市場のコンセンサスが入手可能な場合には、内部評価の裏付けとして利用する。

- ・活発でないとみなされる市場で取引され、独立の評価額が入手可能な有価証券、上場株式オプション、および株式先物

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品とは、レベル1およびレベル2に分類するための条件を満たさないものであり、主に評価が重大な観察可能でないインプットに基づいている、および/またはモデル・リスクがある商品である。

レベル3に分類された新たな取引の初日利得は、当初認識時には繰り延べる。初日利得は、観察可能でない期間(一定の場合には当該取引の満期までの期間)にわたり純損益に配分する。

したがって、レベル3には主に以下が含まれる。

売戻条件付買入有価証券/買戻条件付売却有価証券

対象となる取引の満期および原資産によってはレボ取引が該当する。

顧客に対する債権

有価証券

レベル3の有価証券は、主に以下の通りである。

- ・非上場株式または独立した評価額が入手可能でない債券
- ・独立した相場の気配があるが必ずしも実行可能でないIABS

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債

発行負債および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債は、その組込デリバティブがレベル3に属すると考えられる場合、レベル3に分類される。

店頭デリバティブ

観察可能でない商品に含まれるのは、観察可能でないと判断されるパラメータの使用により重要なモデル・リスク・エクスポージャーに晒されている、複雑な金融商品である。

これらの方針はすべて、観察可能性のマッピング(リスク要因/商品、原資産(通貨、株価など)、および満期別に適用されるレベルの区分を示すもの。)に適用している。

主に以下がレベル3に分類される。

- ・線形の金利商品または為替商品で、主要通貨の場合満期が非常に長期、新興国通貨の場合満期がより短期の商品
- ・非線形の金利商品または為替商品(主要通貨の場合満期が長期、新興国通貨の場合満期がより短期の商品)
- ・以下の複雑なデリバティブは、重要なモデル・リスクがあること、流動性が低く評価パラメータの定期的かつ正確な見積りができないことから、観察可能でないと判断している。
 - 一定のエクイティ・デリバティブ。すなわち、十分な市場のないオプション、満期が非常に長期のオプション、またはその評価額が異なる原株式間の観察可能でない相関の影響を受ける商品
 - G10通貨の標準的でないキャンセラブル・スワップ、または新興国通貨の特定のキャンセラブル・スワップ
 - 標準的でない種類のリパッケージ債またはクレジット・リンク債の発行体(ソブリン、または事業会社/金融機関)に係る不測のリスクを有し、その評価が複数の観察可能でないパラメータに基づく金利/クレジット混合商品
 - 指数のフォワードボラティリティを基礎とする、または2つの指数間のベーススの影響を著しく受ける一定の商品
 - 複数のリスククラス(金利、信用、為替、インフレーション、および株式)間の観察可能でない相関に対するエクスポージャーを生じさせる複数の原資産をもつ商品
 - 早期償還率に対するエクスポージャーを生じさせる証券化スワップ。早期償還率は、類似のポートフォリオの過去のデータに基づいて算定される。

[次へ](#)

9.2 レベル3の公正価値で測定している金融商品の残高の変動

レベル3の公正価値で測定している金融資産

百万ユーロ	売買目的保有金融資産						純損益を通じて公正価値で測定する その他の金融資産			資本を通じて公正価値で 測定する金融資産	
	レベル3の公正 価値で測定し ている 金融資産	金融機関に対 する債権	顧客に 対する 債権	売戻条件付買 入有価 証券	売買目的 保有 有価証券	デリバ ティブ	純損益を通じて 公正価値で測定 する資本性金融 商品	SPPI要件を満たさない 負債性金融商品		資本(純損益に 振り替えられ ない)を通じて 公正価値で測 定する資本性 金融商品	資本(純損益に 振り替えられ る)を通じて公 正価値で測定 する負債性金 融商品
								株式、 その他の変動 利付証券および 非連結会社に対 する参加持分	顧客に対する 債権	負債性証券	
期末残高(2024年12月31日)	16,887	19	1,145	8,879	610	5,754	155	-	-	325	-
当期間の利得/損失合計 ¹	(754)	-	8	(959)	310	(294)	(2)	-	-	183	-
純損益計上額	(701)	-	42	(784)	310	(278)	9	-	-	-	-
資本計上額	(53)	-	(34)	(175)	-	(16)	(11)	-	-	183	-
購入	8,839	-	421	4,374	2,440	1,595	2	-	-	7	-
売却	(1,306)	(19)	(370)	-	(706)	-	-	-	-	(211)	-
発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
決済	(3,433)	-	(18)	(3,112)	-	(303)	-	-	-	-	-
分類変更	23	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-
範囲の変更	(1)	-	-	-	-	-	(1)	-	-	-	-
振替	(3,874)	-	-	(2,027)	(1,369)	(479)	-	-	-	1	-
レベル3への振替	278	-	-	-	5	272	-	-	-	1	-
レベル3からの振替	(4,152)	-	-	(2,027)	(1,374)	(751)	-	-	-	-	-
期末残高(2025年6月30日)	16,381	-	1,209	7,155	1,285	6,273	154	-	-	305	-

¹ この残高には、期末日現在の貸借対照表上の保有資産から生じた当期間の利得および損失が以下の通り含まれている。

期末日現在の貸借対照表上のレベル3の保有資産に係る当期間の利得/損失	(754)
純損益計上額	(701)
資本計上額	(53)

[次へ](#)

レベル3の公正価値で測定している金融負債

百万ユーロ	レベル3 の公正価値で測定 している 金融負債	売買目的保有金融負債						純損益を 通じて 公正価値で 測定するもの として指定し た金融負債	ヘッジ手段 である デリバ ティブ
		空売り 有価 証券	買戻条件付 売却 有価証券	発行 債券	金融機関に 対する債務	顧客に 対する債務	デリバ ティブ		
期末残高(2024年12月31日)	25,948	49	4,022	-	-	-	3,478	18,399	-
当期間の利得/損失合計 ¹	755	(1)	(199)	-	-	-	(73)	1,028	-
純損益計上額	792	(1)	(199)	-	-	-	(55)	1,047	-
資本計上額	(37)	-	-	-	-	-	(18)	(19)	-
購入	3,104	87	1,923	-	-	-	1,000	94	-
売却	(134)	(112)	-	-	-	-	-	(22)	-
発行	3,803	-	-	-	-	-	-	3,803	-
決済	(4,117)	(12)	(1,980)	-	-	-	(301)	(1,824)	-
分類変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-
範囲の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-
振替	(3,587)	(2)	(236)	-	-	-	(22)	(3,327)	-
レベル3への振替	343	-	-	-	-	-	201	142	-
レベル3からの振替	(3,930)	(2)	(236)	-	-	-	(223)	(3,469)	-
期末残高(2025年6月30日)	25,772	9	3,530	-	-	-	4,082	18,151	-

¹ この残高には、期末日現在の貸借対照表上の保有資産から生じた当期間の利得および損失が以下の通り含まれている。

期末日現在の貸借対照表上のレベル3の保有負債から生じた当期間の利得/損失	755
純損益計上額	792
資本計上額	(37)

売買目的保有金融商品、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品、およびデリバティブに係る利得および損失の純損益への認識額は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)」に計上している。資本を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失の純損益への認識額は、「資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)」に計上している。

9.3 初日利得を反映した場合の影響額の測定

百万ユーロ	2025年6月30日	2024年12月31日
1月1日現在の繰延利得	304	359
期中の新たな取引により生じた繰延利得	102	245
期中に純損益に認識した繰延利得	(53)	(300)
期末現在の繰延利得	353	304

レベル3の公正価値に該当する市場取引に係る初日利得は、貸借対照表上繰り延べ、時の経過に応じてまたは観察可能でなかったパラメータが観察可能になった時点で、純損益に認識している。

9.4 償却原価で認識している負債性証券の公正価値

IFRS第7号では、公正価値で認識していない金融商品に関する開示が要求されている。

当該金融商品の「貸借対照表価額」の表示金額には、該当する債権および債務が含まれており、資産については減損控除後の金額となっている。また、当該貸借対照表価額のうち、公正価値ヘッジによるミクロヘッジを行っているヘッジ対象のヘッジされている部分については、公正価値で計上している。ただし、金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価差額は、当該金融商品の表示科目の帳簿価額には含めていない。

負債性金融商品を貸借対照表の資産の部に償却原価で認識するには、以下の2つの要件をいずれも満たす必要がある。

- ・資産の存続期間にわたり契約上のキャッシュ・フローを回収することを管理目的とするポートフォリオで管理されており、かつ資産の売却が厳格に制限されていること。
- ・元本の返済と利息の支払を受ける権利のみが与えられており、利息が貨幣の時間価値、金融商品に係る信用リスク、伝統的な貸出契約に係るその他のコストおよびリスク、合理的なマージンを反映したものであること(利息が固定か変動かは問わない。)(「元本および元本残高に対する利息の支払のみであること」のテスト、または「SPPI」テスト)。

このため、当該金融商品の市場価値に関する開示は、特に以下に留意の上、分析が行われる必要がある。

- ・記載されている市場価値は、2025年6月30日現在の市場価値の見積額である。ただし、これらの市場価値は市場パラメータ、特に金利の変動および契約相手先の信用リスクの質に応じて変動する可能性がある。これらの変動により、下記の指標的な公正価値と、認識の中止時点(特に金融商品の分類が回収を管理目的とする事業モデルに該当する場合の満期時または満期に近い時点)の価値が大きく乖離する可能性がある。

したがって、当該公正価値の開示金額と帳簿価額との差額は、事業の継続性を前提とした場合、実現可能価値を表していない。

- ・事業モデルがポートフォリオ内の金融商品のキャッシュ・フローの回収を目的とする場合、当該ポートフォリオは公正価値の変動をベースに管理されておらず、資産の業績評価は商品の存続期間にわたり受領する契約上のキャッシュ・フローを基に行われている。
- ・償却原価で認識している商品の公正価値の開示金額の見積りには、評価モデルが使用されている(主に顧客に対する貸出金および債権、より具体的には評価額がレベル3の観察可能でないデータに基づく金融商品)。

2025年6月30日現在の負債性証券の帳簿価額は40,270百万ユーロである。市場価値は40,217百万ユーロ(すなわち、未実現損失53百万ユーロ)である。

2024年12月31日現在の当該商品の帳簿価額および市場価値は、それぞれ40,979百万ユーロ、40,887百万ユーロ(すなわち、未実現損失92百万ユーロ)であった。

注記10:関連当事者

クレディ・アグリコル・CIB・グループの関連当事者には、クレディ・アグリコル・グループの会社、クレディ・アグリコル・CIB・グループが連結または持分法を適用している会社、およびクレディ・アグリコル・CIB・グループの経営幹部が含まれる。

クレディ・アグリコル・グループとの関係

クレディ・アグリコル・CIB・グループと、クレディ・アグリコル・CIB・グループ以外のクレディ・アグリコル・グループとの間で行われた貸借対照表上およびオフバランスの残高ならびに損益計算書上の取引の要約は、下表の通りである。

百万ユーロ	2025年6月30日
資産	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	55,934
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	95
償却原価で測定する金融資産	31,270
当期および繰延税金資産	6
経過勘定およびその他の資産	11,434
有形固定資産	212
負債	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	28,017
償却原価で測定する金融負債	48,801
当期および繰延税金負債	67
経過勘定およびその他の負債	16,693
引当金	-
劣後債務	4,448
剰余金(発行AT1債)	12,183
融資および保証コミットメント	
コミットメントの供与	1,912
融資コミットメント	797
保証コミットメント	1,115
コミットメントの受入	4,839
融資コミットメント	512
保証コミットメント	4,327

百万ユーロ	2025年6月30日
損益計算書	
純利息収入	(460)
手数料	(2)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	1,246
資本を通じて公正価値で測定または償却原価で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	9
その他の業務損益	(5)
営業費用	5
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	(17)
リスク費用	(2)

その他の資産に係る純利得/(損失)	-
法人所得税	(50)

償却原価で測定する金融商品および損益計算書の純利息収入は、クレディ・アグリコル・CIB・グループとクレディ・アグリコル・グループ間のキャッシュ・フローを表している。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品およびこれに係る損益は、主に売買目的保有デリバティブに関するものであり、クレディ・アグリコル・グループの金利リスクのヘッジ取引をクレディ・アグリコル・CIB・グループが市場で手配したものである。

経過勘定には、主にデリバティブ取引に関して現金により差し入れたまたは受領した追加証拠金(または変動証拠金)および保証金が含まれている。

1996年12月27日以降クレディ・アグリコル・グループが所有しているクレディ・アグリコル・CIBおよびその一部の子会社は、クレディ・アグリコル・エス・エーが形成した連結納税グループの一員となっている。このため、クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコル・CIBの税務上の欠損金のうちクレディ・アグリコル・グループの課税所得から控除可能な額について、同行に補償を行っている。

損益計算書の営業費用の主な内訳は、クレディ・アグリコル・グループの企業に提供したまたは当該企業から受けたITサービスおよびITサポートに係る費用または費用の払戻額である。

クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結会社間関係

連結会社間取引は、全額消去している。

連結会社と持分法適用会社間の当期間末現在の残高は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結財務諸表上消去していない。

2025年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループの企業と、その共同支配企業であるUBAF間で消去していない貸借対照表上およびオフバランスの残高ならびに損益計算書上の取引は、以下の通りである。

百万ユーロ	2025年6月30日
資産	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	14
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	3
償却原価で測定する金融資産	-
経過勘定およびその他の資産	3
負債	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	5
償却原価で測定する金融負債	9
経過勘定およびその他の負債	9
引当金	-
融資および保証コミットメント	
コミットメントの供与	18
融資コミットメント	-
保証コミットメント	18
コミットメントの受入	-
融資コミットメント	-
保証コミットメント	-
百万ユーロ	2025年6月30日

損益計算書	
純利息収入	-
手数料	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	4
資本を通じて公正価値で測定または償却原価で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	3
その他の業務損益	-
営業費用	2
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	-
リスク費用	-
その他の資産に係る純利得/(損失)	-
法人所得税	-

注記11: 中間会計期間末後の事象

中間会計期間末後に生じた事象はなかった。

[次へ](#)

要約中間連結財務諸表に対する法定監査人の報告書

2025年1月1日から6月30日までの期間

株主各位：

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

モンルージュ セデックス、92547 CS 70052、レ・ゼタジュニ広場 12番地

貴社株主総会から委任された職務の遂行により、および通貨金融法典L.451-1条2 に従い、私たちは以下を実施した。

- ・添付の2025年1月1日から6月30日までの期間のクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの要約中間連結財務諸表のレビュー
- ・中間経営報告書に記載された情報の検証

要約中間連結財務諸表を作成する責任は取締役会にある。私たちの責任は、私たちのレビューに基づき、これらの要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

1. 要約中間連結財務諸表に対する結論

私たちは、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠してレビューを行った。

レビューにおいては、主として会計および財務に関する事項に責任を有する上級経営陣に対する質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が実施される。レビューは、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続きである。このため、レビューにより得られる全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについての保証は、監査に比べて低い限定的保証となる。

私たちが実施したレビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、期中財務情報に関して欧州連合が採択するIFRSの基準であるIAS第34号に準拠していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

2. 特定の検証

私たちはまた、中間経営報告書に記載された情報のうち、私たちがレビューを実施した要約中間連結財務諸表に関する記載についても検証を実施した。

私たちは、当該情報の適正性および要約中間連結財務諸表との整合性に関して、報告すべき事項はない。

法定監査人

ルヴァロワ・ペレおよびヌイイ・シュル・セーヌ、2025年8月5日

フォーヴィス・マザー・エス・エー
ジャン・ラトルゼフ オリビエ・ガタール
パートナー パートナー

プライスウォーターハウスクーパース・オーディット
バラ・ナイジャ ジネブ・エル・マーニ
パートナー パートナー

2 【その他】

(1) 後発事象

2025年6月30日現在の中間連結財務諸表の注記11に開示した事象以外に、中間会計期間末（2025年6月30日）後、半期報告書提出日（2025年9月29日）までに生じたその他の重要な事象はない。

(2) 訴訟

2025年6月30日現在、上記「第3 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載したもの以外に、当社は重要な訴訟に関与していない。

3 【フランスと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の中間連結財務諸表は、欧州連合で採択され、国際会計基準審議会により発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引および他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正および組替が行われる。また、IFRS第11号「共同支配の取決め」および国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、関連会社または共同支配企業が類似の状況における同様の取引および事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社または共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社または共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理等）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、およ

び国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社およびその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3ヶ月を超えてはならず、報告期間の長さおよび財務諸表の日付の差異は每期同一でなければならない。

また、関連会社および共同支配企業については、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社または共同支配企業と異なる場合には、関連会社または共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社または共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3ヶ月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は每期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引または事象が発生しているときには、必要な修正または注記を行う。

(2) 連結の範囲および持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結、IFRS第11号「共同支配の取決め」およびIAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、投資先に対して共同支配または重要な影響力を有する企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IFRS第11号では、共同支配の取決めの2つの形態（共同支配事業および共同支配企業）による共同支配の方法の概要について定めている。共同支配事業とは、共同支配を有する当事者が共同支配の取決めに関する資産に対する権利および負債に対する義務を有している共同支配の取決めであり、当該当事者は、共同支配事業

に対する持分に関する資産、負債、収益および費用を認識しなければならない。一方、共同支配企業とは、共同支配を有する当事者が共同支配の取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めであり、共同支配企業については、比例連結ではなく、改訂IAS第28号に従い持分法による会計処理が行われる。

またIFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）を「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業」と定義し、組成された企業への関与についての開示要求事項を定めている。組成された企業は、上記IFRS第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を行使することができる会社（関連会社）に対しては、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資に持分法を適用する。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

(3) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非

連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

(4) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている。（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

ただし、日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

(a) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付もしくは引渡しまたは返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するかまたは返還される対価の金額を取得原価から減額すると共に、のれんの修正を行う。

(b) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(c) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、每期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

(5) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

- ・ 非支配持分の公正価値
- ・ 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように非支配株主持分を当初認識時に公正価値で測定する方法（全部のれん方式）は認められず、取得日における非支配株主持分は同日における被取得企業の識別可能純資産の時価に対する非支配株主の持分で測定される。

(6) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産または資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産または資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当

初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連指針に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については債権の状況に応じて財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法、破産更生債権等については財務内容評価法と、債権の区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(7) ヘッジ会計

IFRSでは、企業がIFRS第9号「金融商品」を最初に適用する際には、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項に代えて、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の要求事項を引き続き選択適用することが認められている（クレディ・アグリコル・グループは、当面の間、IFRS第9号のヘッジ会計のセクションを適用せず、IAS第39号の要求事項を適用することを選択している。）。IAS第39号では、リスク管理方針の文書化等の一定のヘッジ会計の要件を満たす場合には、以下のヘッジ関係に対するヘッジ会計の適用が認められている。

- ・公正価値ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または認識されていない確定約定（またはこれらの一部）の公正価値の変動に対するエクスポージャーのうち、特定リスクに起因し、かつ、純損益に影響し得るもののヘッジ。ヘッジ対象の特定リスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、共に純損益に認識される。

- ・キャッシュ・フロー・ヘッジ：キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産または負債に関連する特定のリスクまたは可能性の非常に高い予定取引に起因し、かつ純損益に影響しうるものに対するヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- ・在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる。）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる。）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

(8) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型および現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- ・持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよびそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財またはサービスの公正価値で測定する。従業員および他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- ・現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよび発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- ・現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引または当該取引の構成要素を、現金（または他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。また、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の適用対象とされる取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に係る費用の認識および測定については、企業会計基準第8号の定めに従うこととされている。

ただし、企業会計基準第8号および実務対応報告第41号の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（負債）処理される。また企業会計基準第8号では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が定められている。

(9) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、原則としてすべてのリースについて、資産および負債を認識することを借手に要求している。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。借手は、使用権資産をその他の非金融資産（有形固定資産等）と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。

日本では、2024年9月に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（合わせて「リース会計基準等」）が公表され、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用予定であり、早期適用も認められている。リース会計基準等では、原則として借手のすべてのリースについて使用権資産およびリース負債を計上すると共に、借手のリースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルを採用している。このようにリース会計基準等は、借手の会計処理についてはIFRS第16号の主要な定めの内容を取り入れることでIFRS第16号との整合性を図っている。

リース会計基準等が適用されるまでは、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」により、リース取引は、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義されている。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引については、原則として財務諸表にリース資産を計上し対応するリース債務を負債に計上すると共

にリース資産に係る減価償却費およびリース債務に係る利息相当額を計上すること、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することが要求されている。

(10) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産、処分グループに含まれる資産および負債、およびこれらに関連してその他の包括利益で認識された収益または費用の累計額を、財政状態計算書上区分して表示することが求められている。売却目的保有に分類した非流動資産（または処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定され、当該資産に係る減価償却は中止される。また、IFRSでは、売却目的保有資産グループや処分された資産グループが非継続事業の条件を満たす場合には、包括利益計算書（または純損益およびその他の包括利益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却または廃棄予定の固定資産は企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

(11) 退職後給付（確定給付制度）

(a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

(b) 数理計算上の仮定

・割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨では、報告期間の末日時点の当該通貨建の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、毎期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

(c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、連結財務諸表上その他の包括利益に含めて計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

(d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(12) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に基づき、研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならない。

(13) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡した資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡した金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(14) 投資不動産

IFRSでは、IAS第40号「投資不動産」に従い、投資不動産の当初認識後の評価方法として以下のいずれかを選択できる。

- ・ 公正価値モデル

投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。

- ・ 原価モデル

原価モデルでは、投資不動産を取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定することが要求される（ただし、売却目的保有への分類の要件を満たすか売却目的保有に分類される処分グループに含まれる場合にはIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い測定し、借手が使用権資産として保有していてIFRS第5号に従って売却目的で保有しているものではない場合にはIFRS第16号「リース」に従い測定する。）。原価モデルを選択した場合には、投資不動産の公正価値を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(15) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予想される消費のパターンに著しい変化があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下、JICPAという。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」および企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更および誤謬に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(c) 有形固定資産の再評価

IFRSでは、IAS第16号に従い、当初認識後の有形固定資産の測定として再評価モデルを適用することができる。再評価モデルでは、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却累計額およびその後の減損損失累計額を控除した額で計上される。

日本では、有形固定資産は取得原価で計上される。特別の法律によらない限り、資産の再評価は認められていない。

(16) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。ただし、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらす可能性が高く、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。ただし、不動産開発事業を行う場合にはJICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」に基づき、また、固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入コストの資産化が容認されている。

(17) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、貸倒引当金を計上する。

(18) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産および金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

- ・ 企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性
- ・ 企業が当期中および報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの内容および程度、ならびに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。

(19) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- ・償却原価で事後測定するもの：契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの：契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合
- ・純損益を通じて公正価値で事後測定するもの：上記以外の場合

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有またはIFRS第3号「企業結合」が適用される企業結合における取得企業によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプション、負債であるデリバティブおよびその他（IFRS第9号第4.2.1項で定める金融保証契約、ローン・コミットメントおよび企業結合における条件付対価）を除く。）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減する等の一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のよう

- に測定される。
- ・売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
 - ・満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
 - ・その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、または
 - 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
 - ・市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
 - ・貸出金および債権は取得原価または償却原価で測定される。

- ・金融負債のうち支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は債務額で測定される。ただし社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合等、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(20) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合（例、重要な新事業の取得、重要な事業の売却または停止の場合）にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的へ保有目的区分を変更することは認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への保有目的区分の変更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券の保有目的区分をすべて売却可能（その他有価証券）に変更することができる。）においてのみ認められている。

(21) 担保権行使資産

IFRSでは、担保権行使資産は、その資産の内容に応じて該当する基準に従う。なお、IFRS第7号「金融商品：開示」において、報告日現在で保有している担保権行使資産について、獲得した資産の性質および帳簿価額、ならびに容易に換金可能ではない場合に当該資産の処分または事業での使用に関する方針の開示が求められている。

日本では、設定された担保権を実行し取得した資産については、その資産の内容に応じて該当する会計処理に従う。

(22) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュール等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(23) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、株式交付費は、原則として支出時に費用として処理する。ただし、企業規模の拡大のために行う資金調達等の財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(24) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従って、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

(25) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益または費用のいかなる項目も、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益および特別損失を記載することが求められる。

(26) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、以下の通り企業は同基準第11項に基づき有給休暇の形式による短期従業員給付の予想コストを認識する。

- (a) 累積型有給休暇の場合には、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時
- (b) 非累積型有給休暇の場合には、休暇が発生した時

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

(27) 法人所得税の不確実性

IFRSでは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を、法人所得税申告において使用したかまたは使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、最も可能性の高い金額または期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税および事業税等の更正等による追徴および還付の場合の当該追徴税額および還付税額、または、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額または当該還付税額を合理的に見積もることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合および還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額および還付税額を損益に計上することが求められている。このように、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの間の為替相場は、当該半期中において、2以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

当該事業年度の開始からこの半期報告書の提出までの期間において提出された書類および提出日は以下の通りである。

発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年1月6日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年1月10日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年1月16日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年1月22日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年1月24日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年1月31日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年1月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年1月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年1月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年1月31日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年2月5日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年2月6日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年2月14日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年2月17日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年2月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年2月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年2月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年2月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年2月21日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年2月28日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年2月28日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年3月12日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年3月14日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年3月14日
有価証券報告書および添付書類	提出日：2025年5月23日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年5月27日

訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年5月30日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年5月30日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月9日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月17日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月20日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月20日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年6月27日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月30日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年6月30日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2025年6月30日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年7月17日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年7月23日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年7月23日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

該当事項なし

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第 3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 日経平均株価

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無が日経平均株価により決定される社債を発行しているため、日経平均株価に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年10月24日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500複数株価 指数連動 デジタルクーポン 円建社債（グリーン ボンド）	2021年10月28日	2,481,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年11月14日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2021年11月12日	307,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年11月25日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2021年11月26日	745,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年12月19日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2021年12月22日	379,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年1月28日満期 日 米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債	2022年1月27日	451,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年1月26日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 デジタルクーポン 円建社債（グリーンbond）	2022年1月28日	133,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年1月26日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500複数株価指数連動 デジタルクーポン 円建社債	2022年1月28日	1,336,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年2月10日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年2月9日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年2月25日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年2月24日	401,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年3月11日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年3月10日	359,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年6月10日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年6月9日	610,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年7月24日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 デジタルクーポン 円建社債 ノックイン期間限定型（グリーンbond）	2022年7月28日	150,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年8月5日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年8月4日	423,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年11月20日満期 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2022年11月21日	526,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年1月15日満期 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年1月17日	634,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年2月12日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年2月13日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年3月1日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年2月28日	559,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年3月25日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年3月24日	584,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年5月31日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年5月30日	926,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年6月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年6月13日	915,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年6月22日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年6月29日	3,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年8月1日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年7月31日	2,500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年10月27日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年10月30日	788,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年11月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2023年11月14日	1,013,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年2月1日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年1月31日	704,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年3月5日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2024年3月4日	813,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年7月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年7月25日	1,437,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年10月31日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年10月30日	434,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年2月14日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年2月13日	2,777,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年3月21日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年3月19日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年7月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年7月25日	310,000,000円	無

(2) S&P500

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無がS&P500の水準により決定される社債を発行しているため、S&P500に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年10月24日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500複数株価 指数連動 デジタルクーポン 円建社債（グリーン ボンド）	2021年10月28日	2,481,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年11月14日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2021年11月12日	307,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年11月25日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2021年11月26日	745,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年12月19日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2021年12月22日	379,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年1月28日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年1月27日	451,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年1月26日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500複数株価指数連動 デジタルクーポン 円建社債	2022年1月28日	1,336,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年2月10日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年2月9日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年2月25日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年2月24日	401,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年3月11日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年3月10日	359,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年6月10日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年6月9日	610,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2026年8月5日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2022年8月4日	423,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年2月12日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年2月13日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2027年3月25日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年3月24日	584,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年5月31日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年5月30日	926,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年6月22日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年6月29日	3,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2028年10月27日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2023年10月30日	788,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年2月1日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年1月31日	704,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年7月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年7月25日	1,437,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2029年10月31日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2024年10月30日	434,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年2月14日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年2月13日	2,777,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年3月21日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年3月19日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年7月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2025年7月25日	310,000,000円	無

2 【当該指数等の推移】

(1) 日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年			
	最高	27,568.15		30,670.10		29,332.16		33,753.33		42,224.02			
	最低	16,552.83		27,013.25		24,717.53		25,716.86		31,458.42			
当該中間会計期間 における月別 最高・最低値	月	2025年1月		2025年2月		2025年3月		2025年4月		2025年5月		2025年6月	
	最高	40,083.30		39,461.47		38,027.29		36,045.38		38,432.98		40,487.39	
	最低	38,444.58		37,155.50		35,617.56		31,136.58		36,452.30		37,446.81	

出所：ブルームバーグ・エル・ビー

(2) S&P500の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年			
	最高	3,756.07		4,793.06		4,796.56		4,783.35		6,090.27			
	最低	2,237.40		3,700.65		3,577.03		3,808.10		4,688.68			
当該中間会計期間 における月別 最高・最低値	月	2025年1月		2025年2月		2025年3月		2025年4月		2025年5月		2025年6月	
	最高	6,118.71		6,144.15		5,849.72		5,670.97		5,963.60		6,204.95	
	最低	5,827.04		5,861.57		5,521.52		4,982.77		5,604.14		5,935.94	

出所：ブルームバーグ・エル・ピー